

第 8 期
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(案)

【令和 3 ～令和 5 年度】
(2021～2023 年度)



目 次

第1章 本計画について

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは 2
- 3 計画の位置付け 2
- 4 計画の期間 3

第2章 高齢者の現状と見込み

- 1 高齢者数の状況と今後の推計 4
- 2 前期高齢者人口と後期高齢者人口の比較 5
- 3 高齢化率の国との比較 6
- 4 認知症高齢者の推計 7
- 5 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推計 7
- 6 要支援・要介護認定者の状況と今後の推計 8

第3章 計画策定にあたって

- 1 近時の主な法改正等 9
- 2 計画策定にかかる「基本指針」 12
- 3 第7期計画の総括 14
 - (1) 第7期計画の進捗状況（令和元年度実施状況まで）
 - (2) アウトカム指標の状況
- 4 市民等意向調査からの課題 18
 - (1) 介護予防・生活支援
 - (2) 医療・介護・住まい

第4章 計画の基本理念と基本的方向

1	基本理念	2 1
2	基本指針	2 2
3	基本目標	2 2
4	日常生活圏域	2 4

第5章

施策の体系	2 6
-------	-----

地域包括ケアシステムの推進体制	2 8
-----------------	-----

(1) 地域の課題・ニーズに基づく施策の展開

基本目標1 「介護予防・生活支援」の基盤づくりと拡大に向けて	2 8
--------------------------------	-----

(1) 介護予防・生活支援の体制整備

(2) 就労や社会参加の促進

(3) 介護予防と健康づくりの推進

(4) 生活支援サービスと見守り支援の充実

基本目標2 「医療・介護」の連携推進と提供体制確保に向けて	4 5
-------------------------------	-----

(1) 在宅医療・介護連携の推進

(2) 認知症施策の推進

(3) 相談窓口の充実とケアマネジメント

(4) 点検・指導監督等による介護保険事業の信頼向上

(5) 介護にかかる負担軽減と介護離職の防止

(6) 介護人材確保と業務効率化の支援

基本目標3 「住まい」の安心・安全と共生のまちづくりに向けて	6 5
--------------------------------	-----

(1) 個々のニーズに応じた住まいの支援

(2) 地域の安全・安心対策の推進

(3) 「まちの健康」づくりの推進

(4) 高齢者の権利擁護の支援

(5) 地域共生社会に向けて

第6章 計画の進行管理

1	計画の進捗管理	80
	(1) 事業の評価指標等の設定	
	(2) アウトカム（成果）の評価指標等の設定	
	(3) 重点事業及びアウトカム（成果）の評価・分析	
	(4) 施策の見直し・改善	
2	施策・指標マップ	82
3	施策及び進行管理事業	84
4	アウトカム（成果）	86

市民意向等調査概要

1	市民等意向調査の概要	90
2	主なアンケート調査結果	92

第 1 章

本計画について

1 計画策定の趣旨

令和2年（2020年）9月現在、日本の65歳以上の高齢者の人口は、前年より約30万人増加の3,617万人となり、過去最多を更新しました。一方で、総人口は1億2,586万人と、前年より約29万人減少しています。総人口に占める高齢者人口の割合である高齢化率は、28.7%と過去最高を更新し、世界で最も高い割合となっています（出典：総務省統計局「人口推計」）。本市においては、令和2年9月末の高齢者人口は104,695人、高齢化率は21.3%となりました。全国平均と比べて、高齢化率は低いものの、75歳以上の後期高齢者の人口が、初めて高齢者人口の過半数を占めるようになり、高齢者の中での「高年齢化」が、確実に進行しています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域で暮らす一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を支えること、認知症の高齢者を支えること、医療ニーズを抱えて生活する方や、要介護者のサービスを確保すること、家族の介護負担を軽減することなど、様々な課題が浮上しています。近年の自然災害の多発や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対応も、新たな課題となっています。

また、若年人口が減少局面を迎える中で、高齢者の日常生活や、医療・介護を支える人材の確保が一層の課題となっており、高齢者が社会の担い手として活躍する機会の拡大や、健康上の問題により日常生活が制限されることのない期間（健康寿命）を伸ばしていくことが、これまで以上に求められています。

こうした背景のもと「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画計画」は、誰もが可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、持続可能な支援体制の構築とサービス提供の確保に向けて、「地域包括ケアシステム」を構築し、深化・推進することを目指します。

2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、本市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者に関する施策全般を計画するものです。

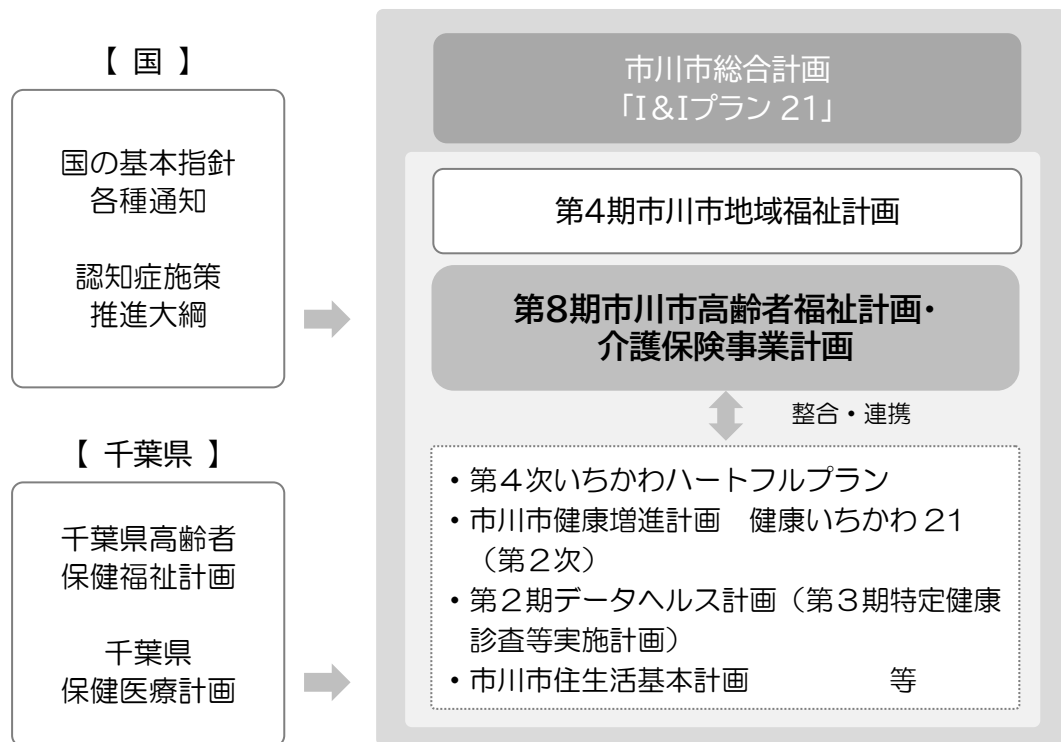
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要介護認定者等の人数やニーズを勘案し、必要なサービス量を見込んで介護保険料を算定するとともに、介護サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的とするものです。また、日常生活の支援、自立支援・重度化防止、費用の適正化等の取り組みと目標や、認知症についても記載することとされています。

なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。

3 計画の位置付け

本計画は、高齢者の生きがいや社会参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わる計画であることから、地域における高齢者・障がい者・子ども等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定める市川市地域福祉計画の内容を踏まえて策定する行政計画です。

また、県で定める計画との整合性を図るほか、障がい者施策、保健や医療施策、住まいや交通など的高齢者福祉等に関する他の個別計画との整合性・調和を図り、本計画を推進していきます。



4 計画の期間

介護保険法の規定により「介護保険事業計画」を、3年を一期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、その間のサービス量を見込み、必要な給付費等から介護保険料を算定します。また、第8期計画策定の考え方として、2040年までの中長期的な推計をもとに、サービス体制確保に取り組むことが求められています。



第2章

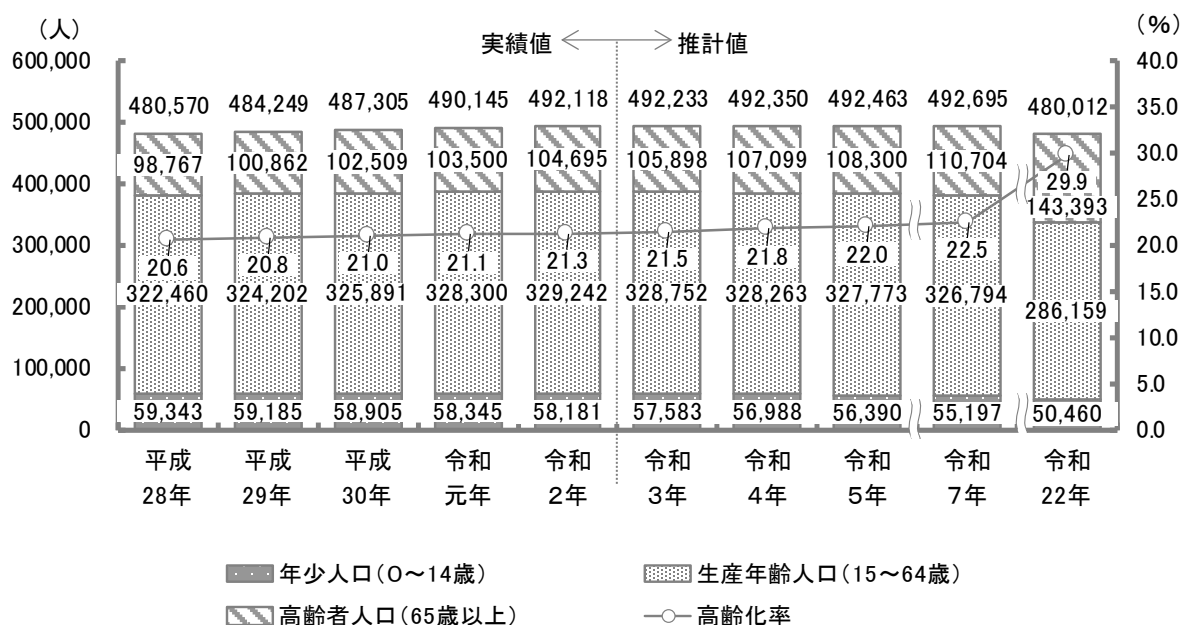
高齢者の現状と見込み

1 高齢者数の状況と今後の推計

本市の総人口は、令和2年（2020年）9月末に492,118人となっています。65歳以上の高齢者人口、及び総人口に占める割合である高齢化率は、ともに増加しており、高齢者人口が104,695人、高齢化率が21.3%となっています。

将来推計によると、総人口は令和7年（2025年）に492,695人となり、この頃に、ピークを迎える見込まれています。一方で、高齢者人口及び高齢化率は、その後も増加を続け、「団塊の世代」（1947年～49年生まれ）が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）には、高齢者人口が110,704人、高齢化率が22.5%となり、さらに、「団塊ジュニア世代」（1971年～74年生まれ）が全て65歳以上となる令和22年（2040年）には、高齢者人口が143,393人、高齢化率が29.9%となると推計されています。

年齢3区分別人口の推移と推計



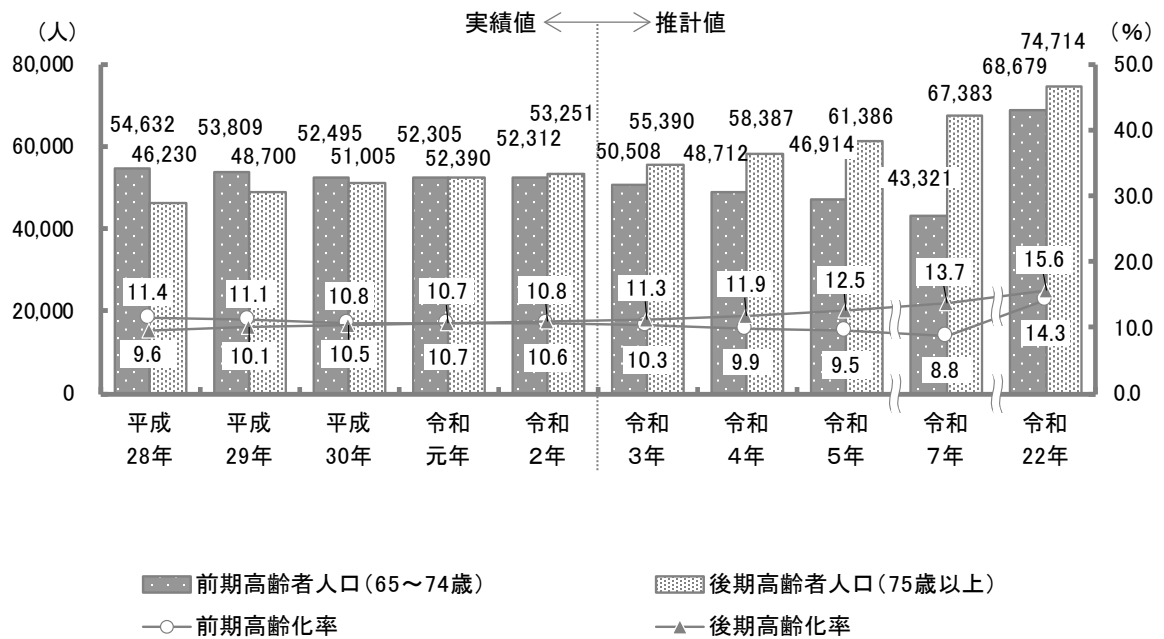
資料：実績は住民基本台帳（各年9月末現在）、推計は「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に基づく推計

2 前期高齢者人口と後期高齢者人口の比較

本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）人口は年々減少し、令和2年（2020年）に52,312人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）人口は増加しており、53,251人となっています。

総人口に対する前期高齢者人口と後期高齢者人口の割合は、令和2年に逆転しており、前期高齢者の割合は減少する一方、後期高齢者の割合は増加することが推計されます。なお、「団塊ジュニア世代」が、65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）頃にかけて、再び、前期高齢者の割合が伸びると見られます。

前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

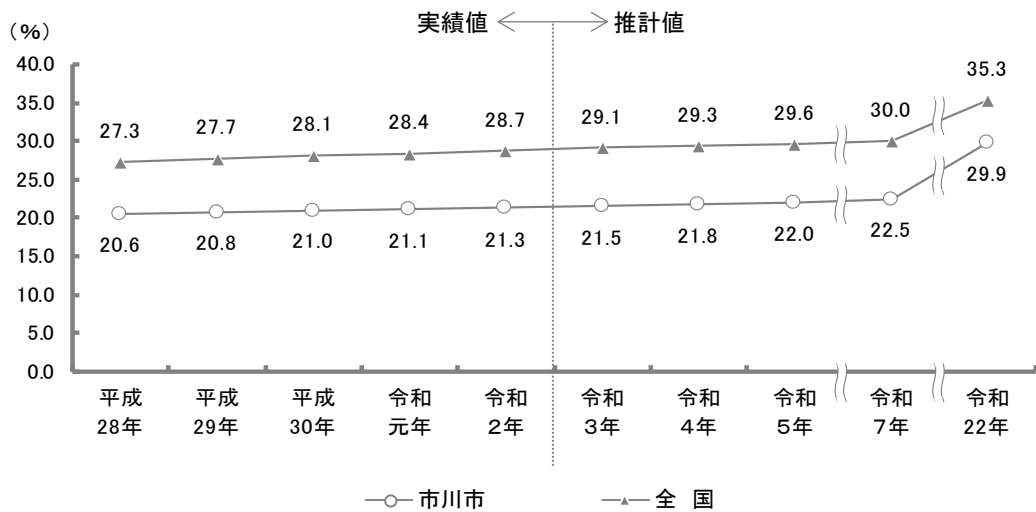


資料：実績は住民基本台帳（各年9月末日）、推計は「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」に基づく推計

3 高齢化率の国との比較

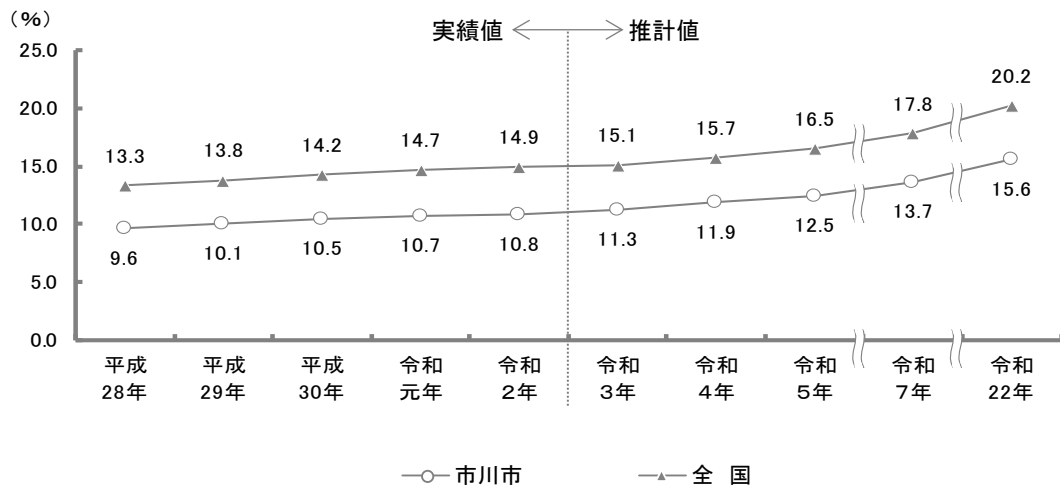
本市の高齢化率の推移をみると、全国と比べて低い割合で推移しており、令和2年には21.3%と、全国と比べ7.4ポイント低くなっています。令和3年以降の推計をみると、全国と比べて低い割合は維持されると推定されます。

高齢化率の推移（市川市・全国）



後期高齢者人口の割合も、全国と比べると低い水準で推移することが見込まれます。

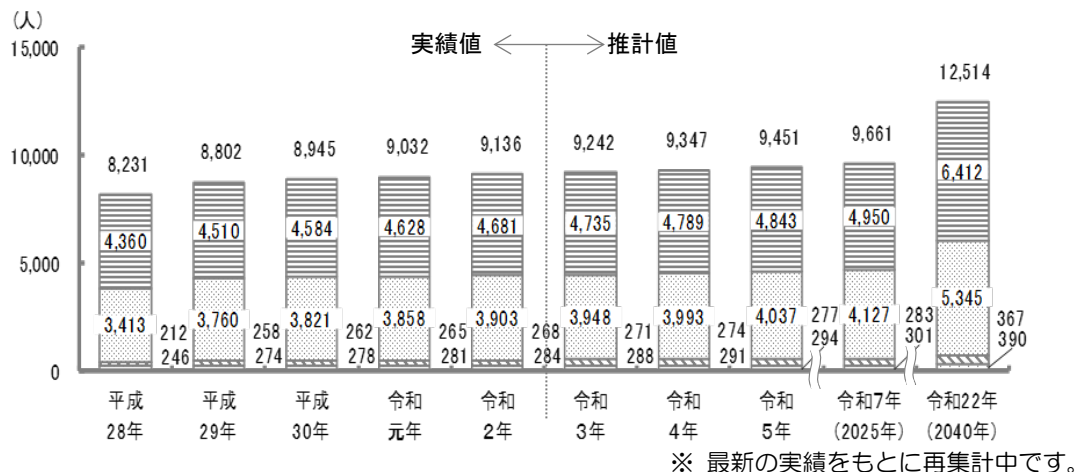
後期高齢者人口割合の推移（市川市・全国）



資料：市川市 平成28年から令和2年までは住民基本台帳（各年9月末日現在）、推計は「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に基づく推計／全国 令和2年までは総務省統計局による各年9月末日現在の数値、令和3年からは、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口（平成29年推計）」による数値

4 認知症高齢者の推計

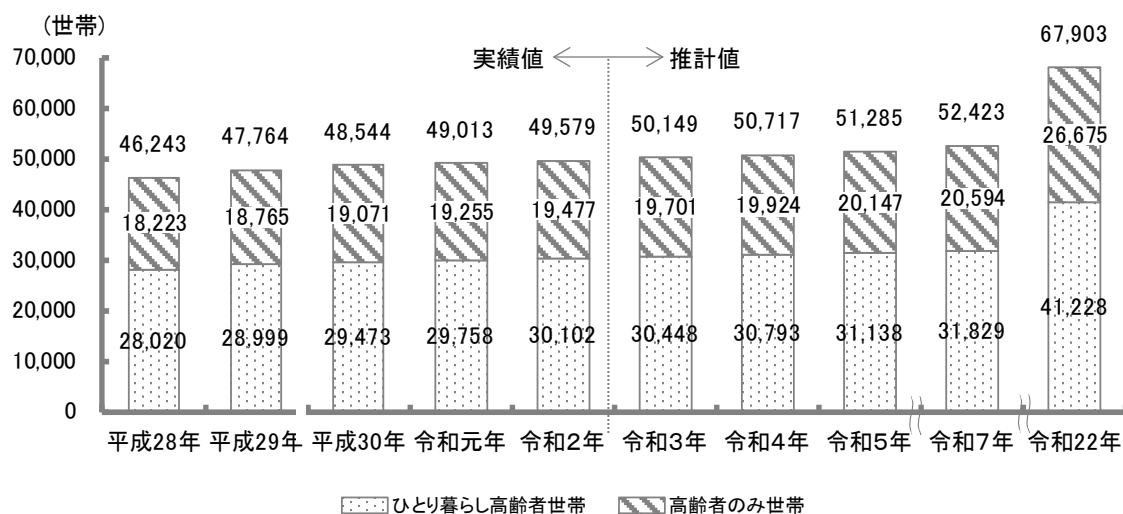
要支援・要介護認定の際に、「認知症高齢者の日常生活自立度」でⅡ以上と判定された認知症高齢者は、年々増加しており、令和 7 年（2025 年）には 9,661 人、令和 22 年（2040 年）には 12,514 人になると推定されます。



資料：平成 28 年から平成 29 年までは市川市介護保険システム（各年 9 月末日現在）による数値
平成 30 年から令和 7 年までは市川市介護保険システムによる数値に基づく推計値

5 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推計

高齢者世帯の推移をみると、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ（2人以上）の世帯ともに増加しており、令和 2 年（2020 年）では、両世帯を合わせて 49,579 世帯となっています。令和 7 年（2025 年）には 52,423 世帯、令和 22 年（2040 年）には 67,903 世帯になると推定されます。

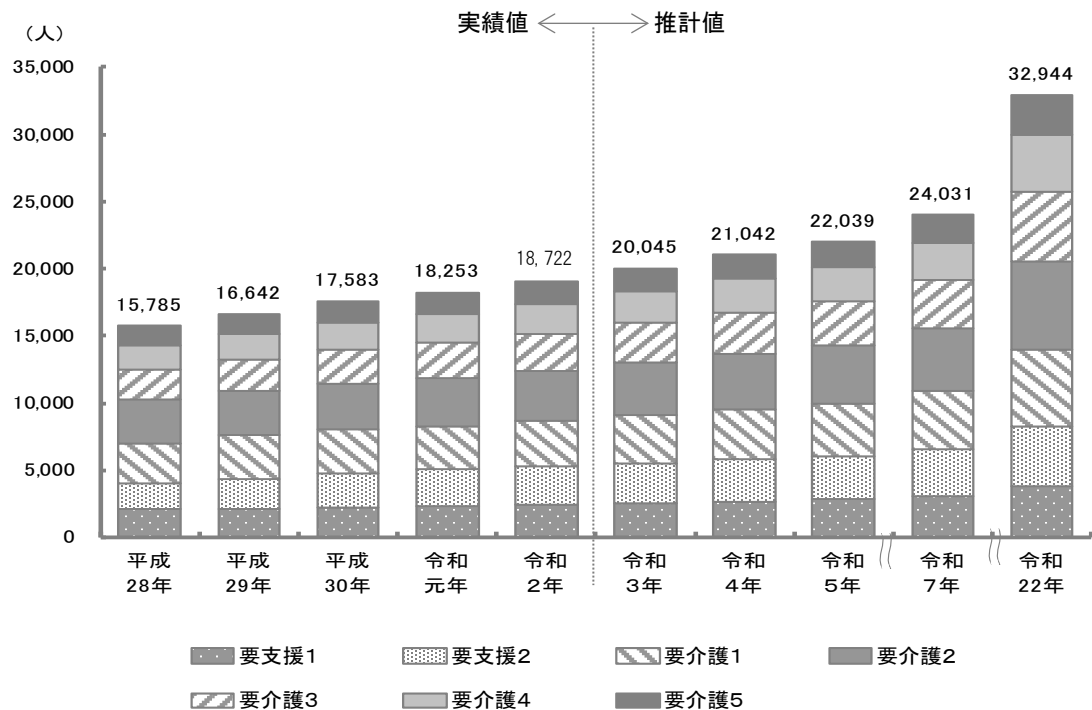


資料：平成 28 年から平成 29 年までは市川市介護保険システム（各年 9 月末日現在）による数値、平成 30 年から令和 22 年までは市川市介護保険システムによる数値に基づく推計値

6 要支援・要介護認定者の状況と今後の推計

本市の要支援・要介護認定者数は増加しており、令和2年（2020年）に19,040人となっています。その後も増加が見込まれ、令和7年（2025年）は24,031人、令和22年（2040年）には32,944人と推計されます。

要支援・要介護認定者の推移



要支援・要介護認定者の推移【内訳】

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
要支援1	2,066	2,132	2,249	2,354	2,443	2,568	2,694	2,819	3,069	3,774
要支援2	1,974	2,238	2,543	2,706	2,812	2,955	3,093	3,235	3,516	4,477
要介護1	2,986	3,212	3,283	3,247	3,385	3,566	3,749	3,929	4,291	5,772
要介護2	3,201	3,339	3,396	3,583	3,740	3,937	4,133	4,327	4,717	6,570
要介護3	2,215	2,334	2,528	2,665	2,788	2,941	3,089	3,239	3,537	5,146
要介護4	1,833	1,838	2,023	2,117	2,220	2,342	2,466	2,588	2,832	4,232
要介護5	1,510	1,549	1,561	1,581	1,652	1,736	1,818	1,902	2,069	2,973
合計	15,785	16,642	17,583	18,253	18,722	20,045	21,042	22,039	24,031	32,944

資料：介護保険事業報告月報（各年9月末実現在）

第 3 章

計画策定にあたって

1 近時の主な法改正等

(1) 介護保険制度の見直し（～平成29年度）

近年、国においては、地域包括ケアシステムの構築・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、制度の見直しを行ってきました。

第6期計画の策定年度である、平成26年（2014年）には、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われました。

また、第7期計画の策定年度である、平成29年（2017年）には、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

(2) 高齢社会対策大綱

高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、平成30年（2018年）2月16日に「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。本大綱は、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることとしています。

基本的な考え方として、（１）年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指すこと（２）地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作ること（３）技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向すること が示されています。

（３）認知症施策推進大綱

令和元年（2019年）6月18日には、「認知症施策推進大綱」が閣議決定されました。認知症の人は、平成30年には全国で500 万人を超え、65 歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症であると見込まれています。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくというのが、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方です。「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

認知症施策は、5つの柱に沿って進めていくとされています。

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

(4) 社会福祉法の改正

令和2年（2020年）6月5日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

このうち、社会福祉法の改正については、地域における複雑かつ複合化した支援ニーズに対応するため、介護、障がい、子どもおよび生活困窮に関する包括的な相談支援体制の整備や参加支援（社会とのつながりや参加の支援）等による地域福祉の推進が掲げられ、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

(5) 介護保険法の一部改正（令和2年度）

前項の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、介護保険法の一部改正がされ、市町村には、以下の事柄が求められています。

1. 福祉サービスに関する施策等を包括的に推進するに当たっては、「地域共生社会」（地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する社会）の実現に努めること。
2. 認知症の予防等に関する調査研究の活用等に努めるとともに、地域における認知症者への支援体制の整備等施策を総合的に推進すること。また、認知症者が、地域社会において尊厳を保持しつつ、他の人々と共生することができるように努めること。
3. 介護保険等関連情報等を活用し、地域支援事業の適切かつ有効な実施に努めること。
4. 市町村の介護保険事業計画に、介護従事者の確保や資質の向上、業務の効率化に関する事項、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居定員総数について定めるよう努めること。また、人口構造の変化の見通しを勘案して、計画を作成すること。

2 計画策定にかかる「基本指針」

近時の法改正等を受け、さらに、国の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、市町村の介護保険事業計画策定にかかるガイドラインである「基本指針」においては、以下の7つの事項の記載を充実させることが示されています。（社会保障審議会 介護保険部会（第91回） 令和2年7月27日より）

（1）2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025年・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

（2）地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

（3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進

（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

(7) 災害や感染症対策にかかる体制整備

- 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

3 第7期計画（平成30年度～令和2年度）の総括

第7期計画期間は、「地域包括ケアシステムの推進体制」と「3つの基本目標」を定め、重点事業については、PDCAサイクルを意識した進行管理に取り組みました。また、取り組みの成果を測り、基本理念の実現を目指すため、「アウトカム指標」を設けて評価しました。

(1) 第7期計画の進捗状況（令和元年度実施状況まで）

各年度の進捗状況の把握・評価については、数値指標を定め、到達度で評価しました。

指標の到達度	75%以上	「十分達成できた」
指標の到達度	50%～75%未満	「概ね達成できた」
指標の到達度	25%～50%未満	「やや不十分だった」
指標の到達度	25%未満	「不十分だった」

地域包括ケアシステムの推進体制

- 「地域の課題及びニーズの把握、分析」について「地域包括ケアシステム推進委員会」及び「地区推進会議」を開催し、十分達成できました。

基本目標1 「介護予防・生活支援」

- 住民主体の介護予防の取組である「市川みんなで体操」の、参加者数及び拠点を増やすことに取り組み、十分達成できました。また、介護予防の普及啓発のための「いきいき健康教室」の参加者数についても、十分達成できました。
- 介護予防・生活支援サービスの体制整備は、協議体の設置と会議開催を実施し、「地域活動の担い手養成研修」は、研修受講者を増やすことができ、いずれも十分達成できました。
- 生涯学習環境の充実については、「長寿ふれあいフェスティバル」の参加人数を増やすことができず、概ね達成となりました。地域活動の振興については、「いきいきセンター」の新規登録数を増やすことができ、十分達成できました。
- 高齢者の権利擁護と措置に関しては、成年後見制度に係るPR・啓発のための研修を開催し、十分達成できました。また、高齢者虐待への対応は、相談対応件数において、消費者被害の防止は、研修開催回数において、いずれも十分達成できました。

基本目標2 「医療・介護」

- 在宅医療・介護連携の推進については、連携の推進に資する会議開催日数、退院時の支援件数、研修に参加する高齢者サポートセンター数、住民対象の講演会開催数において、いずれも十分達成できました。
- 認知症施策の推進については、「認知症地域推進員」の高齢者サポートセンターへの配置数と相談件数、高齢者サポートセンターによる「認知症カフェ」開催支援数については、十分達成できました。「認知症サポーター養成講座」の開催回数は、令和元年度は目標に届かず、概ね達成となりました。
- 介護保険サービスの質の向上について、介護給付費適正化事業の「ケアプラン点検」等は十分達成できましたが、「認定調査員研修」については、令和元年度の受講者数が目標の半分以下となり、やや不十分となっています。なお、「介護相談員派遣事業」の派遣人数や受入れ事業者数、また、介護支援専門員からの相談件数や、研修会等の開催件数については、十分達成できました。
- 地域ケア会議の充実は、「地域ケア個別会議」の開催数において、十分達成できました。また、高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実は、関係機関等とのネットワーク会議への出席数において、十分達成できました。
- 介護人材確保については、「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者件数」の費用助成件数において、十分達成できました。

基本目標3 「住まい」

- 安心安全対策の推進の観点から、「避難行動要支援者名簿」の登録者数を増やすことに取り組みましたが、目標に届かず、やや不十分となりました。

(2) アウトカム指標の状況

年度ごと、または計画期間内での取組みの効果を測るため、アウトカム指標による評価を行いました。事業や取組みの実施状況に影響を受ける「中間アウトカム」と、「中間アウトカム」に影響を受け、さらに先にある基本理念につながる「最終アウトカム」とに区分しています。

中間アウトカム

《概ね十分な成果が得られた項目》

○ 多職種連携の実現

…多職種連携システムによる情報共有や地域ケア個別会議の参加職種等

○ 相談及び支援基盤の構築・強化

…高齢者サポートセンターの総合相談件数や成年後見の相談件数等

○ 高齢者の状態にあった支援の実現

…認知症初期集中チームの支援による医療・介護導入や改善した割合等

《十分な成果が得られなかった項目》

○ 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

…「閉じこもり」「会・グループへの参加」「運動機能」「転倒」「認知症」のそれぞれについて、リスクを抱える高齢者の割合（市民意向調査の結果分析による）

○ 多様な担い手や社会資源の確保及び育成

…「地域活動の担い手養成研修」修了者の地域活動実施団体への登録率

○ 要介護状態の予防・重度化防止の実現

…要介護認定の変化率（改善率）について平成 28 年度実績との比較

○ 地域での支えあい、認め合う仕組みの構築・円滑な運営

…「認知症カフェ登録数」および「認知症サポーター養成講座参加者数」

主に医療介護連携や相談支援については、取組み成果が確認できました。引き続き、強化に取り組んでまいります。十分な成果が得られなかった項目については、元になる事業の実施方法等を見直し、改善に取り組めます。

最終アウトカム

① 健康寿命の延伸			
指標	28 年度実績 (目標の方向性)	令和元年度実績 (目標)	評価
65 歳以上新規認定者の 平均年齢	79.0 歳 (上昇)	80.7 歳	上昇という目標を達成でき ている。

② 住み慣れた地域・居宅での自立した生活の維持・継続			
指標	28 年度実績 (目標の方向性)	令和元年度実績 (目標)	評価
生活支援サービス等の 充足度	13.4% (上昇)	17.3% (35%)	上昇しているが目標値には 達していない。
高齢者の在宅における 看取り率	6.2% (上昇)	※確認中	

③ 生きがいと尊厳の保持・向上			
指標	28 年度実績 (目標の方向性)	令和元年度実績 (目標)	評価
主観的幸福感の高い 高齢者の割合	78.9% (上昇)	84.3% (84%)	上昇しており、目標値に達 している。
主観的健康感の高い 高齢者の割合	54.8% (上昇)	62.7% (66%)	上昇しているが、目標値に 達していない。
生きがいを感じている 高齢者の割合	42.6% (上昇)	38.5% (57%)	上昇しておらず、目標値に 達していない。

4 市民等意向調査からの課題

市民意向調査の結果から、以下の通り課題整理しました。なお、調査の概要と主な調査結果は、巻末に記載しております。

(1) 介護予防・生活支援

課 題

○ 要支援認定者及び総合事業対象者では、「骨折・転倒」や「高齢による衰弱」が原因で介護・介助が必要になった方が多いことから、対策が必要です。

「過去1年間に転倒した経験」のある方は、要支援認定者及び総合事業対象者の半数以上を占めており、要介護等認定を受けていない高齢者でも、2割を超えています。介護予防活動への参加促進や、バリアフリー環境の整備を図ることで、転倒を予防し、転倒の不安を解消する必要があります。

○ 外出を控えている方は、その理由に「足腰などの痛み」を挙げる方が最も多く、閉じこもり防止の観点からも、痛みの軽減や、近所で利用できる交通手段等の充実を図る必要があります。また、外出の理由として、「通院・買い物」が多いことから、外出の代替となる手段を充実させていくことも必要です。

○ 「介護予防の通いの場」への参加は、要支援者及び総合事業対象者で多く、要介護等認定を受けていない高齢者は、ごくわずかにとどまっています。一方、「スポーツ関係のグループやクラブへの参加」は、2割程度あり、自身で健康づくりに取り組んでいる方も多いと考えられます。

○ 住民主体の健康づくり活動や趣味等のグループに対する、参加意向は高く、企画・運営（お世話役）としての参加意向も一定程度あり、参加を後押しする仕組みが必要と考えられます。

課 題

○ 収入のある仕事をしている高齢者は、約3割程度であり、働けるうちはいつまでも働きたいという方が最も多く、仕事は「生きがい」の理由の上位にも挙がっています。介護予防の観点からも、仕事やボランティア等、役割持った社会参加を促進することが有効であると考えられます。

○ 要介護者が、普段の生活での困りごとについて、家族や介護サービス以外を頼りにしている割合は高くなく、介護者の負担を軽減したり、一人暮らし高齢者等を支えるために、近所の支え合いや生活支援サービスの利用を拡充することが課題です。

在宅で介護を受けている方が、今後の在宅生活を継続するために必要と考えている生活支援は、外出同行（通院・買い物など）、移送サービス（介護タクシー等）、掃除・洗濯、見守り・声掛けなどが多くなっています。こうしたサービスの提供体制を確保することや、円滑に利用できる仕組みづくりが必要です。

○ 要介護等認定を受けていない「ひとり暮らし高齢者」は、多くの方は、外出頻度が高く活動的な様子がうかがわれますが、「1週間のうちで誰とも話をしない日が6日以上ある」方や「毎日孤独を感じる」方が5%程度おられ、懸念されます。

○ 「見守り」に対する意向は、ひとり暮らし高齢者に限らず4割程度あり、「地域の方による訪問」や、「ごみ出し等の生活支援と併せて受ける見守り」等、希望する見守りの方法は様々です。心の健康や介護予防の観点から、また、万一異変が起こったときの対策としても、地域で気軽に声をかける仕組みづくりや、見守り体制の充実が必要です。

(2) 住まい・医療・介護

課 題

○ 住まいへの定住意向について、「可能な限り今の住まいで生活したい」と回答された方の割合は、要介護認定者、要支援認定者、高齢者一般ともに8割を超えていることから、定住意向は高いと考えられます。住まいの確保に関して、保証人がいない等の課題を抱えている方も一定いるため、支援が必要です。

○ 今後の生活に対する考え方については、「老人ホーム等の施設に入ることもやむを得ない」が最も多く、「寝たきりになったり物忘れの症状が重くなっても、最後まで自宅で暮らしたい」は、要介護認定者で3割、それ以外で2割程度と低く、在宅で介護を受けて生活することへの不安があると考えられます。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、引き続き、施設サービスの整備を進めると同時に、在宅サービスの充実や、医療と介護の一体的提供を推進していくことが課題です。

○ 要介護認定者の介護保険サービスに対する満足度について、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所介護」「福祉用具貸与」では、「満足」の割合が8割を超えており、居宅サービスの満足度が高い一方、「短期入所」や一部の地域密着型サービスの満足度は、やや低くなっています。

○ 在宅でサービスを受けている方の8割以上が、家族や親族からの介護を受けています。認知症の方の介護者が回答した「介護で大変なこと」は、「ストレスや精神的な負担が大きい」が最も多く、次いで「家を留守にできず、仕事や社会的活動が制限されること」となっています。

○ 介護人材については、特に訪問系の事業者から不足の声があり、採用困難が主な理由と見られます。市に望む施策としては、「介護職のイメージアップに向けた施策の実施」「マッチング支援」の割合が高くなっています。

第4章

計画の基本理念と基本的方向

1 基本理念

● 個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ

平成30年に策定した第7期計画では、「個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ」を基本理念に掲げ、その実現を目指し取組を進めてきました。

本計画においても、引き続き、団塊の世代が75歳になる2025年（令和7年）に向けて、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を構築、深化、推進する必要があります。さらに、介護サービスの利用がピークを迎えると予想される2040年頃を見据え、サービス提供体制の充実や基盤づくりに意識を向ける必要があります。

第7期計画における基本理念の考え方は、このような2025年・2040年の課題対応にも通底するものであり、地域共生社会の実現を目指すことを先取りしていると考えます。このため、本計画においては、基本理念を踏襲し、高齢者の自立と尊厳を支えるケアを確立することや、さらに地域包括ケアシステムを強化する観点から、地域共生社会の実現を見据えた取組を推進してまいります。

2 基本方針

地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題の解決に取り組み、地域包括ケアシステムを推進していきます。

地域で暮らす高齢者を取り巻くニーズや課題を把握し、多様な主体との協働により、解決策につなげます。また、地域共生社会の実現に向けて、地域の特色を踏まえた取組みの検討を開始し、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図ります。

3 基本目標

基本目標 1 「介護予防・生活支援」の基盤づくりと拡大に向けて

高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりや、要介護状態となることの予防を図ります。また、多様な生活支援サービスを充実させ、日常生活上の支援が必要な高齢者が、自立した在宅生活を送ることができるよう、支援します。

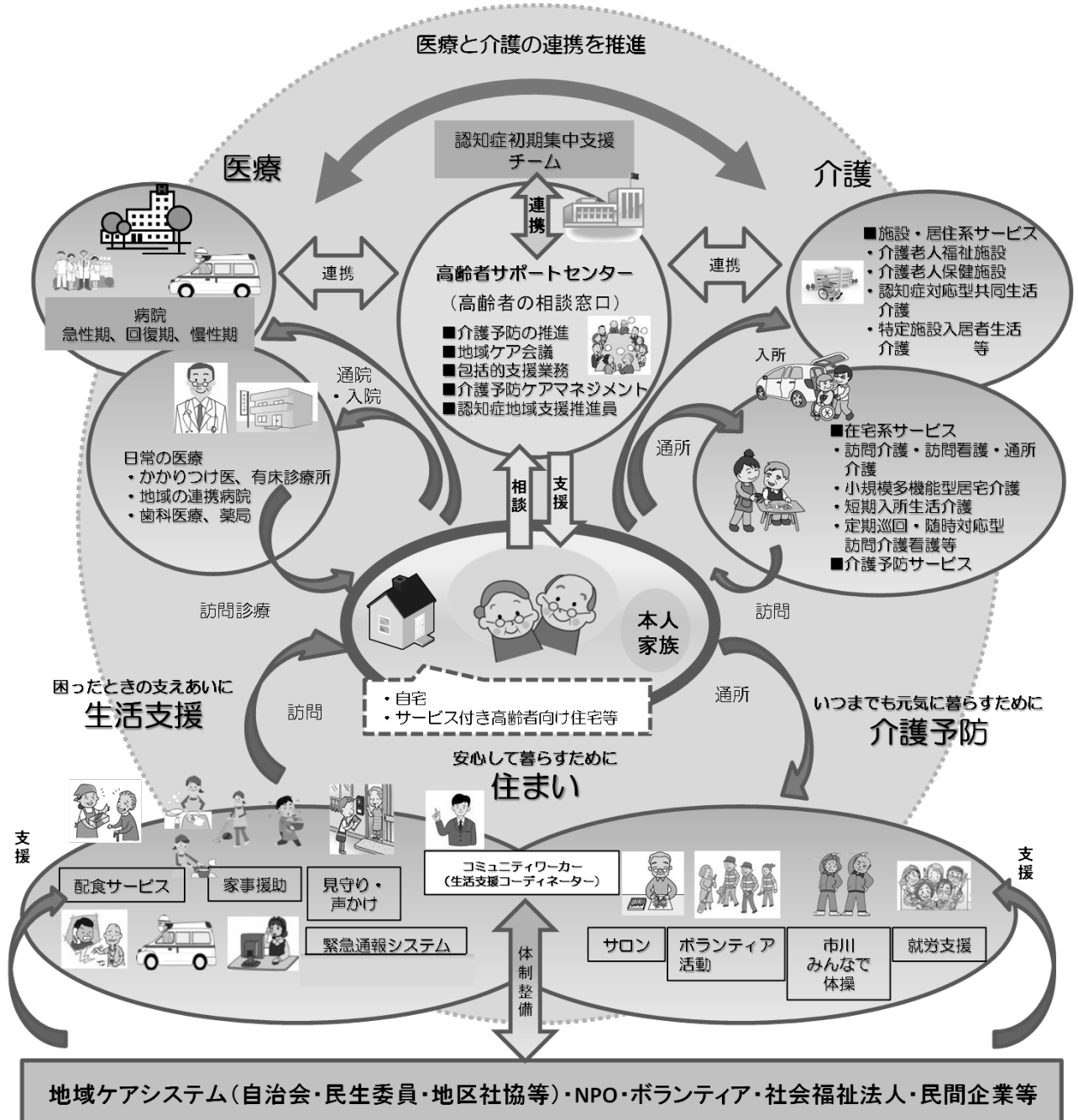
基本目標 2 「医療・介護」の連携推進と提供体制確保に向けて

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるため、また、介護者の負担を軽減するために、医療・介護の連携を一層推進し、相談体制の充実や、円滑なサービス利用に取り組みます。さらに、本市の介護保険事業に対する信頼の向上や、将来の医療・介護の提供体制の確保を目指します。

基本目標 3 「住まい」の安心・安全と共生のまちづくりに向けて

高齢者が社会の一員として、住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して日常生活を営めるよう、住まいの確保や防災・感染症対策に取り組むとともに、地域住民の相互理解を促し、支え合いや助け合いによる、共生のまちづくりの推進に努めます。

市川市地域包括ケアシステムのイメージ図



4 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域設定の趣旨

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに見据すべき地域包括ケアシステムを深化・推進する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めるものです。

(2) 日常生活圏域の設定

本市では、市民の生活実態や地域活動に合わせた地域包括ケアシステムを推進していく必要があることから、日常生活と密接な関係にある自治会区域や地域ケアシステムの14の区域を基本に、施設整備を含めた介護サービスの量や医療の状況等を勘案し、第6期計画から4つの日常生活圏域を設定しました。

第8期計画においても、この4つの圏域設定を引き続き継承していきます。

■日常生活圏域ごとの高齢者人口等の状況（令和2年9月30日現在） ※暫定値

（単位：人）

	合計	北部	西部	東部	南部
人口 A	492,118	99,194	117,273	109,650	166,001
高齢者人口（第1号被保険者）※1 B	104,695	27,369	26,652	23,039	27,635
高齢化率（％） B÷A	21.3	27.6	22.7	21.0	16.7
要支援・要介護認定者※2 C	18,242	5,078	5,163	4,067	3,934
認定率（％） C÷B	17.4	18.6	19.4	17.7	14.2
認知症高齢者※3 D	9,633	2,727	2,669	2,173	2,064
認知症高齢者の割合（％） D÷B	9.2	10.0	10.0	9.4	7.5

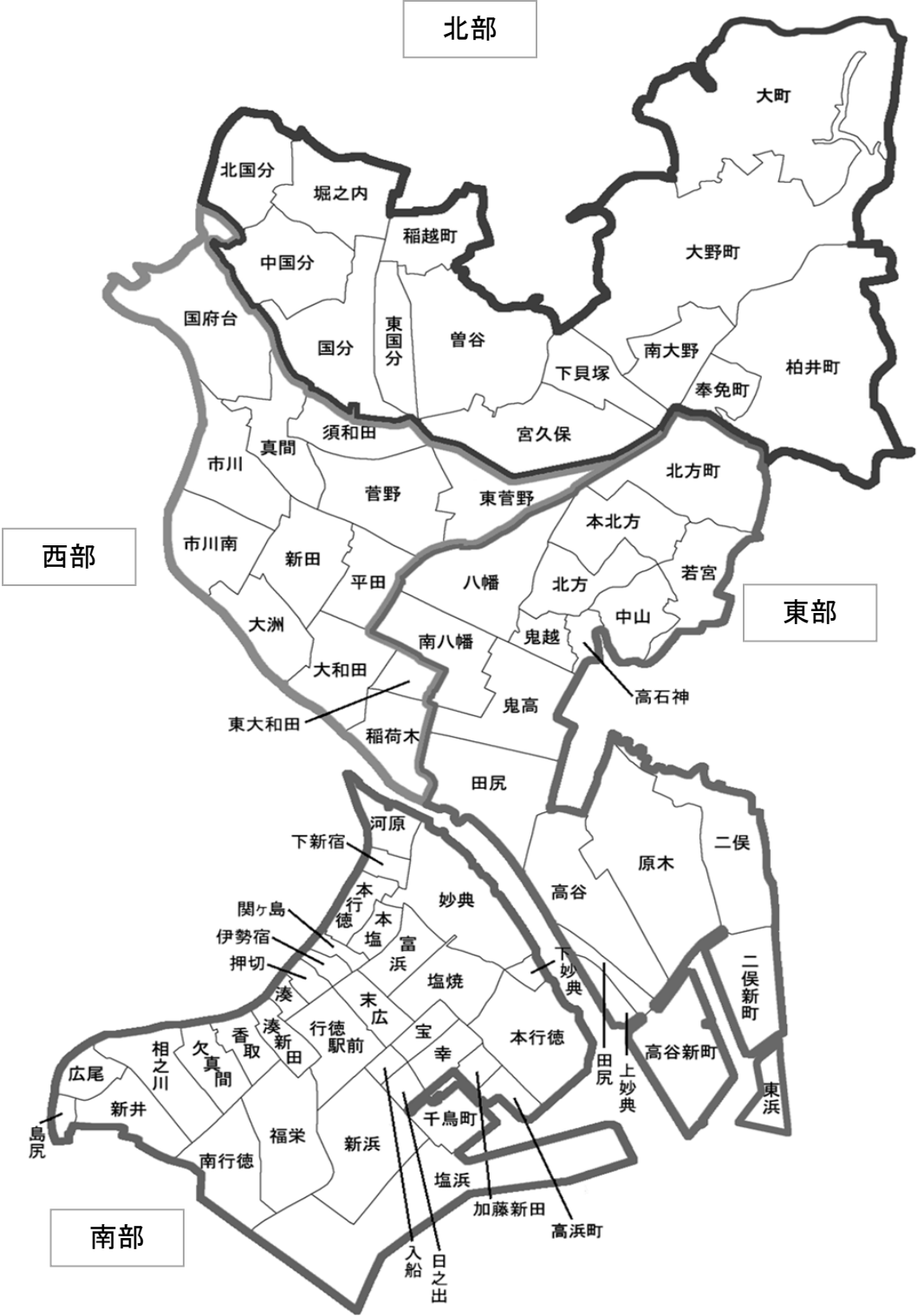
※1 住民基本台帳人口であり住所地特例者を含まない。

※2 介護保険システムより抽出したため、介護保険事業状況報告とは数値が異なる。

なお、第2号被保険者を含んでいる。また、住所地特例者を含まない。

※3 要支援・要介護認定者のうち、要支援・要介護認定の際の主治医意見書により「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上と判定された人数。第2号被保険者を含んでいる。また、住所地特例者を含まない。

日常生活圏域



第5章

施策

1 施策の体系

本計画では、第7期計画の3つの基本目標を継承したうえで、各基本目標の方向性を明確にし、施策に体系化しています。また、「地域共生社会の実現」に向けた取り組み、基本目標3「住まい」の延長上に、「共生のまちづくり」を位置付けました。

[基本理念]

個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ

[推進体制と基本目標]

地域包括ケアシステムの
推進体制

基本目標 1

「介護予防・生活支援」の
基盤づくりと拡大に向けて

[施策]

地域の課題・ニーズに基づく施策の
展開

(1) 介護予防・生活支援の
体制整備

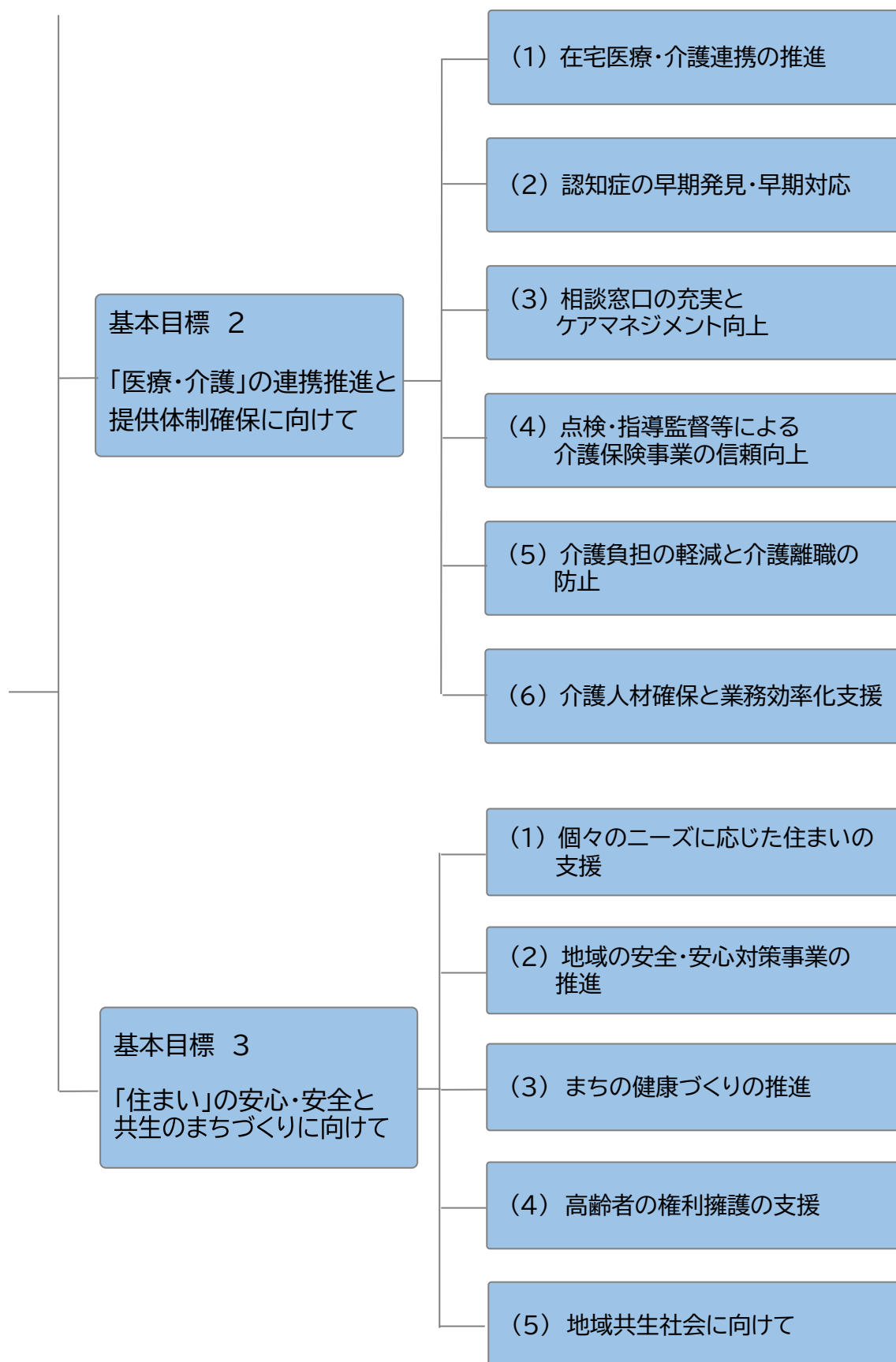
(2) 就労や社会参加の促進

(3) 介護予防と健康づくりの推進

(4) 生活支援サービスと
見守り支援の充実

〔 推進体制と基本目標 〕

〔 施策 〕



2 地域包括ケアシステムの推進体制

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送り、支援や介護が必要な状態となっても安心して暮らしていけるよう、地域の様々な主体の協力のもと、課題抽出や解決策の検討を継続していくことで、本市の地域包括ケアシステムを推進します。

(1) 地域の課題・ニーズに基づく施策の展開

近時の取組み

- 身近な地域の課題を把握するため、市内 14 か所の地区社協の代表が参加する「地区推進会議」において、各地区の課題分析に取り組みました。
- 行政内部では、連携して課題解決に取り組むため、全庁的な仕組みのもと、複数の課にまたがる課題について検討しました。

主な成果と課題

- 地区で抽出された課題については、「高齢者等世帯ごみ出し支援」事業が実現する等、地域のニーズに応じた施策の実現につながりました。
- 行政内部の連携については、複数課にまたがる課題について、連携して取り組むことができました。

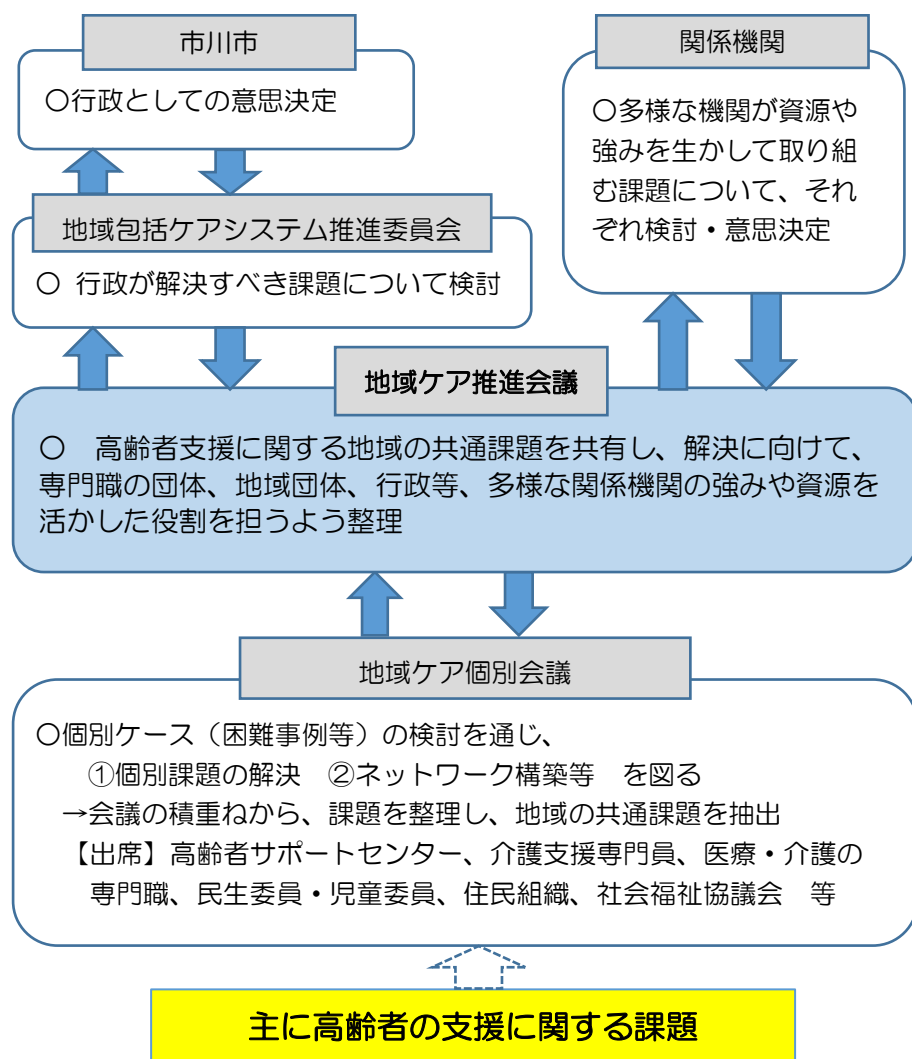
取り組みの方向性

- 地域の課題やニーズに基づく施策をさらに実現するために、地域住民、支援者、介護サービス事業者、医療関係者、民間団体、民間企業等、地域の様々な主体の持つ強みや資源を活かして取り組む必要があります。そこで、地域で暮らす高齢者等の困難事例から、市の共通課題を抽出し、様々な主体が参加する会議において検討し、解決のための施策づくりにつなげる取り組みを開始します。

施策を支える主な事業

地域包括ケアシステム推進のための組織・会議体

事業・取組み	内容	担当課
地域ケア推進会議	地域で暮らす高齢者の、困難事例の課題分析や支援策の積み重ねから、共通する課題を抽出し、地域の多様な関係者が集まる会議体で共有し、課題解決に向けて検討します。	福祉政策課 介護福祉課
地域包括ケアシステム推進委員会の運営	高齢者にまつわる課題の中でも、特に、部局横断的な取り組みが必要と考えられる課題の解決について、全庁的な会議体で検討します。	福祉政策課



基本目標 1 「介護予防・生活支援」の基盤づくりと拡大に向けて

高齢者が健康を維持し、人生を豊かにし、さらには地域の支え合いの輪を広げていくことができるように、就労機会の創出や生きがいのある活動等を通じた高齢者の社会参加を促進するとともに、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び重度化防止を図ります。

また、地域の担い手や民間企業等による多様な生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、地域ネットワークの構築を図ることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう支援していきます。

(1) 介護予防・生活支援の体制整備

年齢を重ねても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、地域での交流を通して、一人ひとりの生きがいにつながる居場所を確保することや、多様な生活支援サービスの充実が欠かせません。福祉コミュニティづくりや、地域の社会資源把握及び担い手養成を通じて、介護予防・生活支援の体制整備に取り組みます。

近時の取組み

- 「介護サービスだけでは困りごとが解決しない」「少し手助けがあれば地域で暮らしていける」といった高齢者の日常生活を支えるため、地域の多様な社会資源を発掘し、必要とする方に結びつけることや、地域における担い手を増やすための研修を実施しています。
- 地域住民による主体的な福祉コミュニティづくりに向けて、地域活動の活性化や「お互い様」意識の醸成に取り組んでいます。

主な成果と課題

- 買い物に不便や苦勞を感じる高齢者からの相談に対応するため、地域の買い物支援リストを作成し、相談があった際に活用されています。こうした取り組みを継続し、地域の社会資源を充実させていく必要があります。
- 生活支援の担い手養成は、令和元年度より研修事業を開始し、令和元年度には 77 名が修了しました。新型コロナウイルス感染症への対応に配慮しながら、継続中です。

取り組みの方向性

- 社会資源の発掘と情報提供については、活動の成果をより多くの方に還元できるよう、活動強化を目指します。
- 生活支援の担い手養成については、研修修了者の地域での活躍につながるよう、受け入れ先の拡大や多様化に努めます。
- 福祉コミュニティづくりについては、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者が担い手として活躍していくことを引き続き促進し、新たな参加を取り込むよう啓発に努めます。

施策を支える主な事業

① 地域のサービス提供体制構築と担い手養成

事業・取り組み	内容	担当課
協議体の運営及び生活支援コーディネーターの配置	地域住民や関係団体等が参加する協議体を運営し、地域課題や不足資源を検討し、課題解決にむけて情報提供・情報共有を行います。 また、介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けて、第一層（市全域）及び第二層（日常生活圏域）を管轄する「生活支援コーディネーター」を配置し、地域の高齢者等の支援ニーズや、地域資源の把握に努めています。	福祉政策課 介護福祉課 地域支えあい課
生活支援サポーター養成研修	生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成する研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。	地域支えあい課

② 地域住民主体の福祉コミュニティづくり

事業・取組み	内容	担当課
地域ケアシステム 推進事業	誰もが安心して、地域で自立した生活を送れるよう、相談体制の充実、引きこもりがちな高齢者などが気軽に通えるサロン活動や見守り支援などを通し、地域課題の把握に努めます。地域課題の共有や解決に向け、地域住民が主体となり、行政や市川市社会福祉協議会と協働し取り組んでいます。	地域支えあい課
地域福祉の相談拠点	地域住民による身近な相談窓口として、市内14地区に拠点を設置しています。気軽に相談できる雰囲気をつくり、関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応等ができるよう体制の充実に努めます。	地域支えあい課

(2) 就労や社会参加の促進

少子高齢化が急速に進展し生産年齢人口が減少する中、社会の活力を維持するために、全ての年代の人々がその特性・強みをいかし、担い手として活躍できるよう環境整備を図る必要があります。高齢者による地域活動や、生涯学習、社会参加のため、多様な活動機会の提供を図っていく必要がありますが、特に、「役割を持った社会参加」は、「生きがい」づくりや介護予防の観点でも有効と考えられており、促進を図る必要があります。

近時の取組み

○ 「市川市シルバー人材センター」は、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ることを目的に事業を行っており、会員確保と就業機会提供のためPR活動を行うほか、会員の資質向上のため研修を実施しています。市は、健全な運営を図り、福祉の増進に資するため、補助金を交付しています。

○ 同好会・サークルなどの団体を組織し、活動する基盤として、「いきいきセンター」が利用されています。毎年開講している教養講座である「シニアカレッジ」は、新規利用を促進する重要な機会となっており、修了後に各講座のグループが活動団体に移行することで、生きがい活動の充実が図られています。

○ 高齢者の自主的な組織である「高齢者クラブ」は、社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど、地域を豊かにする多様な活動に取り組んでいます。市は、高齢者クラブの運営を助成し、高齢者が身近な地域で生きがいや健康づくりを通して積極的に社会参加できるよう、その活動を支援しています。

主な成果と課題

○ シルバー人材センターの令和元年度の会員数は、目標会員数に達しませんでした。各委員会での意見交換を踏まえた普及活動や業務改善活動により、安全で適正な就業の促進ができました。

○ いきいきセンターでは、新規利用登録の目標人数を達成しています。その契機となる「シニアカレッジ」を、より魅力的なものとして継続していくための創意工夫が必要です。

○ 高齢者クラブの支援として、発表の場を用意してきた「長寿ふれあいフェスティバル」では、近年、参加者・来場者が減少傾向にありました。新型コロナウイルス感染症の対応により、当面は、規模を縮小しての開催を模索しています。

取り組みの方向性

- シルバー人材センターは、入会説明会の周知や補助金交付等の方法により、今後も支援を継続していきます。
- いきいきセンターは、新規利用登録に資する「シニアカレッジ」の、メニューの多様化・充実化を図り、年間の新規利用登録者の維持を目指します。
- 高齢者クラブの支援については、市川市高齢者クラブ連合会と連携し、活性化に向けた方策を検討していきます。

施策を支える主な事業

① 就労及び就労的活動の支援

事業・取り組み	内容	担当課
「就労的活動」の促進	「就労的活動」は、有償・無償のボランティア活動を意味しています。希望する方が「役割を持った社会参加」に踏み出せるよう、促進策を検討していきます。	福祉政策課 地域支えあい課
ボランティア活動等支援事業	補助金の交付、ボランティア・NPO活動センターの運営による活動場所や情報の提供、サポート用品の貸し出し、研修会や講座を開催する等、ボランティア活動団体を支援することで、活動の活性化や推進を図ります。	ボランティア・NPO課
シルバー人材センター事業	高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するため、健康で働く意欲のある高齢者が知識・経験・技能を活かして働くことができる場を提供している「シルバー人材センター」事業を支援しています。	地域支えあい課
高齢者雇用促進と就労支援	高齢者が対象になる国の助成金制度について、市公式Webサイトでの紹介、事業主へのリーフレットの送付などにより、情報発信をします。また、高齢者を対象とした「キャリアデザインセミナー」を千葉県や近隣市と共催するほか、「高齢者見守りネットワーク活動等に関する協定書」に基づく協定締結事業所との共催で「シニアのお仕事説明会」を開催して、高齢者の社会参加を促し、就労を支援します。	商工業振興課

② 社会参加の充実と基盤確保

事業・取組み	内容	担当課
いきいきセンター運営	高齢者の自主的な社会参加・学習活動を行う場であるいきいきセンター(老人福祉センター及び老人いきいきの家)などの公共施設を活用し、余暇時間の充足や交流機会の充実を図るとともに、仲間づくりや健康づくりを推進します。老人福祉センターは1施設、老人いきいきの家は12施設を運営しています。	地域支えあい課
シニアカレッジ教養講座	いきいきセンターでは、市内在住の60歳以上で初心者の方を対象として、太極拳・絵手紙・習字・ダンスなど多彩な講座を開催し、生きがいを支援します。	地域支えあい課
高齢者クラブの支援	高齢者クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的な組織で、会員相互の親睦と健康づくりにつとめながら、社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど、地域を豊かにする様々な活動に積極的に取り組んでいます。高齢者クラブが、魅力ある組織として、より活性化するために、活動を支援します。	地域支えあい課
コミュニティクラブ事業	市内を16中学校・義務教育学校区のブロックに分け、地域の子どもたちのために「遊び」をキーワードとした様々な活動を展開し、ボランティアが組織する実行委員会への参加による高齢者の社会参加を促進します。	学校地域連携推進課
公民館主催講座等	公民館では、子どもから高齢者まで参加できる各種主催講座を実施し、知識の向上や参加者同士の交流を図り、生きがいを支援します。また、市民アカデミー講座では、高齢者をはじめとする多くの市民が参加できる講座の充実に努めます。	社会教育課

(3) 介護予防と健康づくりの推進

「健康寿命の延伸」にむけて、地域住民ひとりひとりが健康に関心を持ち、介護予防の視点をもって生活していくことが重要です。健康教育、イベント、広報などを通じ、若い時期から継続した健康づくりに取り組むよう、啓発を行います。

また、高齢となっても、健康への取り組みを継続できるよう支援し、生きがいや役割をもって通える場を充実するなど、介護状態となることの予防や重度化防止を図ります。

近時の取組み

- 自立した 65 歳以上を対象に、介護予防に関する知識や理解を深め、日常生活における介護予防への意識付けを行う教室を開催し、より多くの市民に、介護予防の知識の普及・啓発に努めています。
- 「通いの場」づくりや介護予防活動の支援として、地域住民が身近な場所に集まり、介護予防に資する体操（「市川みんなで体操」）を実施・継続できるよう、支援しています。
- 閉じこもり等、何らかの関わりが必要と思われる対象者を把握した際、高齢者サポートセンター等の関係機関と連携し、介護予防活動へつなげています。
- 地域における住民主体の活動の場にリハビリテーション専門職等が出向き、介護予防に関する助言を行うことで、活動への動機づけと継続参加を支援しています。

主な成果と課題

- 教室に参加することで、外出の機会となるとともに、介護予防に対する意識付けが行われています。しかしながら、継続的な参加者が多くを占め、新規参加者・前期高齢者・男性の参加割合が少ないという傾向が見られます。早期から介護予防に関心を持ち、意識して日常生活を送ることが重要であり、より多くの方、特に、これまで参加が少なかった層の参加拡大につながるよう、働きかけることが求められています。
- 「市川みんなで体操」の実施団体は徐々に増え、多くの団体は活動を継続しています。しかし、実施場所の確保や、感染症対策等の理由により、新規団体の立ち上がり伸び悩んでいます。身近な地域に、継続可能な活動場所を確保することが課題となっています。

○ 高齢者サポートセンターと連携し、閉じこもり等のリスクのある高齢者を把握した際の支援を行ってきましたが、より効果的な取り組みに向けて、支援を要する人を、より早期に把握し、介護予防活動に繋げていく必要があります。

○ リハビリテーション専門職等の助言により、介護予防の動機づけとしての効果はみられています。さらに多くの住民主体の活動の場に支援を行うとともに、支援の対象範囲を広げていく必要があります。

取り組みの方向性

○ 前期高齢者をはじめとする多くの高齢者に介護予防の重要性の意識付けを行い、日常生活における介護予防行動のきっかけづくりとなるような体操教室の実施を目指します。また、介護予防の継続に欠かせない、住民主体の通いの場づくりの重要性を伝え、教室終了後の移行を促すような支援にも取り組みます。加えて、リーフレット、ポスター、インターネットを活用した情報配信など、多様な媒体により、自宅でできる介護予防活動を紹介することで、より多くの市民に介護予防の普及・啓発を行っていきます。

○ 「市川みんなで体操」が、市内 15 か所の高齢者サポートセンターの全てのエリアに立ち上がり、身近な地域での活動場所につながるようにしていきます。また、リハビリテーション専門職による助言等の支援も活かし、地域における介護予防活動の継続を支援していきます。

○ 健診時の質問票データ等を活用すること等により、閉じこもりなど何らかの支援を要する方を早期に把握し、高齢者サポートセンターや地域の通いの場等につなげていけるよう、事業実施に向けた検討を開始します。

○ 住民主体の活動の場のみならず、介護サービス事業所などにおける介護予防の取り組みに対して、リハビリテーション専門職等が積極的に関わられるよう、関係団体と連携しながら支援していきます。

○ 介護予防の取り組み全体を意識して、自立支援・重度化防止に効果的なサービスの導入を検討します。

施策を支える主な事業

① 介護予防の総合的な展開

事業・取組み	内容	担当課
一般介護予防事業評価事業	地域づくりの観点から介護予防事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業の見直し、改善を行っていきます。	地域支えあい課 福祉政策課 介護福祉課
介護予防普及啓発事業	介護予防への意識付けを図る教室をはじめ、様々な媒体を利用して多くの市民・高齢者に介護予防の重要性・知識の普及啓発をおこなっていきます。	地域支えあい課 福祉政策課
地域介護予防活動支援事業	地域住民が身近な場所で自主的に集まり、介護予防に資する活動を実施・継続できるよう支援を行います。	地域支えあい課
介護予防把握事業	質問票等を活用し、閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要なサービスや地域の介護予防活動に繋げていきます。	地域支えあい課 介護福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における住民主体の活動の場や介護サービス事業所にリハビリ専門職等が出向き、介護予防に関する助言を行います。	地域支えあい課

② 生活改善や運動による健康づくり

事業・取組み	内容	担当課
推進員活動事業	市民の健康水準の向上を図るため、市民と行政とのパイプ役である保健推進員、食生活改善推進員が保健師・管理栄養士と協力して、家庭訪問や講習会などの健康づくり活動を推進します。	保健センター 健康支援課

事業・取組み	内容	担当課
いちかわ健康 マイレージ事業	携帯電話やスマートフォンなどから、毎日の健康記録を継続して行うことで、楽しみながら健康への意識を高め、市民の健康づくりを支援します。	健康都市推進課
市民スポーツ振興事業	市民の誰もが身近なところで参加でき、日頃の運動不足の解消やストレス解消、体力向上が図れるように、「市民マラソン」「下総・江戸川ツデーマーチ」「みんなでスポーツ」などのスポーツイベントや関係団体との協働により「市民スポーツ教室」「健康スポーツ教室」を開催します。	スポーツ課
健康相談	個人の食生活や生活習慣などを考慮し、心身の健康や栄養・食生活に関する指導・助言を行います。	保健センター 健康支援課
健康教育	健康に関する講座を実施することにより、正しい知識の普及を図り生活習慣病等を予防します。また、市民が自ら健康づくりに取り組み、健康の保持増進が図れるような健康教育を推進します。	保健センター 健康支援課
訪問指導	心身の状況・生活環境等から保健指導が必要な人に対し、保健師等が訪問し、本人及び家族等に必要な指導を行い、健康の保持・増進を図ります。	保健センター 健康支援課
高齢者健康入浴券 交付事業	自宅に入浴設備のないひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で市民税非課税世帯の人に、公衆浴場の入浴券を交付します。	介護福祉課
はりきゅうマッサージ助 成	市民税個人非課税者で、65歳以上又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している 18歳以上の方を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術利用時の助成券を交付します。	介護福祉課

③ 疾病の早期発見・早期治療のための各種検診・健診等

事業・取組み	内容	担当課
健康診査事業	生活習慣病の早期発見、早期治療に資するとともに、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防するために、健康診査を実施します。	保健センター 疾病予防課
各種がん検診・ 肝炎検診	生活習慣病対策の一環として、がんの予防に対する市民の関心を高め、早期発見・早期治療の徹底を図るため、各種検診を実施します。	保健センター 疾病予防課
成人歯科健康診査事業・ 口腔がん検診事業	むし歯や歯周病、口腔がん等早期発見、早期治療を図るため歯科(健)検診を実施し、口腔の健康を推進します。	保健センター 健康支援課
インフルエンザ 予防接種	本市に住民登録をしている満65歳以上の人に対して、公費(一部自己負担)で高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。	保健センター 疾病予防課
成人用(高齢者) 肺炎球菌予防接種	本市に住民登録をしている、満65歳以上の人で、過去に一度も接種した事が無い人に対し、公費(一部自己負担)で成人用(高齢者)肺炎球菌予防接種を実施します。	保健センター 疾病予防課

(4) 生活支援サービスと見守り支援の充実

ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみで暮らす世帯が増加する中、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービスの提供拡大に取り組むとともに、円滑に利用できるよう支援します。また、安否確認や見守りを兼ねたサービスについて、多様な方法で取り組み、在宅生活継続を支援します。

近時の取り組み

- 介護保険制度等の利用だけでは対応できない支援の解決に向けて、地域の社会資源の発掘に取り組みました。また、より多くの方に、簡便に情報を提供することを目的として、生活支援サービスや社会参加のメニューを検索できるシステムの構築に取り組みました。
- 地域の見守り体制を充実させるため、民間事業者等の協力を得て、異変を把握し、対応につなげる仕組みの拡大に努めました。

主な成果と課題

- 地域の課題として挙げられていた、ごみを出すことが困難なひとり暮らし高齢者等世帯に対する「ごみ出し支援」について、関係者と協議を重ね、玄関前から集積所までの運搬と、安否確認を併せて実施する制度を開始しました。
- 社会資源の検索システムについて、自治体や地域の支援者に説明会を実施し、活用に向けて取り組んでいます。今後は、サービス提供者の拡大に取り組み、メニューの充足を図る必要があります。

取り組みの方向性

- 社会資源の発掘と情報提供の強化により、介護保険などの制度では対応しきれない対象者や分野について、地域の支えあいや、民間サービスを柔軟に取り入れて対応できるよう、取り組みを推進します。
- 今後もニーズが高まると見込まれる、ひとり暮らし高齢者等世帯の安否確認や見守りについては、市民意向調査の結果も踏まえ、「地域の支えあいの充実」や「生活支援サービスとの併用」や「センサー技術等の活用」など、多様な選択肢を用意して取り組みます。
- 要支援者等の生活支援のニーズを把握し、本市の特性を踏まえた自立支援策について、引き続き検討します。

施策を支える主な事業

① 生活支援サービスの提供拡大

事業・取組み	内容	担当課
社会資源の発掘と情報提供強化	「生活支援コーディネーター」等の活動を通じて、地域資源の把握に努めます。また、生活支援サービスや社会参加機会に関する情報提供の充実を図ります。	福祉政策課 地域支えあい課 介護福祉課
福祉有償運送の充実	高齢者や障がい者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、福祉有償運送の充実に努めます。福祉有償運送の実施可能団体に向けて内容の周知を行うほか、福祉有償運送の実施を促すために、福祉有償運送運転者講習受講料に係る費用の一部を補助します。	福祉政策課

② 生活支援サービス等の利用支援

事業・取組み	内容	担当課
食の自立支援 (配食サービス)	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等で、栄養改善が必要な人及び食事の支度が困難な人に対して、訪問調査を行い、必要に応じて利用者の安否を確認しながら配食サービスの提供を行います。	介護福祉課
高齢者等世帯 ごみ出し支援	ごみを出すことが困難な高齢の方や障がいのある方のために、申請により、玄関前などに出したごみを収集するごみ出し支援を実施します。ごみが出ていない場合には、安否確認を行います。	清掃事業課 介護福祉課 障がい者支援課
移動販売の支援	生鮮食品や日用品等を扱う「移動販売」の実施を支援し、買い物不便地域の解消と、市民の交流促進を図ります。	福祉政策課
シルバーカー購入費 助成	65歳以上の市民税非課税で、歩行に不安のある在宅の高齢者に対し、シルバーカーを購入する費用の一部を助成します。	介護福祉課
訪問理髪サービス	要介護4以上の人で、在宅の高齢者等に対し、一部自己負担による訪問理髪サービスを行います。	介護福祉課

事業・取組み	内容	担当課
紙おむつの配布	市民税非課税で、要介護3以上の認定を受け、在宅で紙おむつを使用している人に紙おむつを支給します。	介護福祉課
福祉タクシー	重度障がい者で世帯の市民税所得割額が16万円未満（18歳未満は28万円未満）の人に対し、タクシー運賃の一部を助成します。	障がい者支援課
家族介護慰労金	市民税非課税世帯で、要介護4以上の人を、在宅で介護保険サービスを利用せずに介護をしている等、一定の要件を満たす家族に対し、慰労金の支給をします。	介護福祉課

③ 見守り支援の充実

事業・取組み	内容	担当課
民生委員等による訪問	市内に一人で暮らし、生活に不安を抱えている高齢者を対象に、民生委員・児童委員が訪問し、地域や市の情報を提供したり相談を受けることにより、安心して生活できるような見守りを行っていきます。	地域支えあい課
市川市地域見守り活動に関する協定	市内新聞販売所や宅配業者等と、地域の見守り活動に関する協定を締結しています。事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変等を発見した場合は通報し、市と連携を図りながら、安否等を見守り、適切な対応を行っていきます。	介護福祉課
郵便局との地域における協力	日本郵便株式会社市川市内郵便局と、地域における協力に関する協定を締結しています。郵便局員が業務中に、高齢者や障がい者、こどもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合、道路の異常を発見した場合、不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合に、市に情報提供してもらいます。	市川市
あんしん電話の設置・利用	65歳以上の人、及び身体障害者手帳(1、2級)所持者のみで構成される世帯の人が、身体の具合が急に悪くなるなど緊急を要するときに、非常ボタンを押すだけで、「あんしん電話受信センター」に連絡できる緊急通報装置(あんしん電話)を設置する費用を助成します。	介護福祉課

事業・取組み	内容	担当課
高齢者見守り支援事業	「見守り通報機器」の貸与について、世帯の状況に応じた費用助成を行います。緊急時に通報したり、24時間センサーに反応がなければ自動通報され、ガードマンが駆け付けます。また、熱中症指数が高くなると、音声やメールにより注意を促します。	介護福祉課
生活支援と併せて行う見守り	「食の自立支援(配食サービス)」や、「高齢者世帯等ごみ出し支援」では、サービスの提供と併せて、見守り支援を実施します。異常が確認された場合は、緊急連絡先に連絡する等により、対応いたします。	介護福祉課

基本目標 2 「医療・介護」の連携推進と提供体制確保に向けて

介護が必要な状態となったり、認知症や疾病を抱えても、本人が望む場で、本人の意思が尊重されるよう支援し、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを可能にするため、地域における医療・介護の連携を一層推進するとともに、相談体制の充実や、介護保険への信頼向上を図ります。

また、中長期を見据えた医療・介護の提供体制の確保に向けて、資源把握を強化することや、データの分析に基づく検討を開始します。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

多職種の連携により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。また、地域住民への啓発に引き続き取り組みます。

近時の取組み

- 医療と介護の連携した対応が求められる場面において、状態の変化等に応じて速やかに情報共有が行われるよう、医療・介護連携のための会議における提案や検討を踏まえ、情報共有ツール（リビングウィル、救急医療情報キット、心不全手帖等）の普及・活用を支援し、医療・介護関係者間の連携を推進しています。
- 地域住民に向けて、講演会やパンフレットの配布等を通して、在宅医療や介護、人生最終段階におけるケアの在り方についての理解を促進しています。

主な成果と課題

- 情報共有ツールの利用や研修会等の実施により、多職種の情報共有・連携強化が図られましたが、より多くの専門職が参加できるような取組みや、連携の質の向上が課題となっています。
- 在宅医療に関する講演会等の開催により、参加した地域住民への理解を進めることができたが、より多くの幅広い世代への周知にも努める必要があります。

取り組みの方向性

- 多職種間の情報共有、連携の取り組みの拡大に向け普及を継続していくとともに、支援体制の充実（連携の質の向上）を図っていきます。また、将来を見据えた基盤整備に向け、課題・ニーズ把握等に取り組んでいきます。
- 看取りと認知症への対応について医療と介護の連携が進むよう支援体制の強化を図るとともに、地域住民への更なる普及啓発を行っていきます。

施策を支える主な事業

① 在宅医療の現状分析と課題抽出

事業・取り組み	内容	担当課
地域の在宅医療・介護の資源把握	地域の医療・介護の資源把握を進め、支援者や住民にわかりやすい形で情報提供することを目指します。	保健医療課 福祉政策課 地域支えあい課
在宅医療・介護連携にかかる課題抽出と対応の検討	在宅医療・介護連携にかかる、現在と将来の課題抽出と、対応策の検討に取り組みます。	保健医療課 地域支えあい課
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	医療と介護の連携した対応が求められる場面(日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り)において、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら取り組みます。	地域支えあい課

② 在宅医療・介護連携の推進

事業・取り組み	内容	担当課
医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅療養生活を支えるために、状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有ツールの普及・活用を支援します。	地域支えあい課
在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者サポートセンター(退院相談支援)および市川市医師会地域医療支援センターと連携しながら、在宅医療・介護連携に関する相談に対応し、地域の医療関係者と介護関係者間の連携調整を行います。	地域支えあい課

事業・取組み	内容	担当課
医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種でのグループワーク等の協働・連携に関する研修を行います。	地域支えあい課

③ 在宅医療の地域住民への普及啓発等

事業・取組み	内容	担当課
地域住民への在宅医療の普及啓発	在宅療養を支える専門職の役割を紹介し、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。また、人生最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解を進めていきます。	地域支えあい課
かかりつけ医の重要性の啓発	高齢者がかかりやすい病気や生活習慣病を予防するには、体質、病歴や健康状態を把握し、病状に応じて専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」を持ち、日頃から相談することが重要です。 このため、かかりつけ医を持つことの重要性について、普及啓発していきます。	地域支えあい課 保健医療課
在宅医療支援事業	高齢や疾病のため在宅医療を必要とする市民が、安心して在宅での療養生活ができるよう、市川市医師会に委託した地域医療支援センターにおいて、在宅医療相談や在宅医療機器の貸し出し、訪問診療を実施している医師の紹介等を行います。	保健センター 健康支援課
在宅療養者等口腔保健推進事業	在宅療養者等介護を必要とする市民に対する、歯や口腔及び受療に関する相談や口腔衛生の普及啓発等を市川市歯科医師会に委託し、快適な生活を送れるようにします。	保健センター 健康支援課

＊コラム＊ 「訪問診療」とは

●通院が困難な状態となった方に対して、医師が、あらかじめ診療の計画を立て、定期的に自宅などを訪問し、日常的な医療や検査、健康管理を行います。

●年齢や病気の内容にかかわらず、自宅での療養を希望される方が受けることができます。

例えば・・・

「寝たきりになり、通院が困難になってしまった」

「病院や施設よりも、住み慣れた自宅で療養したい」

「病気の後遺症や難病などで、日常生活に支障がある」

「自宅で緩和ケアを希望している」

●訪問診療の内容

- ① 診察・薬の処方・検査
- ② 寝たきりの予防、肺炎や床ずれの予防、栄養状態の管理（点滴など）
- ③ ご家族が抱く様々な不安への対応や、療養生活に関する助言
- ④ 地域の病院や介護事業者と連携・協力しながら、安心して療養生活が送れるようサポートします

●訪問診療を受けることを希望する方は、「かかりつけ医」にご相談ください。

(2) 認知症施策の推進

認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりをめざし、認知症に対する知識と理解が市民全体に広まるよう、あらゆる機会を活用して認知症に関する啓発の推進を図ります。また、認知症の人と家族を支援する医療・介護の専門職の連携を強化するとともに、認知症の人や介護する家族、そして認知症サポーターをはじめとする地域住民が協力して認知症バリアフリーに取り組むことを推進します。

近時の取組み

- 認知症に対する正しい知識と理解が市民全体に広まるよう、広報、市公式 web サイト等により、普及啓発の推進を図りました。また、認知症の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や、介護サービスを受けられるのかをわかりやすくまとめた認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及に努めました。
- 認知症初期集中支援チームの支援体制を構築し、本人や家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行いました。

主な成果と課題

- 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）は、第3版まで発行し、8,500冊を印刷、関係部署や高齢者サポートセンター、認知症カフェ登録団体の事業所等に配布し、普及啓発に努めました。普及啓発をさらに推進するため、配布窓口を増やすことが課題です。
- 平成31年度、認知症初期集中支援チームにより28人支援し、21人が令和元年度中に支援終了となりました。支援終了者のうち、医療、介護サービスにつながった、BPSD（行動・心理症状）が改善した人が17人（81%）でした。一方、認知症の相談件数が増えており、認知症初期集中支援チームへの依頼も、認知症が進行しているケースや、複雑な多問題を抱えている困難ケースが増えており、課題となっています。

取り組みの方向性

- 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を配布する窓口を増やし、認知症に対して、正しい知識と理解が市民全体に広まるよう推進します。
- 認知症本人や家族からの意見を聴取し、認知症本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かして適切な支援につなげます。

施策を支える主な事業

① 認知症に対する知識・理解の啓発

事業・取組み	内容	担当課
認知症を理解するための啓発活動	認知症に関する講演会や高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）で行う各教室や広報、市公式webサイト等により、認知症についての理解の促進・周知に努めます。	地域支えあい課
認知症ガイドブック（ケアパス）の普及	認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるのかをわかりやすくまとめた冊子を配布します。	地域支えあい課

② 医療と介護の連携による認知症への対応

事業・取組み	内容	担当課
認知症地域支援推進員の配置	「認知症地域支援推進員」は、地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を担います。 高齢者サポートセンターに配置され、認知症に関する相談体制を整えるとともに、認知症カフェの開催を支援します。また、認知症初期集中支援チームと連携を図ります。 現在、新型コロナウイルス感染症により外出を控え、居宅で過ごす時間が長くなり認知症リスクが高まっている高齢者が増えていることから、認知症地域支援推進員による支援を強化します。	地域支えあい課
認知症初期集中支援チームの活動	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の支援により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。 支援チーム（複数の専門職）が、認知症が疑われる人や、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医の意見をふまえて、観察・評価を行います。本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。	地域支えあい課

(3) 相談窓口の充実とケアマネジメント向上

介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活を送れるよう、身近な相談窓口の周知を図り、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントを推進します。

また、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）を拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけ、効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

近時の取組み

○ 高齢者サポートセンターには、当事者や地域住民、民生委員・児童委員、自治会、事業所および医療機関などから多様な相談が入り、身近な相談場所として、関係機関と連携を図り問題解決に努めています。

○ 高齢者サポートセンターは、課題解決のため「地域ケア個別会議」を開催したり、地域の関係機関とのネットワーク会議等に出席することで、多職種の協働によるネットワークの構築に努めています。

○ さらに、個々のケアマネジメント能力の向上を図るため、市及び高齢者サポートセンターの主催により、研修会（事例検討を含む）を実施しました。

主な成果と課題

○ 高齢者サポートセンターへの相談件数は、年々増加しています。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談件数も増加しており、相談技術等、資質の向上が求められています。

○ 相談支援については、複合的な問題を抱えている事例もあり、今後、更なるネットワークの構築が求められています。

取り組みの方向性

○ 地域の様々な関係者・関係機関との連携を図る観点から、引き続き、地域ケアシステムのエリアを基本に、15カ所の高齢者サポートセンターを設置します。今後、エリアの高齢者人口や相談件数等を勘案し、業務量に見合った職員の増員を図るとともに、高齢者サポートセンターの事業評価を通じて、センターごとに業務の状況を明らかにし、機能強化を図ります。

○ 助けを必要とするご本人及びご家族に対する支援として、介護の知識の普及や家族交流を含めた教室を継続してくほか、高齢者サポートセンターの土日祝日の開所など相談しやすい体制づくりを検討し、在宅生活の継続や、介護離職の防止に向けて支援します。

○ 福祉・介護・医療等、多様な問題を抱えた事例の相談は増加傾向にあります。地域ケア個別会議を活用し、さらなるネットワークの構築に努めます。

○ 高齢者サポートセンターで行う「介護予防ケアマネジメント」については、介護支援専門員等への情報提供や研修会を実施する他、多職種が関わり、ケアプランの検討や助言を受けられる体制を構築し、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの強化を図ります。

施策を支える主な事業

① 高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実

事業・取り組み	内容	担当課
高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実	高齢者サポートセンターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、地域の実情に応じた身近な総合相談窓口として、24時間連絡の取れる体制をとっています。各専門分野における連携・協働により高齢者の在宅生活を支え、安心した地域生活が送れるよう、機能強化に努めます。 市は、虐待等の困難事例の対応や高齢者サポートセンター間の総合調整等の後方支援を行います。また、高齢者サポートセンターの役割、目標、業務内容を明確にするための運営指針を定め、高齢者サポートセンターに対して、継続的に運営評価を実施し、検証した上で、市川市介護保険地域運営委員会に報告します。	介護福祉課
ネットワークの充実による問題解決	市と高齢者サポートセンターとのネットワークを充実し、困難なケースへの迅速な対応や関係機関との調整などを実施し、高齢者や介護家族の身近な相談場所として対応していきます。 また、支援が必要な高齢者からの相談に対し、円滑かつ迅速な課題解決を図るため、関係機関、民生委員・児童委員や地域ケアシステムなどの地域の方々と連携し、問題解決に努めます。	介護福祉課

事業・取組み	内容	担当課
介護者家族等の支援	高齢者サポートセンターでは介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言を行います。また、介護をしている家族等を対象に、適切な介護の知識や技術等の普及、介護サービス等の内容・利用方法の啓発に併せて、家族の交流を含めた教室を開催します。	介護福祉課

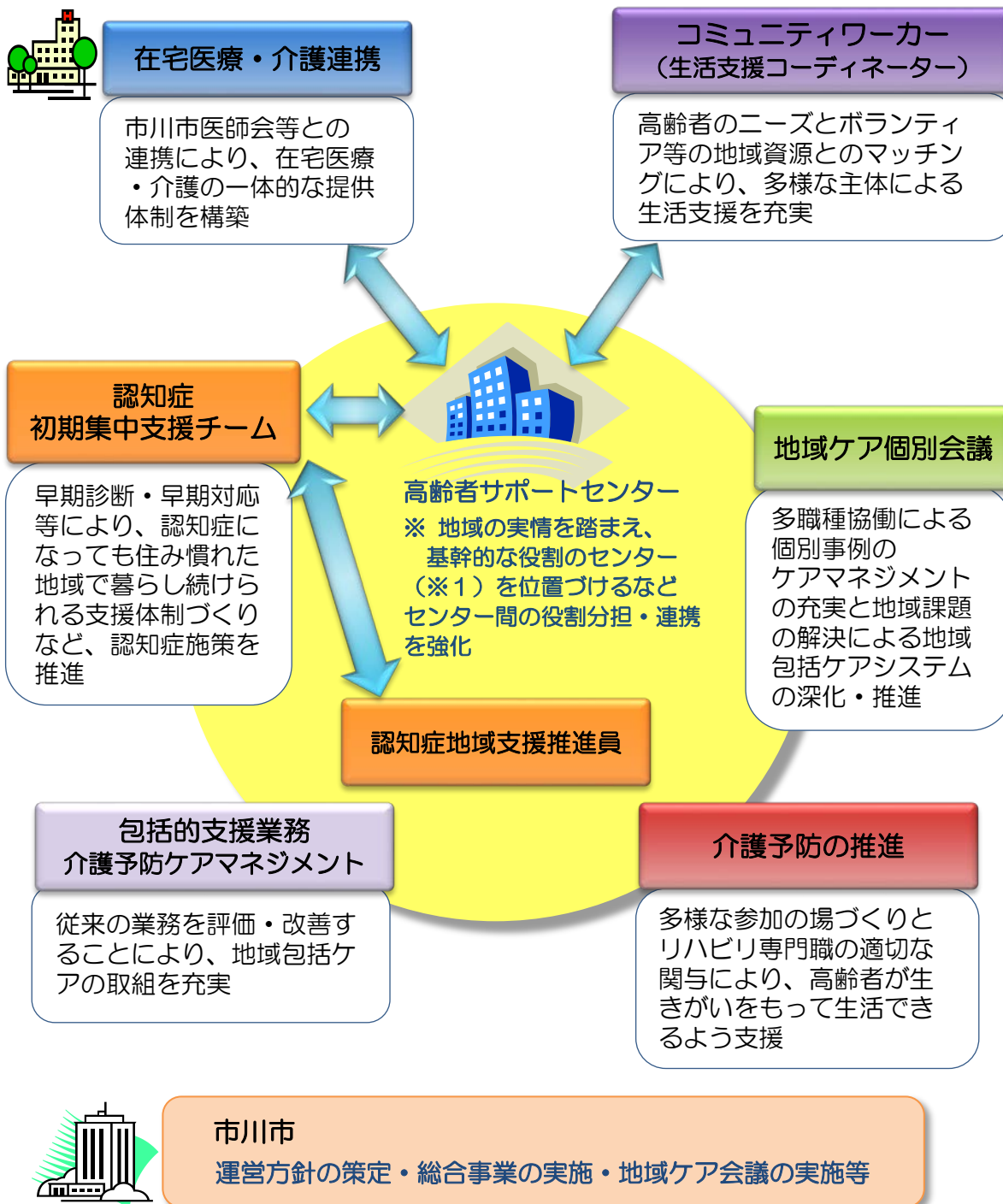
② 地域ケア会議による個別会議と地域課題の抽出

事業・取組み	内容	担当課
地域ケア会議 (個別会議)の運営	高齢者サポートセンター等が主催し、医療・介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者の生活を地域全体で支援することを目的として実施する「地域ケア個別会議」を、積極的に開催します。	介護福祉課
自立支援・重度化予防に向けたケアマネジメントの強化	利用者の自立支援・重度化予防にとってより良いサービスを提供することを目的として、介護支援専門員等への情報提供や研修会を実施する他、リハビリテーション専門職等から助言を受けられる体制を構築し、自立支援につながるケアマネジメントの強化を図ります。	介護福祉課

【地域ケア個別会議からの課題抽出】

平成28年度の開始以来、開催を重ねてきた会議の検討内容について、本市と高齢者サポートセンターで整理・分析をした結果、多くの事例にみられる共通の課題として、「一人暮らし高齢者の見守り」、「閉じこもり」、「買物困難」、「住まい」についての課題が浮かび上がりました。こうした課題については、行政内部の検討組織へ吸い上げ、一部は施策の実現につながっています。今後は、地域の多様な主体が参加する「地域ケア推進会議」において検討し、引き続き、施策の実現につなげます。

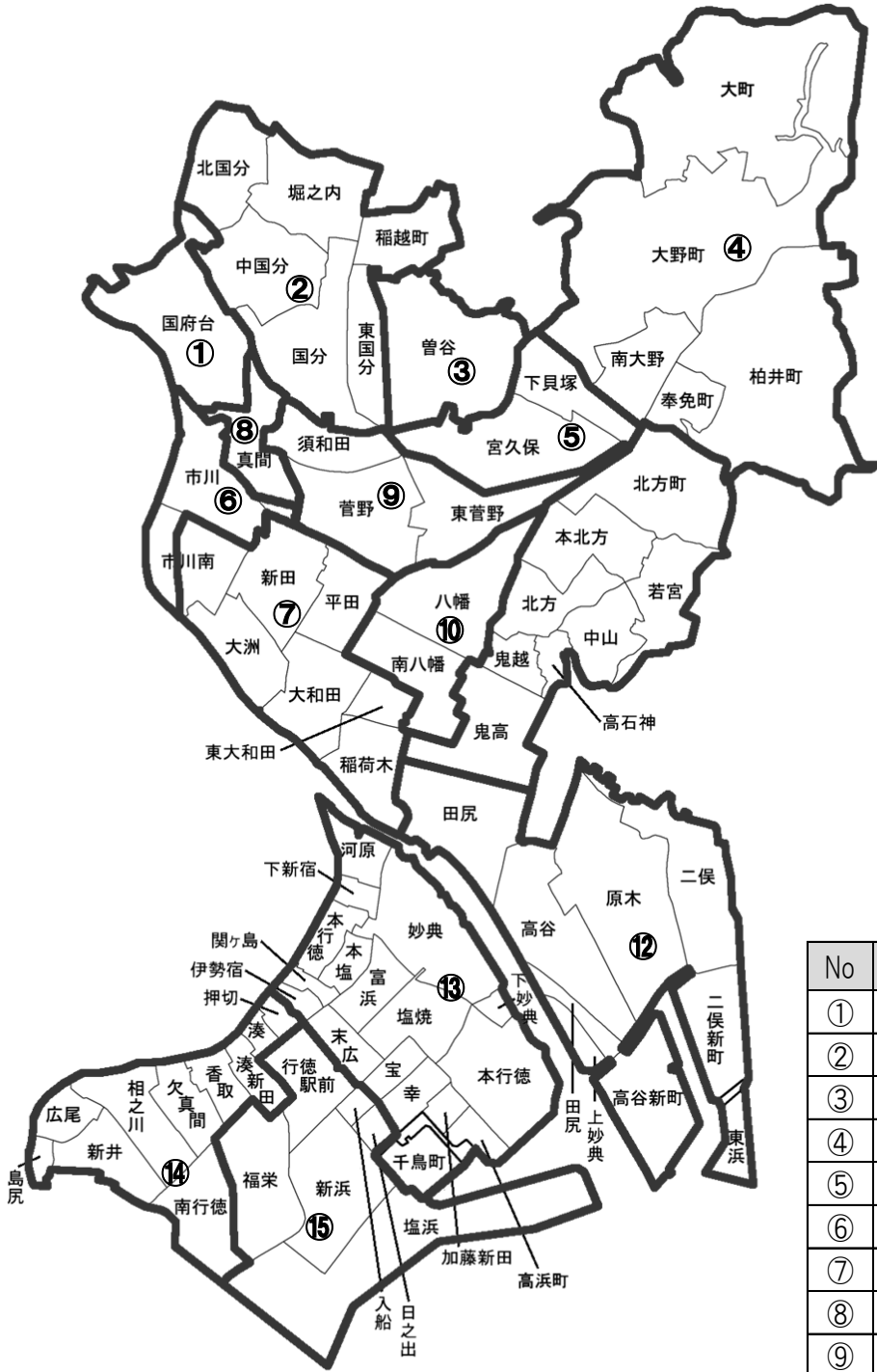
高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)の機能(イメージ図)



※1 基幹的な役割のセンター

たとえば、センター間の総合調整、他センターの後方支援などを担う

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）担当圏域



No	地域ケアシステムの地区
①	国府台
②	国分
③	曽谷
④	大柏
⑤	宮久保・下貝塚
⑥	市川第一
⑦	市川第二
⑧	真間
⑨	菅野・須和田
⑩	八幡
⑪	市川東部
⑫	信篤・二俣
⑬	行徳
⑭⑮	南行徳

＜同町名が地区を跨ぐケース＞

1：真間1丁目→市川第一地区

2：市川南3～4丁目→市川第一地区

3：市川南1～2、5丁目→市川第二地区

(4) 点検・指導監督等による介護保険事業の信頼向上

介護保険事業を円滑に運営するため、制度の持続可能性を確保するとともに、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供及び更なる質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

また、介護サービス事業者に対する指導・監査において、集団指導、実地指導を定期的に行い、サービスの質を高めます。

近時の取り組み

- 「介護給付等費用適正化事業」は、国が定める指針に基づき千葉県が策定する「介護給付適正化計画」に沿って、要介護認定や介護給付費が適正なものとなるよう取り組んでいます。このうち、ケアマネジメントの適正化を目指し取り組んでいる「ケアプラン点検」では、点検結果の集計を実施し、ケアプラン作成において向上が求められる分野を確認しました。
- 介護事業所への実地指導においては、法定書類の点検の際に、災害時の対応計画マニュアルの備え付け状況を確認するなど、市独自の視点も取り入れて、介護サービスの信頼向上に取り組んでいます。

主な成果と課題

- 「ケアプラン点検」は、質の担保と点検件数の増加との両立を図ることが、課題です。
- 「介護相談員派遣事業」は、相談員の延べ派遣件数や、受け入れ先となる事業者を増やしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設への派遣が困難となっています。

取り組みの方向性

- ケアプラン点検は、改善すべき分野に留意して点検するほか、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に入居する方のケアプランや、国保連合会の情報提供を活用し区分支給限度額に対する計画率の高いケアプランの提出を求めていくなど、点検効果を高める工夫をしてまいります。
- 介護相談員派遣事業においては、再開を待ちつつ、新たに有料老人ホーム等も派遣先とするなど、より多くの方に安心してサービスを利用できる環境の提供に取り組めます。

施策を支える主な事業

① 介護給付等費用適正化事業

事業・取組み	内容	担当課
要介護認定の適正化 (認定調査状況 のチェック等)	適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係る全ての認定調査票の内容の点検をし、及び整合を行います。 また、認定調査の質の向上のため、認定調査員を対象とした研修を行うほか、市川市介護認定審査会における審査判定の平準化を図るため、同審査会の正・副長を対象に、審査判定の手順及び基準に関する研修を行います。 【第8期計画期間中の目標：①認定調査員研修 各年度200名 ②審査会を対象とした研修 各年度1回】	介護福祉課
ケアマネジメント等の 適正化 ＜ケアプラン点検＞	介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成したケアプランの記載内容について、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の「気づき」を促し、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた支援を行います。【第8期計画期間中の目標：各年度48件】	介護福祉課
ケアマネジメント等の 適正化 ＜住宅改修の点検＞	受給者の状態にそぐわない不適切な住宅改修を排除するため、受給者宅の写真や工事見積書等を点検するほか、現状がわかりにくいケース等については、施工時に訪問調査を行い、状況を点検します。 【第8期計画期間中の目標：各年度5件】	介護福祉課
ケアマネジメント等の 適正化 ＜福祉用具購入、 貸与の訪問調査＞	不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるため、専門職とともに当該受給者宅を訪問し、福祉用具の必要性、利用状況等を点検します。 【第8期計画期間中の目標：各年度5件】	介護福祉課
サービス提供体制及 び介護報酬請求の適 正化(縦覧点検等)	介護報酬の「縦覧点検」及び「医療情報との突合」は、請求内容の誤りや不正を発見し、適切に対応することで費用対効果が期待でき、有効性があるとされているため、継続的に実施していきます。	介護福祉課
介護給付費通知	家族を含む受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、利用したサービスを改めて確認することで、適正な請求に向けた取組を継続していきます。	介護福祉課

② 介護サービス事業者に対する指導・監督等

事業・取組み	内容	担当課
介護サービス事業者に対する指導・監督に関する取組	制度改正等に関する説明を事業者に対して行う「集団指導」や、サービスの取扱い及び介護報酬請求等に関することについて事業者及び従事者に周知を行う「実地指導」を実施しています。介護サービスに関する苦情・通報等については、適切な把握及び分析を行い、必要に応じて事業者に対する指導を行います。 また、介護サービス事業者が法令等を遵守し、不正行為を未然に防ぐための監督を行います。	福祉政策課

③ 施設訪問による利用者・家族等の相談支援

事業・取組み	内容	担当課
介護相談員派遣事業（介護サービス相談員派遣事業）	介護相談員が介護サービス事業所等を定期的に訪ね、利用者やその家族等から介護サービスに対する相談等を受け、改善に向けて対応します。また、苦情等に至る事態を未然に防止することなど、事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。	介護福祉課

④ 市の介護保険運営等に対するチェック

事業・取組み	内容	担当課
市川市介護保険地域運営委員会の開催	学識経験者・関係団体の推薦を受けた者、被保険者・サービス事業者等の推薦を受けた者で構成される市川市介護保険地域運営委員会を、定期的開催します。高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）と地域密着型サービスの適正な運営の確保に関することや、保険給付の適正化に関することについて審議し、良好な運営を図ります。	福祉政策課 介護福祉課

(5) 介護負担の軽減と介護離職の防止

介護を必要とする高齢者の主な介護は、子や配偶者など家族が担っており、介護者が抱えている問題は、体力・精神面での疲れや、自身の健康、仕事との両立に対する不安など、多岐にわたるものと考えられます。こうした状況を踏まえ、介護者が安心して介護ができるよう、サービスの整備に努め、介護保険制度や介護事業所に関する情報提供を強化するとともに、介護と仕事の両立支援や、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。

近時の取り組み

- 在宅生活の継続が困難となった方のため、また、家族の介護負担軽減や介護離職防止のため、特別養護老人ホームや、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等、施設・居住系サービスの整備を計画に位置付けて取り組みました。
- また、希望する方が自宅で介護を受けて暮らし続けることを可能にするため、中重度者や認知症者に向けた在宅サービスを整備することや、医療・介護の多職種連携によるケアの向上、「認知症カフェ」「家族介護教室」等による介護者の支援等に取り組みました。
- 介護サービスや事業所の情報提供については、介護保険に関するパンフレットや、介護サービス事業者を掲載したガイドブックを作成し、市役所各窓口や高齢者サポートセンターにて配布するとともに、市公式webサイトに掲載した事業所の一覧を毎月更新しています。

主な成果と課題

- 施設・居住系サービスの整備は、概ね計画度通りに進みましたが、地域密着型サービスのうち「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「看護小規模多機能型居宅介護」は整備に至らず、課題となっています。
- 市民意向調査の結果において、介護保険サービスの全体的な満足度は高いものの、短期入所（ショートステイ）等のサービスには、「利用したい時に利用ができない」といった不満が見られます。
- 情報発信については、市民意向調査の結果において、介護保険制度や市の高齢者施策についての情報提供を望む意見が多く見られます。

取り組みの方向性

- 引き続き、施設・居住系サービスと在宅サービスとの両輪で、ご本人及び介護者を支えます。特に、医療ニーズのある方や要介護度が高い方が、自宅で最期を迎えることを可能にするためのサービスは、不足していると考えられるため、整備の障壁となる要因を取り除くよう努め、整備を進めます。
- 介護サービスや在宅医療について、事業者・支援者の意見を取り入れながら、円滑な利用に資するような情報提供に取り組みます。
- 介護離職防止に向けた支援として、企業や労働部門と連携し、介護による離職の防止に資する制度の普及・啓発に努め、仕事と介護の両立を支援します。

施策を支える主な事業

① 介護サービスの効果的な整備

事業・取り組み	内容	担当課
施設サービスの整備 と中重度の方の在宅 生活を支えるサービ スの整備	「特別養護老人ホーム」や、「介護付き有料老人ホーム」、「認知症グループホーム」等、施設・居住系サービスを計画的に整備していきます。 また、在宅で暮らす中重度の方や、医療ニーズの高い方を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型サービスも、計画に位置付けて整備に努めます。	福祉政策課

② 介護保険制度やサービス事業所に関する情報提供

事業・取り組み	内容	担当課
介護保険制度に 関する情報提供	全ての市民が介護保険制度に対する理解を深め、介護保険サービスを適正に利用できるよう、市公式webサイトに掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、配布します。 また、65歳を迎えられた方には、介護保険被保険者証の送付時に、介護保険制度についてのミニパンフレットを同封、介護保険料額決定通知書の送付時に介護保険料についてのリーフレットを同封するなど、介護保険制度の周知と理解を図っていきます。	介護福祉課

事業・取組み	内容	担当課
介護事業所の検索システムの導入	Web上で、介護事業所の検索を簡便に行えるよう、検索システムを導入します。また、短期入所等のサービスについて、利用が円滑になるよう、空き状況を随時調査し、公開します。	福祉政策課
介護離職防止に資する情報発信	高齢者サポートセンターが、企業や労働担当部門と連携し、ケアマネジャー等の支援者や、家族介護者に対して、仕事と介護の両立支援に資する制度周知等に努めます。	介護福祉課
認知症支援に関する情報提供	「認知症ガイドブック(認知症ケアパス)」の普及に努め、状態に応じた支援を案内することで、本人や介護者の不安軽減に努めます。	地域支えあい課

③ 介護技術講習や介護者交流の機会提供

事業・取組み	内容	担当課
「家族介護教室」や「認知症カフェ」による介護者の支援	高齢者サポートセンターでは、介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言を行うほか、家族の交流を含めた教室を開催します。 また、地域で開かれている「認知症カフェ」は、認知症のある方や認知症の疑いのある方、認知症の方を支えている家族、認知症やボランティアに関心のある方など、誰でも参加することができ、和やかに交流ができる場となっています。	介護福祉課 地域支えあい課

④ 低所得者に対する利用者負担軽減

事業・取組み	内容	担当課
介護保険利用者負担助成事業	生計を維持することが困難な方が、介護保険の居宅サービス等を利用した場合、利用者負担額の助成を行い、居宅サービスの利用促進を図ります。	介護福祉課
社会福祉法人による利用者負担軽減事業	生計を維持することが困難な方が、社会福祉法人等の行うサービスを利用した場合(※)、法人の負担により、利用料の自己負担や、食費・居住費の自己負担の一部を軽減します。 ※法人が申し出ているサービスに限られます。	介護福祉課

(6) 介護人材確保と業務効率化の支援

介護を必要とする高齢の方々が増加する中で、介護の担い手となる年齢層の人口減少が進むと見込まれ、人材確保は喫緊の課題となっていることから、福祉・介護分野の人材確保及び定着に向けた取組を進めます。

また、提供されるサービスの質の確保のため、介護事業所の業務の効率化や従事者の資質向上に向けて支援します。

近時の取り組み

- 福祉・介護人材の定着及び資質向上のため、介護職員初任者・介護福祉士実務者研修の受講費用の一部を助成し、質の高い介護サービスの安定提供のため取り組んでいます。
- 福祉・介護人材の新たな確保のため、介護未経験者を対象に介護に関する入門的研修を開催し、介護に関する知識習得や職場体験、さらに介護事業所等へのマッチング支援を行い、介護職にかかる不安軽減に努めています。

主な成果と課題

- 「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」にかかる費用助成件数は増加しており、介護人材の定着及び職員の資質向上に対して、一定の成果がありました。今後は、本市の高齢者人口のピークと予想される 2040 年頃に向けて、介護人材のさらなる確保のため、研修受講者を拡大するとともに、介護分野への多様な人材の参入を促す必要があると考えられます。
- 介護職員の負担を軽減するため、介護分野におけるキャリアパスを明確化するとともに、周辺の業務の切り分けにより事務・身体負担の軽減を図り、業務の効率化を支援する必要があります。

取り組みの方向性

- 介護職への参入を促すとともに、事業者と連携しキャリアアップへと繋がる仕組みを整えることで、職員の確保・定着を図ります。
- 介護現場の負担を軽減しサービスの質を確保するために、提出書類の簡素化・オンライン化、介護ロボット導入支援を推進することで、介護事業所における業務効率化に向けた施策推進に努めます。

- 介護の仕事の魅力を知ってもらうための情報を収集・発信し、多様な層に対して、介護職のイメージ向上を推進します。

施策を支える主な事業

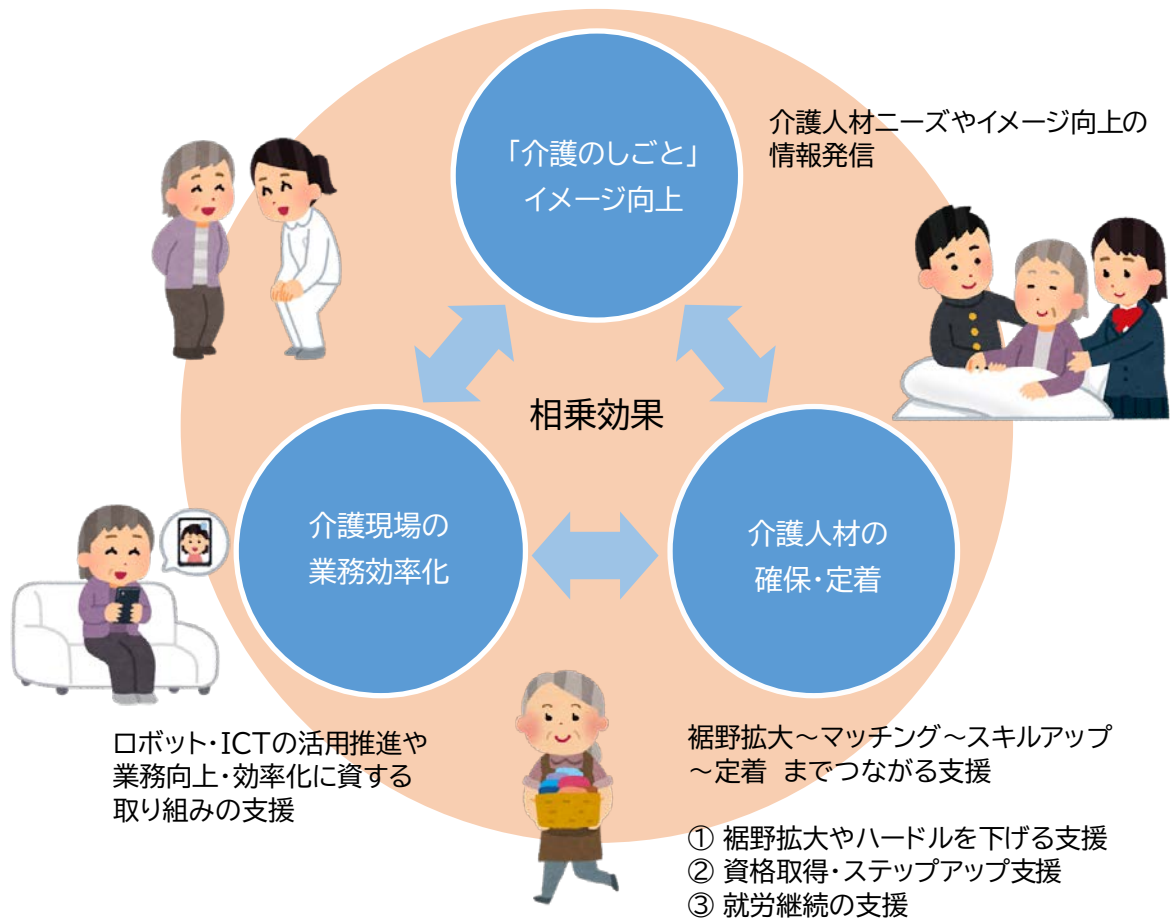
① 介護人材の確保支援

事業・取組み	内容	担当課
介護に関する入門的研修	介護の基本的知識を学び、介護分野就労のきっかけとして、介護に関する入門的研修を実施します。さらに、職場体験や介護事業所へのマッチング支援により、介護業務の不安を払拭し、多様な人材の参入促進に努めます。	福祉政策課
介護職員初任者研修費用助成	介護サービスに従事する方の確保及びサービスの安定的な提供を図るため、介護職員初任者研修の受講に際し要した費用の一部を助成し、研修受講の促進を図ります。	福祉政策課
介護福祉士実務者研修費用助成	介護福祉士を目指す職員のキャリアアップを支援するため、介護福祉士実務者研修の受講に際し要した費用の一部を助成します。	福祉政策課
元気高齢者・福祉系就労希望者と事業所のマッチング支援	元気高齢者・福祉系就労希望者と介護事業所との面談や職場相談などマッチング支援を行い、人材の確保と就労をサポートします。	福祉政策課
介護職のイメージ向上にかかる情報発信	介護の仕事の魅力をアピールするため、事業者と連携し、広報活動の拡大を進めていきます。	福祉政策課

② 介護事業所の業務効率化支援

事業・取組み	内容	担当課
提出書類の簡素化・オンライン化	本市への提出書類の簡素化に向けて、見直しを検討するとともに、提出方法のオンライン化を促進します。	福祉政策課
介護ロボット導入支援(情報提供)	介護ロボット導入に係る国・県の補助金について、介護事業者へ情報提供を行い、介護事業所における介護ロボット導入を支援します。	福祉政策課

関係者の連携で取り組む
介護人材の確保と業務効率化



基本目標 3 「住まい」の安心・安全と共生のまちづくりに向けて

生きるうえで基本となる「住まい」の確保と、「住まい」に欠かせない安全・安心な生活環境の実現を目指し、住まいの支援・基盤整備や、様々な災害に対する備えを推進します。また、年齢を重ねても安心して暮らせるように、高齢者の権利擁護に取り組みます。

さらに、「まちの健康」に取り組むとともに、認知症や障がいがある方への理解を深めたり、複合的な課題を抱えた世帯や多様な介護者の存在にも目を向け、地域住民の支えあいや助け合いが自然に生まれる「共生のまちづくり」を推進することで、安心の輪を広げます。

(1) 個々のニーズに応じた住まいの支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、日常生活の場となる住宅について、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようバリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上に努めます。

近時の取り組み

- 現在の住宅からの転居を希望する高齢者に対し、公営住宅及び民間賃貸住宅への居住支援を行うとともに、取壊し等による転居を求められた高齢者世帯に対しては、転居費用等の助成を行っています。
- 健康なうちから住宅のバリアフリーの備えができるよう、要介護認定等を受けていない方にも、バリアフリーの住宅改修に対する助成制度を設けています。

主な成果と課題

- 公営住宅は、入居時の連帯保証人を不要とし、入居条件を緩和しました。また、民間賃貸住宅を希望する高齢者には、「高齢者民間賃貸住宅あっせん制度」の利用により、希望する住宅の情報を提供しました。
- 今後、入居時の保証人となる方がいない高齢者の増加が見込まれるため、引き続き、高齢者が安心して希望の住宅を選べるような支援策の整備に努める必要があります。

取り組みの方向性

- 住宅の確保に配慮を要する高齢者等への支援について、検討を進め、取り組んでいきます。また、「高齢者民間賃貸住宅あっせん制度」については、より利用しやすい制度となるよう見直しを行い、高齢者の方への情報提供に努めていきます。
- 在宅サービスの整備を進めるとともに、心身や生活状況の変化に応じた住まいの選択ができるよう、幅広いニーズに対応できるサービスの確保に努めていきます。

施策を支える主な事業

① 賃貸住宅の円滑入居の支援

事業・取組み	内容	担当課
高齢者民間賃貸住宅あっせん制度	本市と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で、住宅に困窮する65歳以上の高齢者の方々に対して民間賃貸住宅のあっせんを行います。	市営住宅課
民間賃貸住宅家賃補助事業	市内に居住し、取壊し等による転居を求められた高齢者世帯、心身障がい者世帯、ひとり親世帯が市内で転居した場合、住宅家賃の差額と転居費用を助成します(所得制限等があります)。	市営住宅課
高齢者福祉住宅維持管理事業	取壊し、立退き要求を受け、住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者に対して、高齢者に配慮した住宅を提供します(所得制限等があります)。	市営住宅課

② 住まいのバリアフリー改修支援

事業・取組み	内容	担当課
住宅改修費の助成	一定の条件を満たした高齢者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。	介護福祉課
あんしん住宅助成事業	バリアフリー化、防災性の向上等、住宅の良質化に資する改修工事を、市内の施工業者を利用して行う場合に、その経費の一部を助成します。	街づくり推進課

事業・取組み	内容	担当課
住宅リフォーム相談	相談窓口を開設し、住宅リフォームの専門的な知識と経験のある増改築相談員・マンションリフォームマネジャーで構成される「市川住宅リフォーム相談協議会」の会員の方々が、適切なアドバイスを行います。	街づくり推進課

③ 支援・介護を必要とする方の住まいの適切な供給

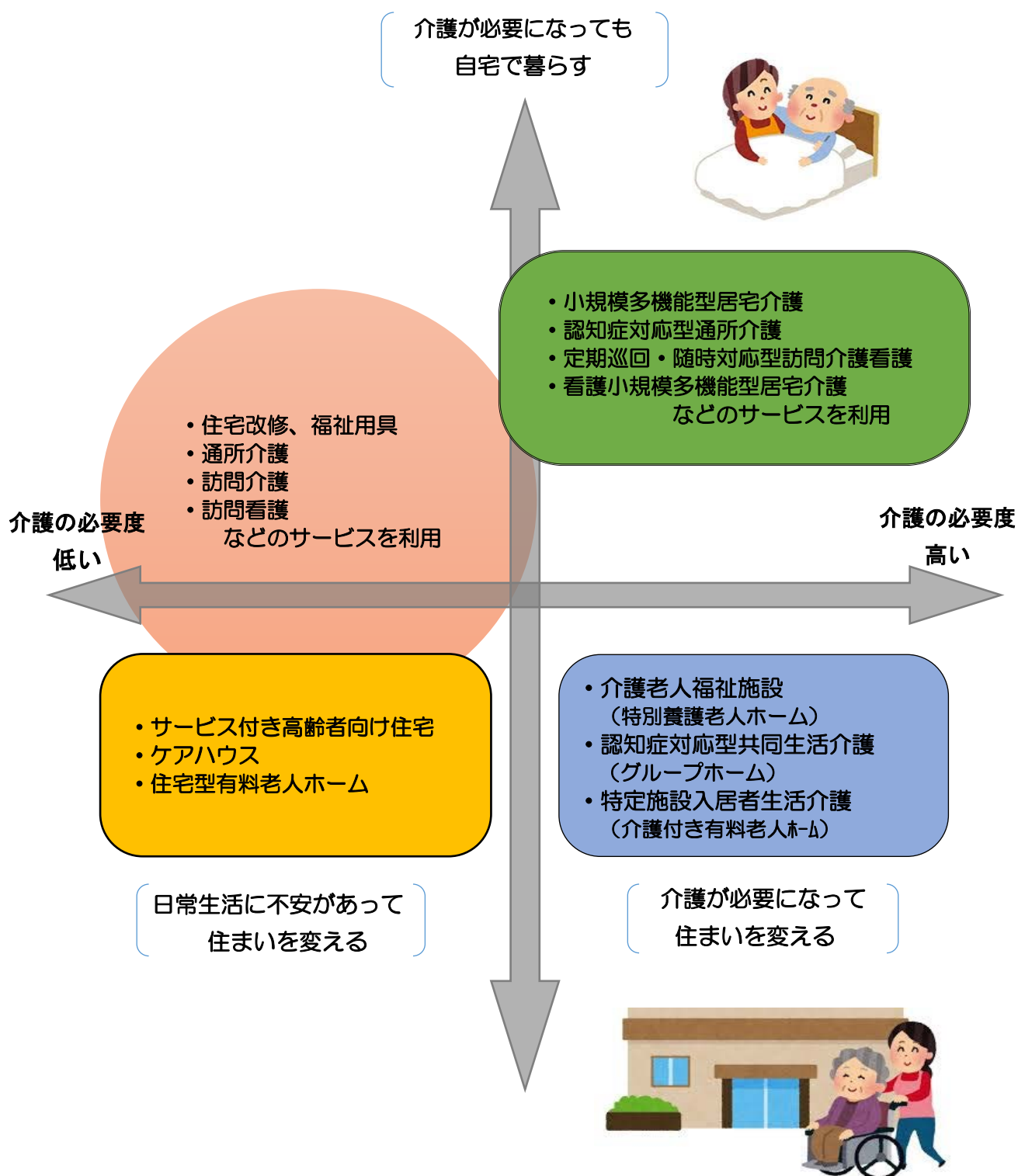
事業・取組み	内容	担当課
居住系サービスの確保と情報発信(情報提供)	自宅で住み続けることが困難となった高齢者が安心して生活できるよう、サービスの整備を進めていきます。また、「高齢者向け住まい」の情報提供を行います。	福祉政策課

市内の高齢者向け住まい（令和2年度末）

サービス種別	施設数	定員数
軽費老人ホーム(ケアハウス) ※	5 施設	233 人
介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	16 施設	1,038 人
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	19施設	359人
住宅型有料老人ホーム	15 施設	485 人
サービス付き高齢者向け住宅	13 施設	417 人
養護老人ホーム	1施設	50 人

※うち、1施設(50 人)については特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。

～ 高齢者向け住まいと住まい方の例 ～



※ ここでは、「高齢者向け住まい」や、サービス利用のイメージを示しています。

(2) 地域の安全・安心対策事業の推進

近年の自然災害の多発に加え、新型コロナウイルス感染症が発生し、これまでとは異なるリスク管理や、新しい生活様式への対応を迫られています。緊急・災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な方の把握、避難支援訓練の検討・実施など地域における支援体制の強化に努めるとともに、災害発生時に、配慮を要する方が、避難所で円滑に過ごすことができる体制を確保します。また、日頃の防災・防犯意識を啓発するとともに、パトロールや見守りにより、地域の犯罪抑止と治安向上に努めます。

近時の取り組み

○ 「避難行動要支援者」の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難に支援を要する方の情報把握と、その共有が必要になることから、市は基礎となる名簿を作成しています。また、平常時から自治(町)会や民生委員へ情報提供をするため、避難行動要支援者本人に、提供の意思を確認し、同意が得られた方を登載した名簿も作成しています。

主な成果と課題

○ 自治(町)会や民生員に提供する避難行動要支援者名簿を作成しましたが、名簿登載者数は減少傾向にあります。

取り組みの方向性

○ 平常時から、自治(町)会に提供する名簿への登載に同意する避難行動要支援者数の増加を目指します。また、避難行動要支援者名簿を活用している自治(町)会への支援や、名簿未活用自治(町)会への周知をしていきます。

施策を支える主な事業

① 地域における災害や新興感染症への備え

事業・取組み	内容	担当課
避難行動要支援者 対策事業	災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。 また、平常時における地域のつながりを促進します。	地域支えあい課
福祉避難所の設置	災害発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。	福祉部
介護事業所の避難マニュアルの整備と自治体防災訓練への参加促進	災害発生に備え、日頃の事業所指導において、防災マニュアル等の備え付けを点検します。また、市や地域が実施する防災訓練への参加を呼びかけます。	福祉政策課
家具転倒防止器具等の 取付費補助	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等のうち市民税非課税世帯を対象として、震災時に家具等の転倒を防止するための器具等の取付け費用の一部を補助します。	介護福祉課
住宅用火災警報器の 設置	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯のうち市民税非課税世帯を対象として、安心して日常生活を過ごすことができるように、火災予防対策としての警報器を設置します。	介護福祉課
人工呼吸器用非常用 発電機購入補助	在宅で人工呼吸器を使用する方が、災害時においても日常生活を支障なく営むことができるようにするため、非常用発電機の購入費用の一部を補助します。	保健医療課
新興感染症への備え	新型コロナウイルスを含む感染症等の対策に努めます。 介護事業所等に対しては、感染予防を啓発し、感染対策物資の配布等により、感染防止を支援するとともに、感染が発生した場合には、感染拡大の防止に努めます。 また、感染拡大により、外出が困難となった高齢者の支援に努めます。	福祉政策課 地域支えあい課 介護福祉課

② 地域における防犯対策や交通安全の向上

事業・取組み	内容	担当課
防犯対策事業	防犯講演会の開催や各自治会への自主防犯物品の譲与等により、市民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、市・市民・関係機関との協働による犯罪に強い防犯まちづくりの実現を目指します。	市民安全課
青色パトロール推進事業	青色防犯パトロールを実施し、犯罪発生を抑止と防犯意識及び体感治安の向上を図り、安全で安心して暮らせる防犯まちづくりの実現を目指します。	市民安全課
街頭防犯カメラ設置補助事業及び維持管理事業	防犯パトロールを実施している団体に対し、防犯カメラ設置を行う際の設置費用及び機器購入費等を対象に補助金を交付し、防犯カメラの運用と防犯パトロール実施の相乗効果による犯罪抑止及び体感治安の向上を目指します。また、市民の安全を確保するため、街頭に設置した防犯カメラの維持管理を行い、街頭犯罪の防止と体感治安の向上を目指します。	市民安全課
防犯灯設置費等補助金	市民が安心して暮らせるまちづくりのため、自治会等が設置し、維持管理する防犯灯の整備促進を図ります。	地域振興課
交通安全啓発事業	高齢者クラブでの交通安全教室などを通じて、交通安全の啓発を図ります。	交通計画課

(3) 「まちの健康」づくりの推進

従来、健康は、個人の責任によると考えられてきましたが、都市に住む住民の健康には、水や空気、安全な食べ物の確保、居住環境、都市の整備、教育など、個人の努力だけでは対応できない要因が、複雑に絡み合っていて影響しています。こうした認識のもと、保健・医療以外の活動領域の人々も関わり、都市住民の健康を確保する仕組みを構築しようという取り組みが、本市が加盟するWHOの「健康都市」です。「人の心と体の健康」だけでなく、人を取り巻く文化、教育等の社会環境や、道路、公園施設等の都市基盤の整備による「まちの健康」を一体とした、「健康都市いちかわ」を目指しています。

主な成果と課題

- 健康都市いちかわでは、「まちの健康」の推進として、憩いの場、集いの場、生涯学習の場、休憩場所としての機能を備えた施設の整備に取り組みました。子どもからお年寄りまで幅広い世代の方に活用していただき、交流が促進されるよう、バリアフリー等にも配慮した施設となっています。
- 本計画の策定に向けた市民意向調査の自由記載には、「歩道の凹凸等による転倒への不安」がしばしば見られました。バリアフリー推進や道の補修により、転倒不安の解消に努める必要があります。

取り組みの方向性

- ニーズに基づき、既存事業を見直すとともに、市民が「より望むもの」について、多くの分野において事業を実施することで、複合的・総合的な事業効果として「健康都市いちかわ」の実現を目指します。

施策を支える主な事業

① 「健康都市いちかわ」の推進

事業・取り組み	内容	担当課
健康都市推進事業	「健康都市いちかわ」の実現のため、市民・関係団体・事業者等と行政が協働し、市民の健康に関する意識の向上を目的とした地域に根ざした活動や健康都市推進のための人材育成等を行います。	健康都市推進課

② 公共交通や道路のバリアフリー

事業・取組み	内容	担当課
交通バリアフリーの推進	高齢者、障がい者などの移動等の円滑化を促進するため、段差解消等のバリアフリー化が未整備である鉄道駅施設を対象として、鉄道事業者に補助金を交付し、整備を図ります。	交通計画課
人にやさしい道づくり 重点地区整備事業及び歩道のバリアフリー化	市川市交通バリアフリー基本構想に基づき、主要駅周辺の半径500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。 また、重点整備地区を外れる地区においても、バリアフリー化を進め、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	道路建設課
道路等の補修	市では、通行の妨げとなったり転倒の原因となる道路などの損傷について、電話やファクシミリによる連絡のほか、より手軽に正確に、情報提供をしていただける仕組みとして、「Webサイト」と「LINE」からも投稿を受け付けており、早期の発見と、迅速な対応に努めています。	道路安全課

(4) 高齢者の権利擁護の支援

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者や、生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援を行います。地域の関係者との協力・連携体制の構築を図り、高齢者虐待の早期発見を図るとともに、関係機関と連携して対応を行います。

また、高齢者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪等に関する注意喚起や、相談活動等を進めていくことで、広く地域の高齢者の権利を守ります。

近時の取り組み

○ 高齢者虐待を未然に防止するための啓発として、市民や支援者を対象とした研修会を実施しています。また、関係機関で構成されるネットワーク会議への参加により、情報共有を図るとともに連携を強化しています。

○ 成年後見の利用促進のため、専門職・関係機関の協力体制を構築しています。市川市社会福祉協議会に委託し、更なる制度の周知・啓発、利用促進を図るほか、市民後見人の養成及び修了者の支援、親族後見人の相談支援を実施しています。

○ 消費生活センターと情報共有を行いながら、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）にて消費者被害を未然に防止するため住民への啓発を行うほか、関係者への情報提供・情報交換を行っています。

主な成果と課題

○ 高齢者虐待の相談対応件数は増加していますが、研修等の実施により、通報後の相談及び支援により重度化を回避できています。今後も高齢者虐待を未然に防ぐため、関係機関で連携し、早期発見、早期対応を行います。

○ 市民意向調査の結果から、成年後見制度の周知が進んでいることが確認できました。なお、ニーズの高まりを受け、成年後見制度の担い手を確保することが課題となっていますが、平成28年度より第1期生の市民後見人を養成し、現在、10名の市民後見人が活躍しています。今後も成年後見制度の担い手としての活躍を期待し、令和2年度には第2期生の養成を開始しています。

○ 消費者被害の防止については、住民が集まる会議やサロンでの情報提供を実施するほか、地域での啓発に警察の講話を多く取り入れるなどの内容の工夫に努めています。消費者被害の手口は次々と変わっていくため、引き続き警察や消費生活センターと連携し、高齢者に向け周知啓発していきます。

取り組みの方向性

○ 高齢者虐待を未然に防止するため、引き続き、高齢者虐待防止の研修会を開催するとともに、関係機関との連携を強化していきます。

○ 認知症などにより判断能力の不十分な高齢者が増加し、成年後見制度の利用が必要な人が増加することが見込まれるため、家庭裁判所を含めた地域のネットワーク体制を構築していきます。また、担い手を確保するため、社会福祉協議会の法人後見と共に、市民後見人の活動を支えています。なお、障がい者の支援とも一体的に進めていくために、両計画の上位計画である「地域福祉計画」において、「成年後見制度利用促進法」に基づく市町村計画を策定する検討を行ってまいります。

○ 消費者被害を未然に防止するため、高齢者サポートセンター、消費生活センター、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供・情報交換を行います。また、消費者被害を把握した場合は、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。

施策を支える主な事業

① 高齢者虐待への対応

事業・取り組み	内容	担当課
高齢者虐待を未然に防ぐ取り組み	高齢者虐待を発見した場合の通報先や相談窓口の周知を図るとともに、高齢者虐待を未然に防止するための啓発として、市民、ケアマネジャー、高齢者サポートセンター職員、介護サービス事業所及び施設の職員を対象とした高齢者虐待防止研修会を開催しています。また、高齢者虐待対応マニュアルはホームページへ掲載し、関係機関が確認できるようにしています。 なお、高齢者虐待、DV、児童虐待、障がい者虐待等の、家庭における様々な暴力に対応する関係機関で構成されるネットワーク会議において、情報共有を図るとともに、連携を強化しています。	介護福祉課 福祉政策課

事業・取組み	内容	担当課
高齢者虐待への対応	高齢者虐待の通報を受けた際は事実確認を行い、高齢者と養護者等の双方の相談及び支援を行います。また、必要に応じ、高齢者の一時保護などの措置を適切に行うように努めます。	介護福祉課

② 成年後見制度の活用促進

事業・取組み	内容	担当課
成年後見制度 利用支援事業	制度が必要な高齢者が、成年後見制度を活用できるよう、「後見相談担当室」を市川市社会福祉協議会に委託し、制度のPRや啓発活動、相談支援、担い手となる市民後見人の育成・活用や、後見人に選任された方への支援を行います。 また、一定の要件のもとで、家庭裁判所への申立て費用や後見人への報酬にかかる助成を行います。	介護福祉課

③ 消費者被害の防止

事業・取組み	内容	担当課
消費者被害の防止	消費者被害を未然に防止するため住民への啓発を行い、高齢者サポートセンターと消費生活センターを中心に、民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員等に必要な情報提供・情報交換を行い、消費者被害防止に取り組みます。また、消費者被害を把握した場合には、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。	介護福祉課

(5) 地域共生社会に向けて

育児や子育てと介護が重複する方や、介護に直面する若い方（ヤングケアラー）、子の「ひきこもり」が長期化して悩みを抱える高齢者など、地域には、複合的な課題を抱える世帯が増加し、高齢者に限らず、多様で複合的な生活課題を抱える方が増えています。また、若年性認知症も含む認知症の方やその介護者は、周囲に理解されないことで、孤立感を深める恐れがあります。

市は、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する相談支援の充実に向けて取り組むとともに、地域住民や地域の多様な主体が、地域課題を自分のこととして捉え、他者の理解に努め、地域の支え合いに一步踏み出せるよう、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指します。

近時の取り組み

- 認知症の人や介護する家族を地域全体で支えられる体制を整えるため、認知症の人や家族が気軽に立ち寄り、安心して過ごせたり相談できたりする認知症カフェの開催を支援し、また、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座や認知症サポーターがスキルアップするための講座を開催しています。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、制度の『縦割り』を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、訪問介護、通所介護、短期入所などにおいて、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」が、平成30年度に創設されました。指定を希望する事業所からの相談があった場合に、対応しています。

主な成果と課題

- 高齢者サポートセンターへの委託を含め、令和元年度末の時点で22の認知症カフェが市内で開催されていますが、認知症の人や家族が気軽に参加できるよう、身近な場所で開催されることが大切と考えるため、民間の事業所やボランティア団体等による認知症カフェ開設の支援を充実させることが必要と考えます。
- 認知症サポーターは、令和元年度末現在で18,582人となりました。学校で開催や銀行、郵便局、薬局、歯科医師会をはじめとした職域での開催が広がっています。

取り組みの方向性

- 認知症カフェについては、認知度向上のための周知に力を入れるとともに、多くの場所での開催に結び付けられるよう開設支援の充実に努めます。
- 認知症サポーターについてはより幅広い年齢層や職域での講座開催を目指すとともに、認知症サポーターのステップアップのための講座を充実させながら、認知症サポーターが認知症の人や家族を支援する体制整備に取り組みます。
- 地域共生社会の実現に向けて、認知症の人や家族からの意見の聴取や、発信の支援に取り組みます。

施策を支える主な事業

① 認知症の人と家族を地域で支えるための支援

事業・取り組み	内容	担当課
認知症カフェの開催支援	認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄り、相談できるような認知症カフェの開催を支援します。	地域支えあい課
認知症の方や家族による発信の支援	地域共生社会の実現に向けて、認知症の人や家族からの意見の聴取や発信の支援に取り組みます。	地域支えあい課
認知症サポーターの養成・ステップアップ講座の開催	認知症サポーターは認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を応援する人です。地域住民をはじめ、高齢者と接する様々な職種の方々や学生等、幅広く養成講座への参加を呼びかけ、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。 また、認知症サポーター対象のステップアップ講座を開催し、認知症への理解をより深め、実践的な対応を学ぶとともに、地域での活動を紹介します。	地域支えあい課
認知症の人が安心して外出できるための支援	市、関係機関や地域の方が協力し、地域ぐるみで認知症高齢者を見守る取組を進めていきます。また、行方不明高齢者の早期発見・保護をするため、「市川市メール情報配信サービス」を使って、行方不明高齢者の情報を「防犯情報」に配信します。あわせて、「市川市メール情報配信サービス」への登録を推奨していきます。	介護福祉課

② 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施に向けての検討

事業・取組み	内容	担当課
共生型サービス事業所の指定	①障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点 ②福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点 から、「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」など、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービス(共生型サービス)では、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすい仕組みとなっています。各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断します。	福祉政策課 障がい者支援課
複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する包括的な相談支援の充実	子の「ひきこもり」が長期化し悩みを抱える高齢者(「8050問題」)や、育児や介護の重複(ダブルケア)、若くして介護に取り組む方(ヤングケアラー)、障がいや病気を抱えながら介護に取り組む方など、支援を必要とする世帯は多様化しています。「断らない」「包括的な」相談窓口や、「伴走型」の支援の実現に向けて、検討を開始いたします。	福祉政策課 ほか

第6章

計画の進行管理

1 計画の進行管理

第7期計画より、事業を実施することにより生じるアウトカム（成果）及び計画における基本理念の実現を意識した事業運営、事業等の評価分析に基づく施策の見直し・改善を目的として、「主要施策・指標マップ」を作成し、進行管理を実施しております。

「主要施策・指標マップ」は、本計画における施策の推進及び事業の実施によってもたらされる、アウトカム（成果）及び基本理念の実現に至る因果関係を示したものです。

第7期計画の作成時には、平成28年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）『地域支援事業の実施状況及び評価指標等に関する調査研究事業 報告書（平成29年3月 株式会社 日本総合研究所）』を参考にして、「主要施策・指標マップ」を作成しました。

本計画においては、第7期計画の指標マップを引継ぎ、施策体系の変更に合わせた指標を取り入れ、作成しております。

なお、アウトカム（成果）については、次の表のとおり区分して評価を行います。

区 分	説 明
最終アウトカム	基本理念を実現するために必要と考えられる要素に着目した指標のことで、中間アウトカム（成果）の達成及び施策・事業の実施結果がもたらす最終的な「成果」を指します。
中間アウトカム	最終アウトカム（成果）の達成に必要と考えられる要素に着目した指標のことで、施策・事業の実施結果がもたらす中間的な「成果」を指します。

(1) 事業の評価指標等の設定

本計画の基本理念を実現するための本市の取組について進行管理をし、その取組結果を評価・分析するために、各施策に位置付けた主要な事業等について、計画期間内の評価指標とその年度目標を設定しました。

(2) アウトカム（成果）の評価指標等の設定

事業の実施により生じたアウトカム（成果）を測定、分析するための計画期間内の評価指標とその目標を設定しました。

(3) 進行管理事業及びアウトカム（成果）の評価・分析

本計画の進行管理として、以下のとおり進捗状況の確認と評価・分析を行います。また、その結果について、市公式 Web サイトにおいて公表します。

① 進行管理事業

事業ごとに、数値目標に対する実績等について、毎年度評価・分析を行い、課題の抽出を行います。

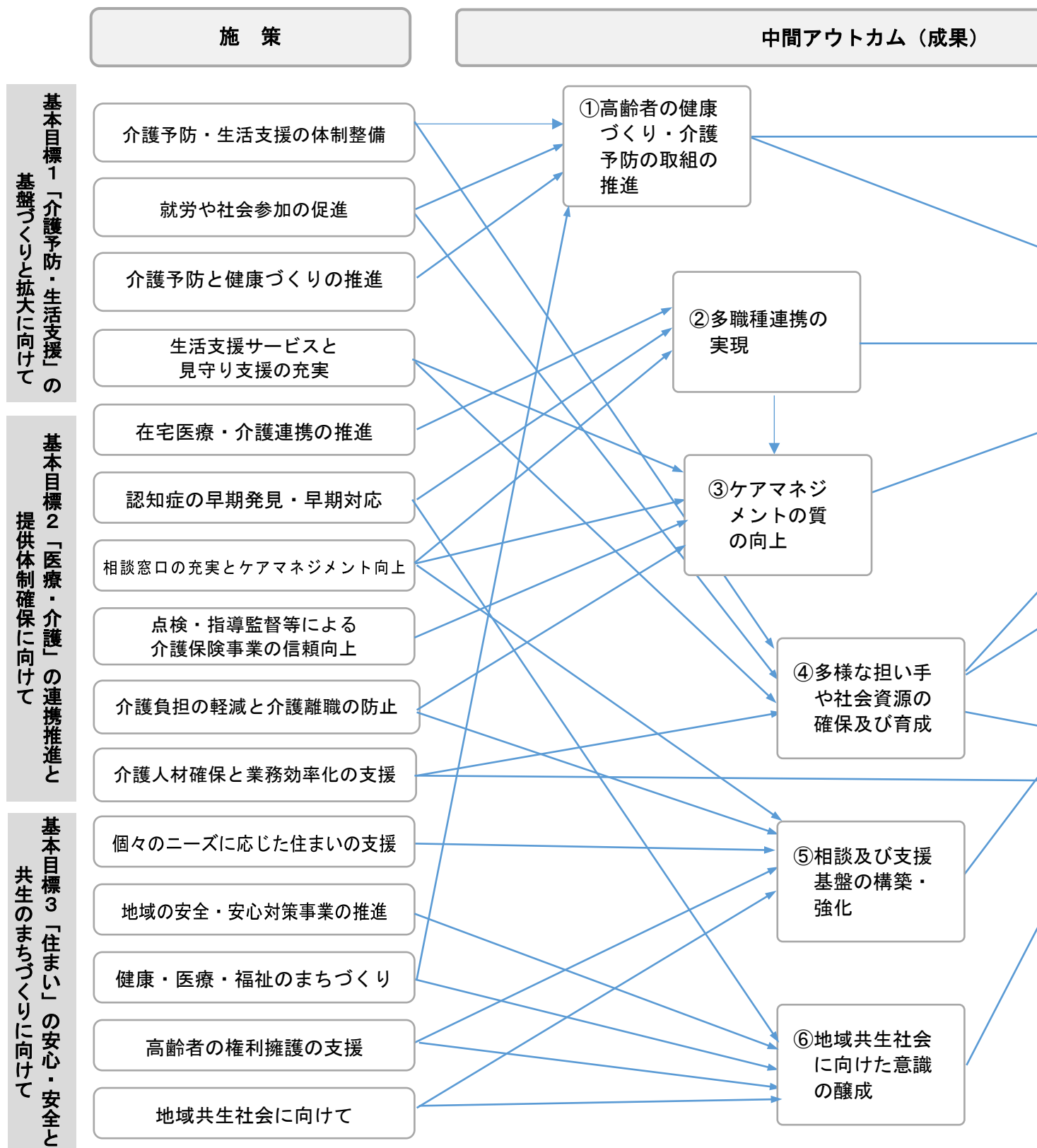
② アウトカム（成果）

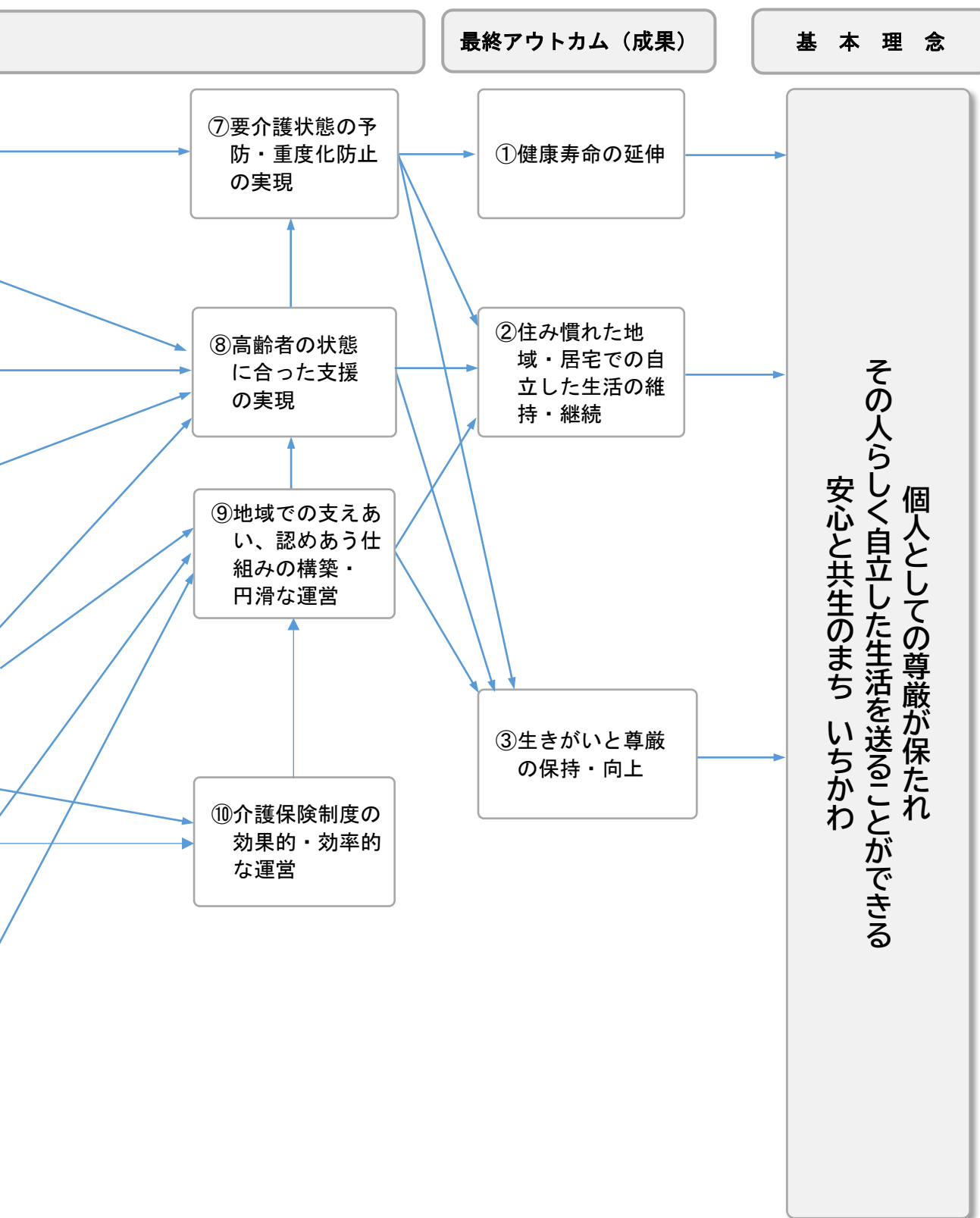
アウトカム（成果）ごとに、各年度における目標に対する実績等について、評価・分析を行い、課題の抽出を行います。

(4) 施策の見直し・改善

評価・分析の結果に基づき、施策の見直し・改善を行います。

2 施策・指標マップ





3 施策及び進管理事業

施 策	進管理事業
地域の課題・ニーズに基づく施策の検討	地域ケア全体会議の開催
介護予防・生活支援の体制整備	生活支援コーディネーター養成研修
就労・社会参加の促進	いきいきセンターの活用
介護予防と健康づくりの推進	介護予防把握事業
生活支援サービスと見守り支援の充実	高齢者見守り支援事業
在宅医療・介護連携の推進	在宅医療の地域住民への普及啓発
	在宅医療・介護関係団体の連携促進
認知症の早期発見・早期対応	認知症総合支援事業
相談支援の充実とケアマネジメント向上	高齢者サポートセンターの機能強化の推進
介護保険事業の信頼向上	介護給付費等適正化事業
介護負担の軽減と介護離職の防止に向けて	介護サービスの空き状況等情報提供
介護人材確保と業務効率化の支援	介護人材の確保支援
個々のニーズに応じた住まいの支援	高齢者民間賃貸住宅あっせん制度
地域の安全・安心対策事業の推進	避難行動要支援者対策事業
健康・医療・福祉のまちづくり	道路等の補修
高齢者の権利擁護の支援	成年後見制度の利用促進
地域共生社会に向けて	認知症サポーター等養成事業

指 標	令和2年度 (見込)	令和3年度 (目標)	令和4年度 (目標)	令和5年度 (目標)
全体会議の開催回数	1 回	2 回	2 回	2 回
受講人数	50 人	50 人	50 人	50 人
新規登録人数	400 人	400 人	400 人	400 人
介護予防把握事業における基本チェックリスト 実施数	1,000 件	2,100 件	2,200 件	2,300 件
申請件数	20 件 (半年間)	増加	増加	増加
市民対象の研修会、講演会へ初めて参加した市民の 割合	50%	50%	50%	50%
訪問看護事業所、居宅介護支援事業所における連携 ツールの活用割合	30%	40%	45%	50%
認知症ガイドブックを配付する窓口数	18 箇所	50 箇所	80 箇所	110 箇所
認知症の方やその家族からの意見聴取回数	-	2 回	4 回	4 回
相談件数	52,000 件	52,500 件	53,000 件	53,500 件
地域ケア個別会議開催件数	45 件	53 件	61 件	69 件
ケアプラン点検数(うち 有料老人ホームやサービス 付き高齢者向け住宅のケアプラン件数)	48 件	48 件 (6件)	48 件 (6件)	48 件 (6件)
web サイトの閲覧数	-	2,000 件 (年度中に 開始予定)	4,000 件	4,000 件
入門的研修の参加人数	-	30 人	35 人	40 人
介護職員初任者研修の助成人数	11 人	15 人	20 人	25 人
介護職員実務者研修の助成人数	13 人	15 人	20 人	25 人
申請件数	30 件	35 件	35 件	35 件
避難行動要支援者名簿登録者数の増加率 (対平成30年度比)	+5%	+7%	+9%	+10%
損傷に対する補修対応件数	500 件	500 件	500 件	500 件
成年後見制度の利用促進に関わる講演会・研修会(高 サポ・後見相談担当室)	8 回	8 回	8 回	8 回
学校や職域における認知症サポーター養成講座開催 事業所数	3 件	7 件	12 件	20 件

4 アウトカム（成果）

アウトカム(成果)			指 標
中 間	① 高齢者の健康づくり・介護予防の取組の推進		閉じこもりリスク高齢者の割合
			会・グループ等に参加している高齢者の割合
			運動器機能リスク高齢者の割合
			転倒リスク高齢者の割合
			認知症リスク高齢者の割合
	② 多職種連携の実現		医療・介護関係者の情報共有の状況 (多職種連携地域包括ケアシステムの利用状況)
			医療・介護関係者の連携の状況(医療・介護関係者の研修参加者に対する調査において「連携が図れている」と回答した割合)
	③ ケアマネジメントの質の向上		※ 検討中
	④ 多様な担い手や社会資源の確保及び育成		生活支援サポーター養成研修修了者の地域活動実施団体への登録率
			高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)総合相談支援件数
最 終	⑤ 相談及び支援基盤の構築・強化		成年後見制度相談件数
			※ 検討中
	⑥ 地域共生社会に向けた意識の醸成		※ 検討中
			要介護認定の変化率(改善率)
			社会参加への移行(社会参加支援加算の算定件数)
	⑦ 要介護状態の予防・重度化防止の実現		ADL(BI, FIM)の変化度
			認知症初期集中支援チームの支援結果 (生活のしづらさが改善した割合)
			認知症カフェ登録数
	⑧ 高齢者の状態に合った支援の実現		認知症サポーター養成講座参加者数
			※ 検討中
最 終	⑨ 地域での支えあい、認めあう仕組みの構築・円滑な運営		※ 検討中
			※ 検討中
	⑩ 介護保険制度の効果的・効率的な運営		※ 検討中
			※ 検討中
	⑪ 健康寿命の延伸		65 歳以上新規認定者の平均年齢
			生活支援サービス等の充足度
最 終	⑫ 住み慣れた地域・居宅での自立した生活の維持・継続		高齢者の在宅における看取り率
			主観的幸福感の高い高齢者の割合
	⑬ 生きがいと尊厳の保持・向上		主観的健康感の高い高齢者の割合
			生きがいを感じている高齢者の割合

令和元年度 (実績)	令和3年度 (目標)	令和4年度 (目標)	令和5年度 (目標)
12.3%	-	12%	-
43.1%	-	43%	-
16.6%	-	15%	-
41.8%	-	40%	-
11.1%	-	11%	-
稼働 46グループ	稼働 50 グループ	稼働 50 グループ	稼働 50 グループ
71%	75%	75%	75%
-	-		-
16%	20%	20%	20%
51,783 人	52,000 人	52,500 人	53,000 人
3,354 人	3,500 人	3,500 人	3,700 人
-	-		-
16.8%	向上	向上	向上
今後把握	-	向上	-
今後把握	-	向上	-
81%	81%	84%	85%
22 箇所	24 箇所	27 箇所	30 箇所
1,374 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人
-	-		-
80.7 歳	-	上昇	-
17.3%	-	20%	-
確認中	-	上昇	-
84.3%	-	85%	-
62.7%	-	66%	-
38.5%	-	40%	-

市 民 意 向 調 査 等 概 要

1 市民等意向調査の概要

第8期計画策定にあたって、以下のとおり、令和元年度に市民等意向調査を実施しました。こちらでは、主な回答結果を掲載しています。

回答は、回答数を100%として百分率で算出してあります。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値とは一致しないことがあります。

調査の種類・項目		内容
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		
	調査目的	介護予防、生活支援、医療、介護、住まいその他高齢者施策のニーズの把握
	対 象 者	①要介護認定者 ②要支援認定者・事業対象者 ③高齢者（65 歳以上）一般
	抽出方法	無作為抽出
	調査方法	郵送配布－郵送回収 ※令和元年12月～令和2年1月実施
	対象者数	3,000 人（上記①～③各 1,000 人）
2. 在宅介護実態調査		
	調査目的	要支援・要介護者の在宅生活継続と介護者の就労継続の把握
	対 象 者	在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、更新（区変）に伴う認定調査を受ける方及びその介護者
	抽出方法	無作為抽出
	調査方法	認定調査員による聞き取り調査 ※令和元年5月～令和元年9月実施
	対象者数	534 人
3. 認知症に関する調査		
	調査目的	高齢者の認知症に対する意識と、認知症高齢者の在宅生活に必要な支援、介護者の負担軽減に資するニーズの把握
	対 象 者	市内在住の65 歳以上の方 ※対象者が認知症者であれば介護をしている家族も回答
	抽出方法	無作為抽出（要介護認定者 600 名、要支援認定者 200 名、認定のない高齢者 200 名）
	調査方法	郵送配布－郵送回収 ※令和元年12月～令和2年1月実施
	対象者数	1,000 人
4. ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査		
	調査目的	一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の在宅生活に必要な支援の把握
	対 象 者	介護認定を受けていない65 歳以上の一人暮らしの方及び75 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の方
	抽出方法	無作為抽出
	調査方法	郵送配布－郵送回収 ※令和元年12月～令和2年1月実施
	対象者数	1,000 人

調査の種類・項目		内容
5. 在宅生活改善調査		
	調査目的	在宅生活の維持が難しくなっている居宅サービス利用者の実態から地域に不足するサービスを把握
	対 象	市内の居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所に所属する介護支援専門員 104 事業所
	調査方法	調査票を web 掲載—電子メールまたは FAX 提出 【調査時期：令和元年 1 1 月～12 月】
6. 居所変更実態調査		
	調査目的	市内施設の過去 1 年間の入退去や退去理由から施設等に必要機能を把握
	対 象	市内施設及び居住系サービス事業所等 84 施設
	調査方法	調査票を web 掲載—電子メールまたは FAX 提出 【調査時期：令和元年 1 1 月～12 月】
7. 介護人材実態調査		
	調査目的	介護人材の年齢や資格の実態を把握し、介護人材確保策に
	対 象	市内に所在する介護福祉士等の所属する訪問、通所介護事業所及び施設等 335 事業所
	調査方法	調査票を web 掲載（介護職員多数の訪問事業所は郵送）—電子メールまたは FAX 提出【調査時期：令和元年 1 1 月～12 月】

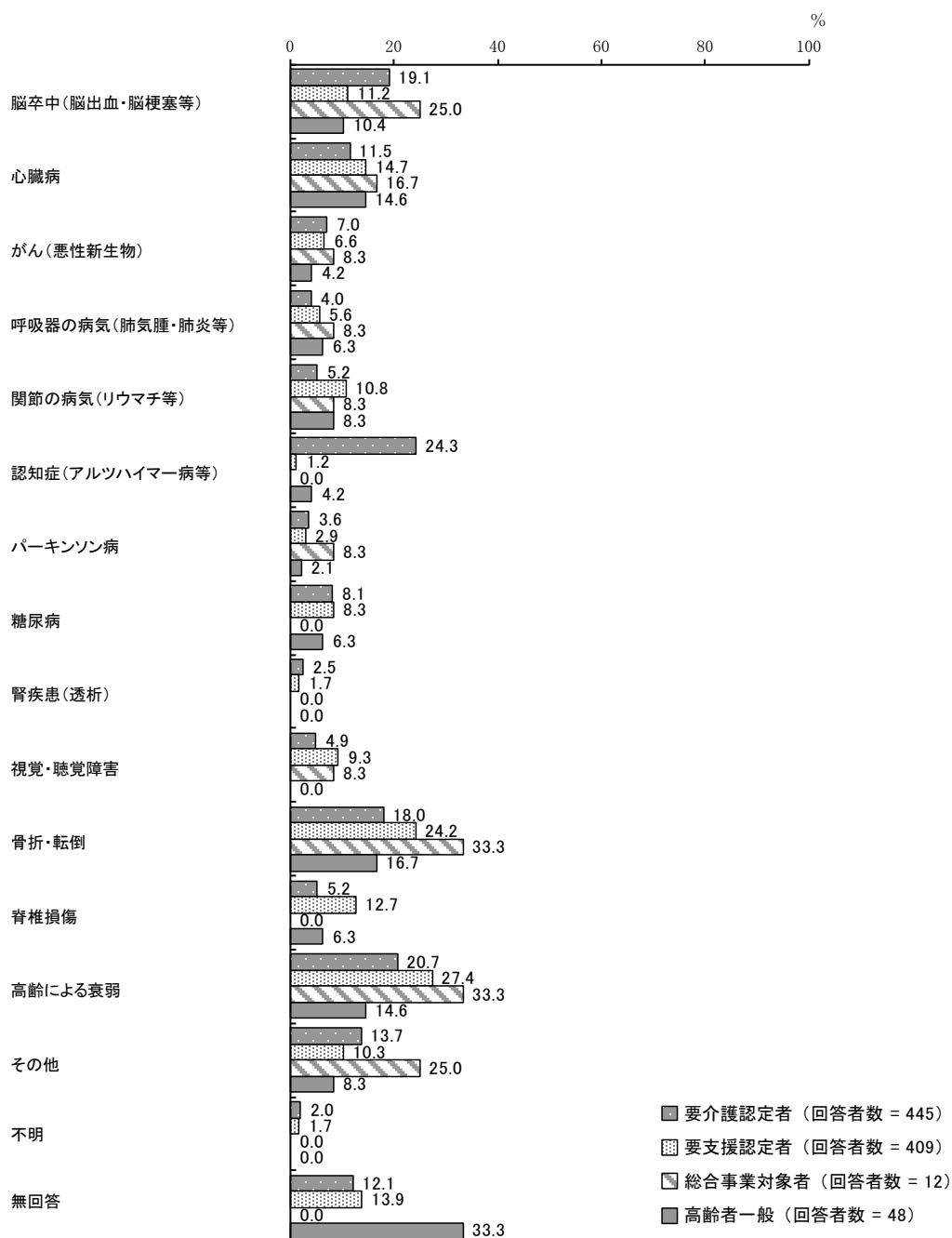
区分		配布数	有効回収数	有効回収率
介護保険被保険者	1. 要介護認定者	1,000	515	51.5%
	2. 要支援認定者・総合事業対象者	1,000	765	76.5%
	3. 高齢者一般	1,000	748	74.8%
	4. 在宅介護実態調査	534	534	100.0%
	5. 認知症に関する調査	1,000	638	63.8%
	6. ひとり暮らし高齢者等調査	1,000	770	77.0%
介護事業者	5. 在宅生活改善調査	104	61	58.6%
	6. 居所変更実態調査	84	40	47.6%
	7. 介護人材実態調査	335	124	37.0%

2 主なアンケート調査結果

(1) 介護予防

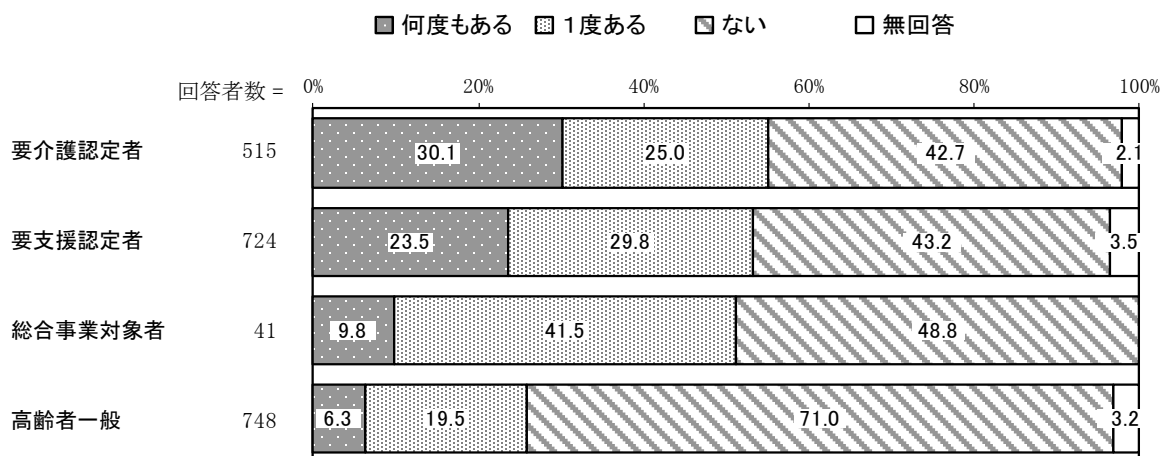
① 介護・介助が必要になった主な原因

要介護認定者の介護・介助が必要になった主な原因は、「認知症（アルツハイマー病等）」、「高齢による衰弱」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「骨折・転倒」の割合が多くなっています。また、要支援認定者や総合事業対象者の介護・介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒」と「高齢による衰弱」が多くなっています。



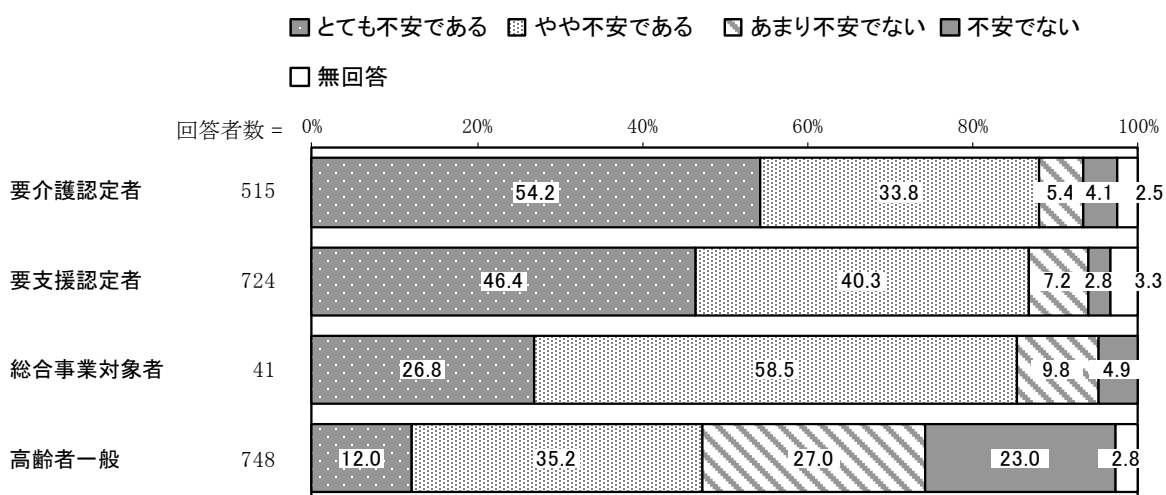
② 転倒の有無

過去１年間のうちに転倒した経験が《ある》（「何度もある」＋「１度ある」）は、要介護認定者で 55.1%、要支援認定者で 53.7%、総合事業対象者で 51.3%、高齢者一般で 25.8%となっています。



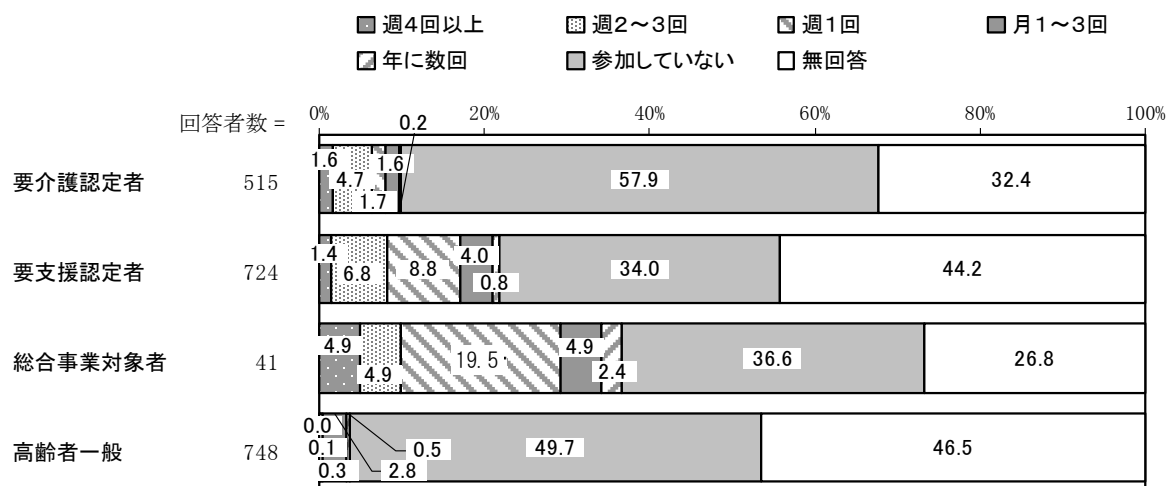
③ 転倒に対する不安

転倒に対して《不安である》（「とても不安である」＋「やや不安である」）は、要介護認定者で 88.0%、要支援認定者で 86.7%、総合事業対象者で 85.3%、高齢者一般で 47.2%となっています。



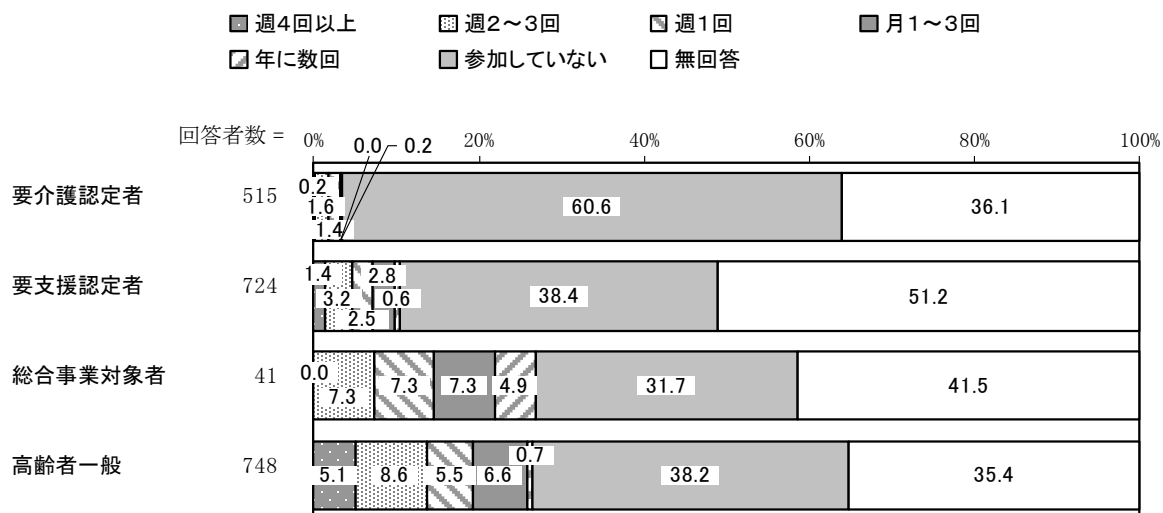
④ 介護予防のための通いの場への参加について

介護予防のための通いの場への参加頻度が《年1回以上》（「週4回以上」～「年に数回」）は、総合事業対象者で36.6%、要支援認定者で21.8%、要介護認定者で9.8%、高齢者一般で3.7%となっています。



⑤ スポーツ関係のグループやクラブへの参加について

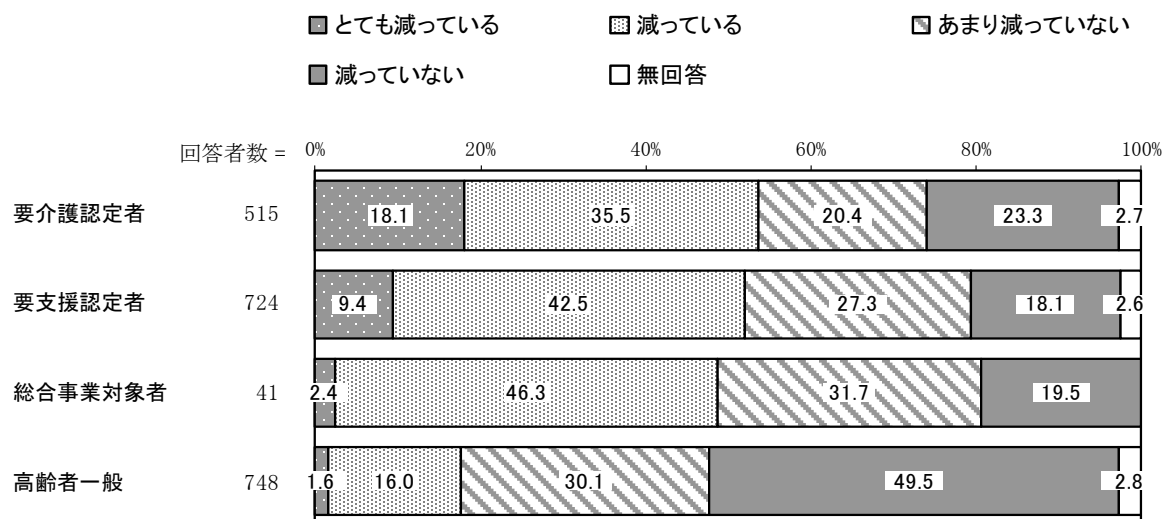
スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度が《年1回以上》（「週4回以上」～「年に数回」）は、高齢者一般で26.5%、総合事業対象者で26.8%、要支援認定者で10.5%、要介護認定者で3.4%となっています。



(2) 外出

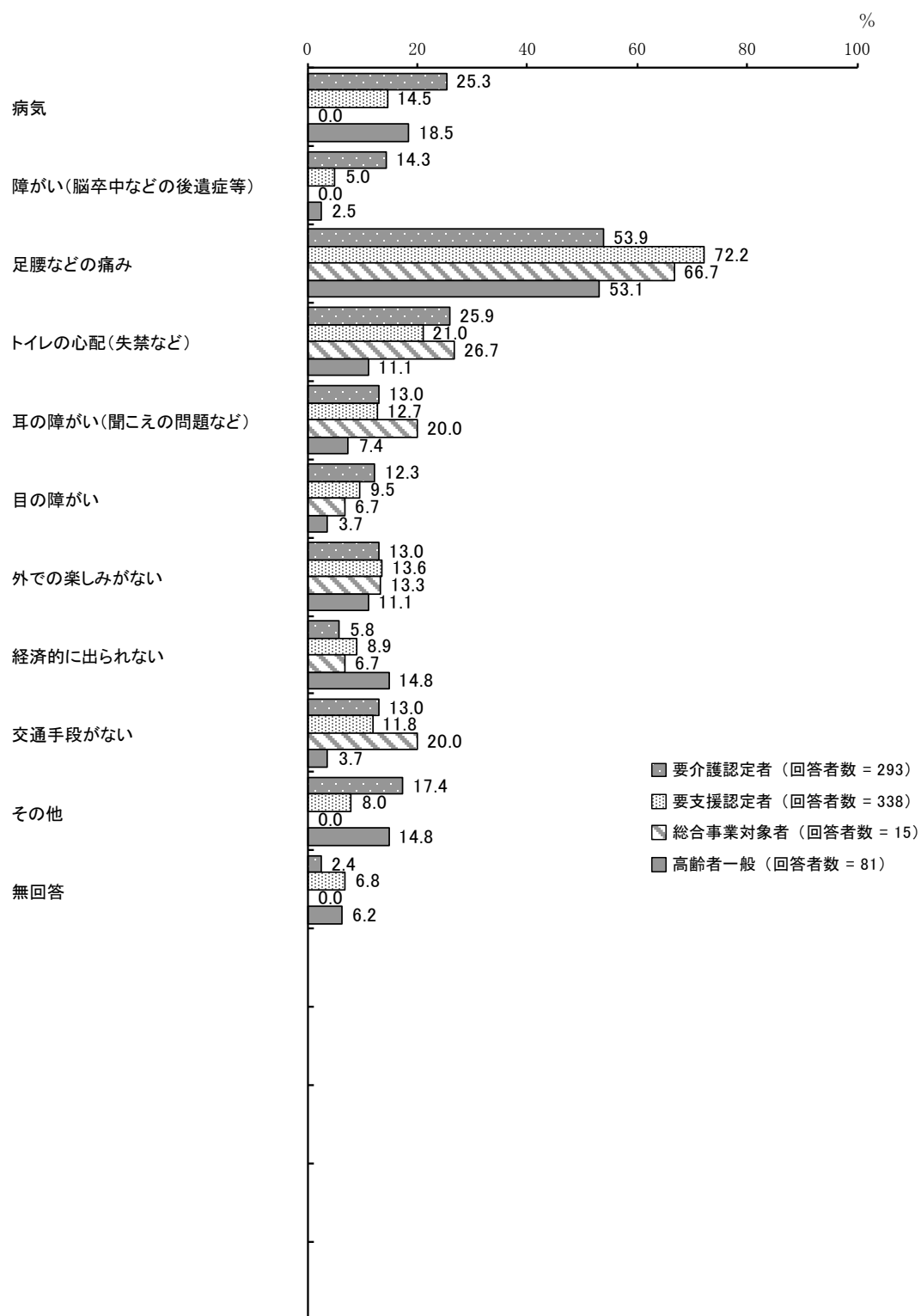
① 昨年と比べた外出回数

外出の回数が《減っている》（「とても減っている」＋「減っている」）は、要介護認定者で 53.6%、要支援認定者で 51.9%、総合事業対象者で 48.7%であり、高齢者一般と比べて多い割合となっています。



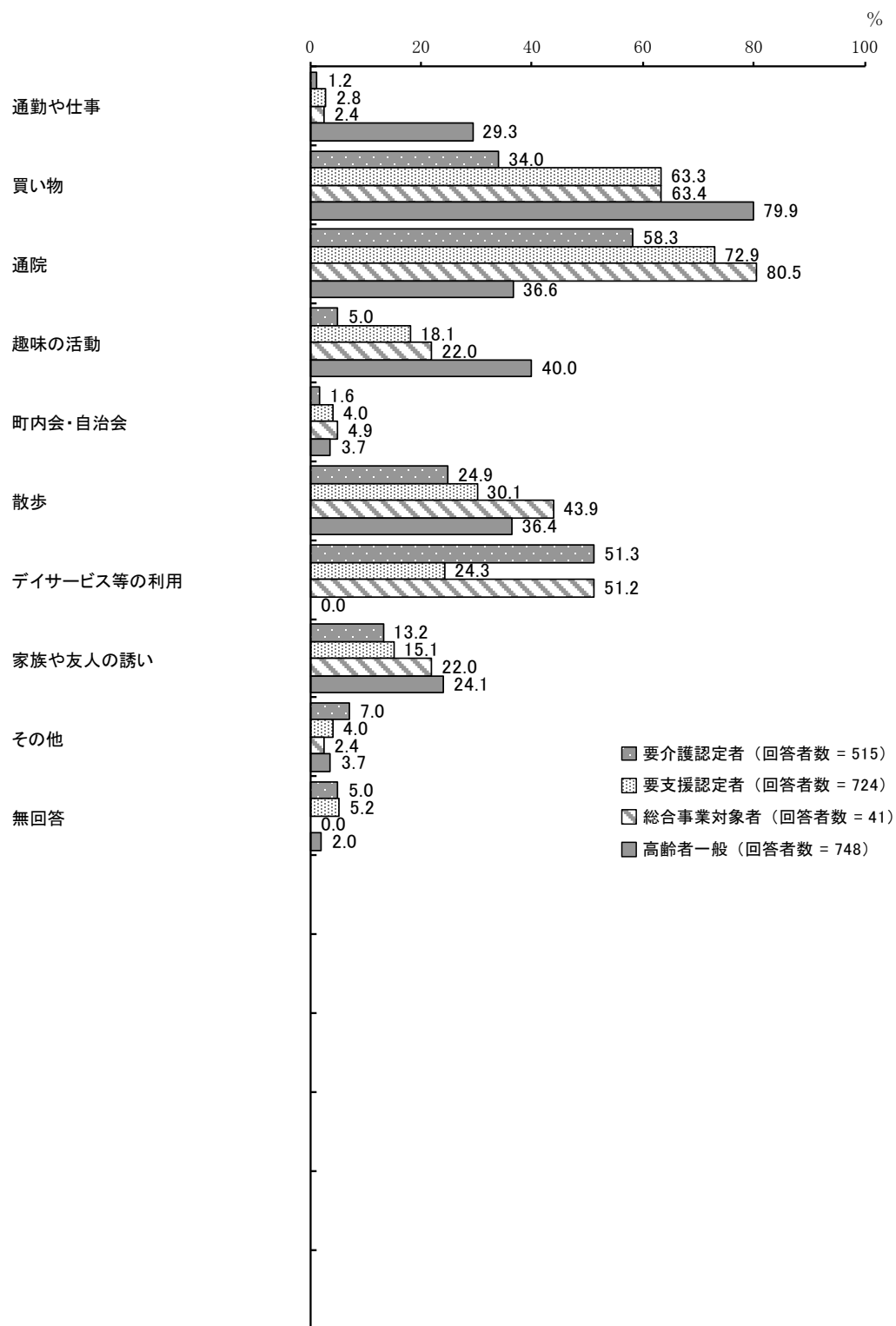
② 外出を控えている理由

要介護認定者の外出を控えている理由では、「足腰などの痛み」が53.9%と最も多く、次いで「トイレの心配（失禁など）」が25.9%、「病気」が25.3%となっています。要支援認定者、総合事業対象者、高齢者一般においても、「足腰などの痛み」が最も多い理由となっています。



③ 主な外出理由

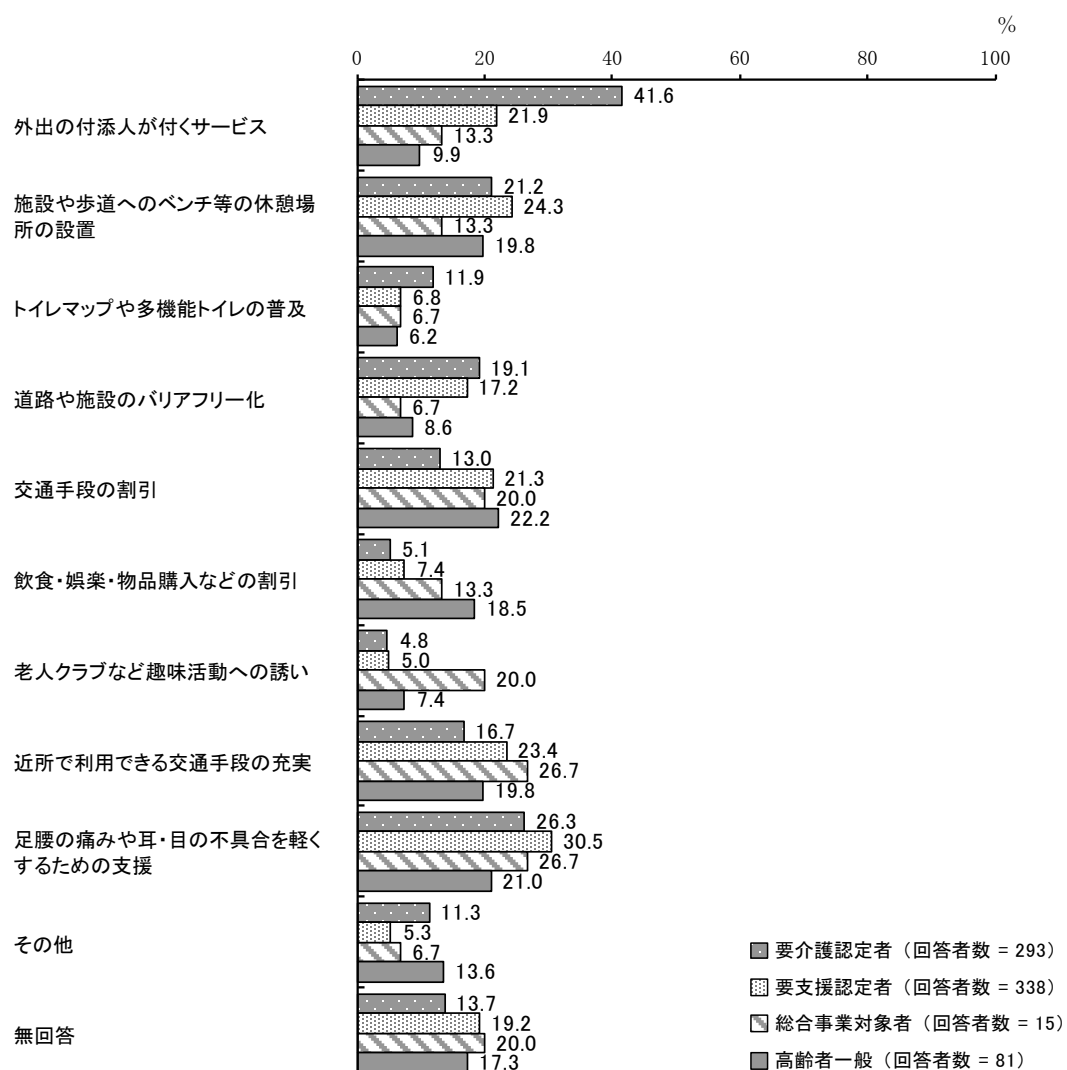
要介護認定者、要支援認定者、総合事業対象者の外出する理由では、「通院」が最も多くなっています。一方で、高齢者一般の外出する理由では、「買い物」が最も多く、次いで「趣味の活動」となっています。



④ 外出しやすくするために必要な支援

要介護認定者の外出しやすくするために必要な支援では、「外出の付添人が付くサービス」が41.6%と最も多く、次いで「足腰の痛みや耳・目の不具合を軽くするための支援」が26.3%となっています。

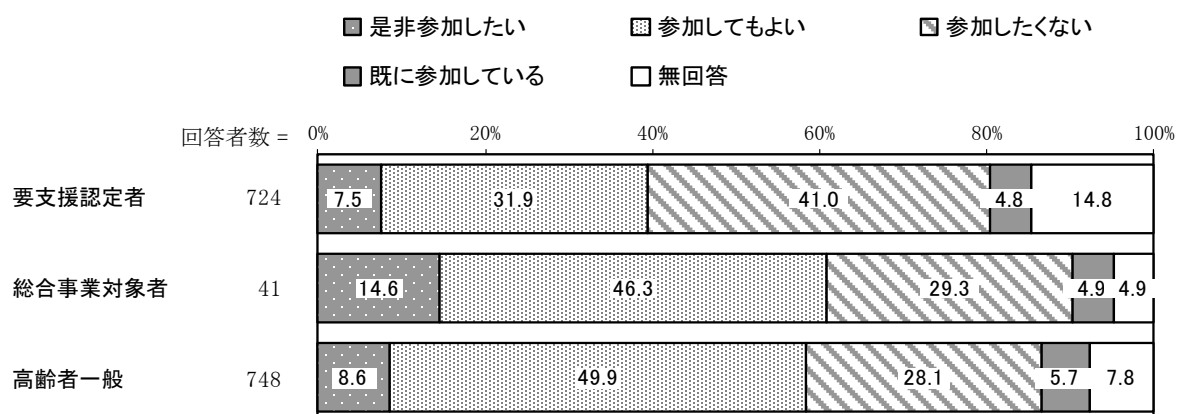
一方で、高齢者一般の外出しやすくするために必要な支援では、「交通手段の割引」が22.2%と最も多く、次いで「足腰の痛みや耳・目の不具合を軽くするための支援」が21.0%となっています。



(3) 社会参加や就労

① 健康づくり活動等への参加意向

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向では、《参加したい》（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）が、総合事業対象者で60.9%と最も多く、高齢者一般で58.5%、要支援認定者で39.4%となっています。



【圏域の特徴】

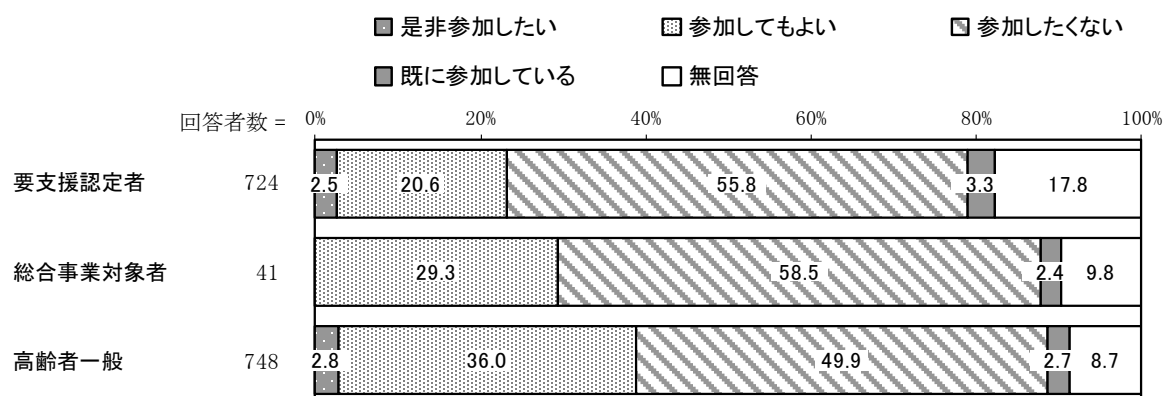
「既に参加している」割合については、「要支援者」は「西部」圏域で、「高齢者一般」は「南部」圏域で比較的高い。一方、「ぜひ参加したい」割合は、「要支援者」「高齢者一般」とも「北部」圏域で比較的高い。

【要支援認定者】 単位(%) 但し、合計(人)	合計	是非参加 したい	参加して もよい	参加した くない	既に参加 している	無回答
北部	204	9.8	36.3	35.8	4.4	13.7
西部	194	8.2	29.4	39.7	8.2	14.4
東部	162	5.6	30.2	47.5	3.1	13.6
南部	136	6.6	32.4	41.9	3.7	15.4

【高齢者一般】 単位(%) 但し、合計(人)	合計	是非参加 したい	参加して もよい	参加した くない	既に参加 している	無回答
北部	205	8.8	48.8	29.8	5.4	7.3
西部	173	7.5	48.6	31.2	4.6	8.1
東部	163	10.4	50.9	27.0	5.5	6.1
南部	145	7.6	52.4	25.5	7.6	6.9

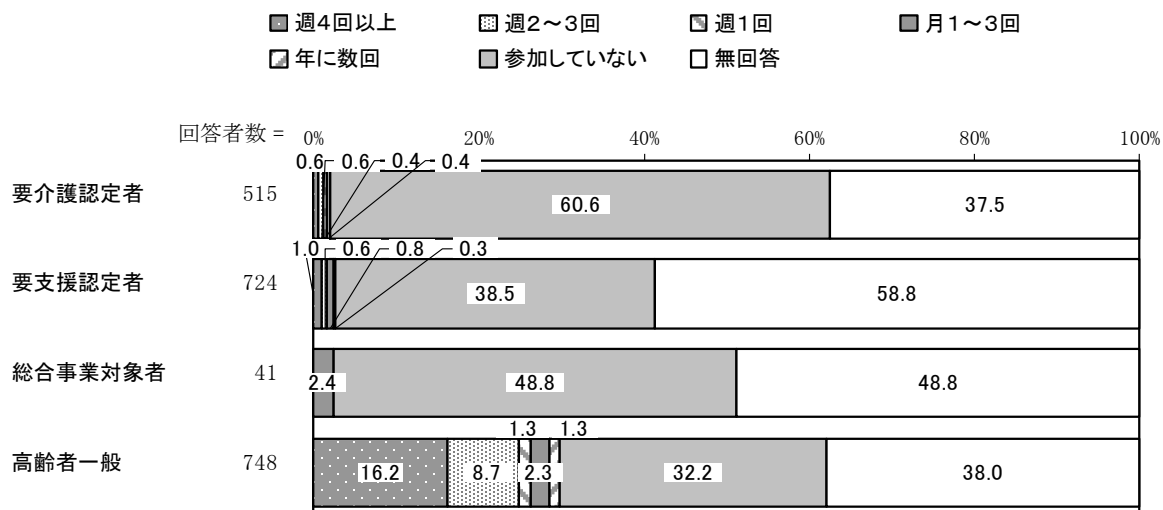
② 健康づくり活動等への企画・運営としての参加意向

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に対する企画・運営（お世話役）としての参加意向では、《参加したい》（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）が、高齢者一般で 38.8%、総合事業対象者で 29.3%、要支援認定者で 23.1%となっています。一方、「参加したくない」は総合事業対象者で 58.5%と最も多く、要支援認定者で 55.8%、高齢者一般で 49.9%となっています。

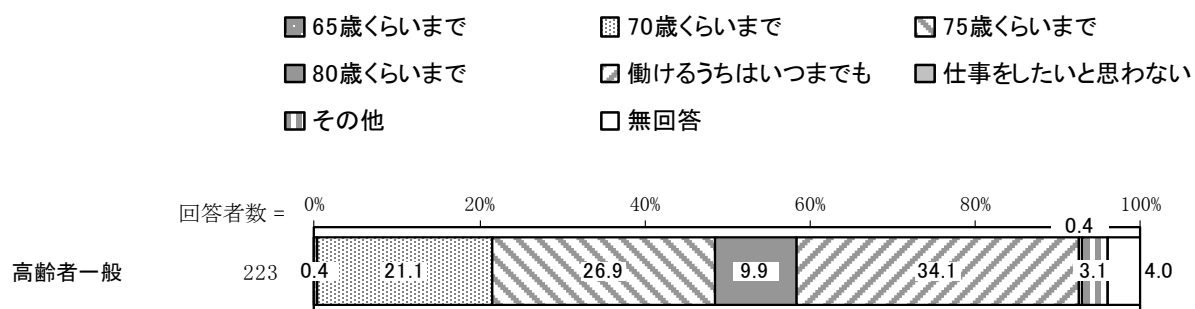


③ 収入のある仕事への参加状況・意向

収入のある仕事への参加頻度が《年1回以上》（「週4回以上」～「年に数回」）は、高齢者一般で29.8%、要支援認定者で2.7%、総合事業対象者で2.4%、要介護認定者で2.0%であり、「参加していない」は要介護認定者で60.6%となっています。

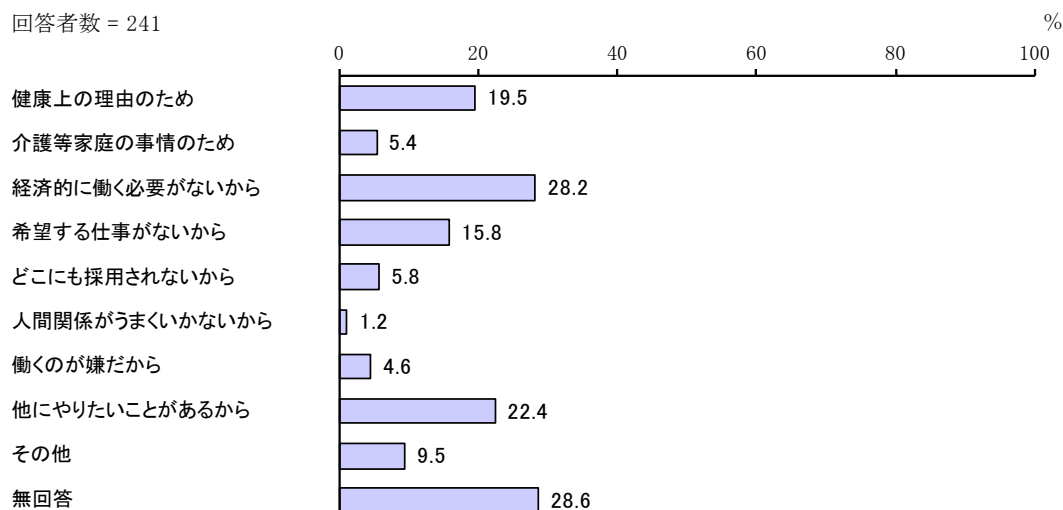


何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいかについては、「働けるうちはいつまでも」が34.1%と最も多く、次いで「75歳くらいまで」が26.9%、「70歳くらいまで」が21.1%となっています。



④ 「働いていない」方の理由

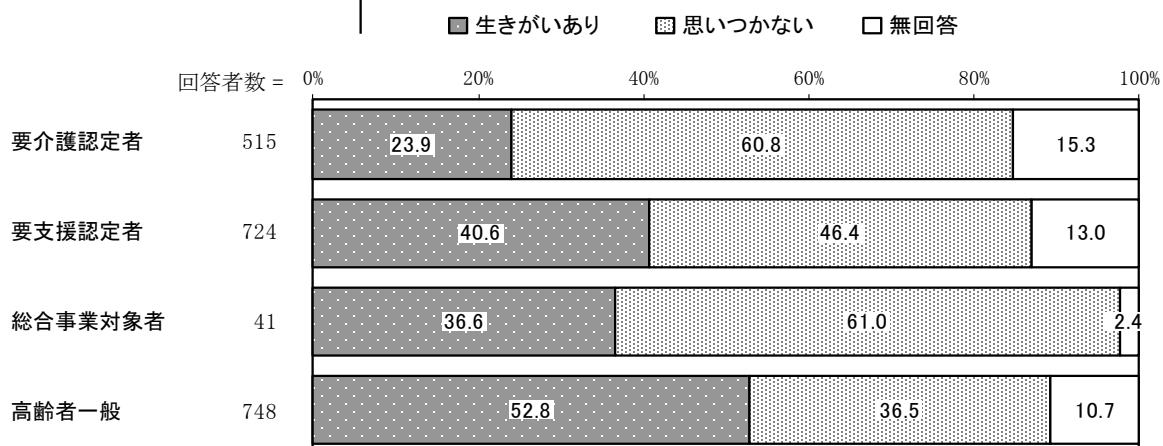
働いていない理由では、無回答を除き、「経済的に働く必要が無いから」が28.2%と最も多く、次いで「他にやりたいことがあるから」が22.4%、「健康上の理由のため」が19.5%となっています。



⑤ 生きがい

生きがいの有無について、「生きがいあり」は、高齢者一般が52.8%と最も多く、要支援認定者が40.6%、総合事業対象者が36.6%、要介護認定者が23.9%となっています。

生きがいの内容では、高齢者一般の生きがいの上位に、「仕事」があります。

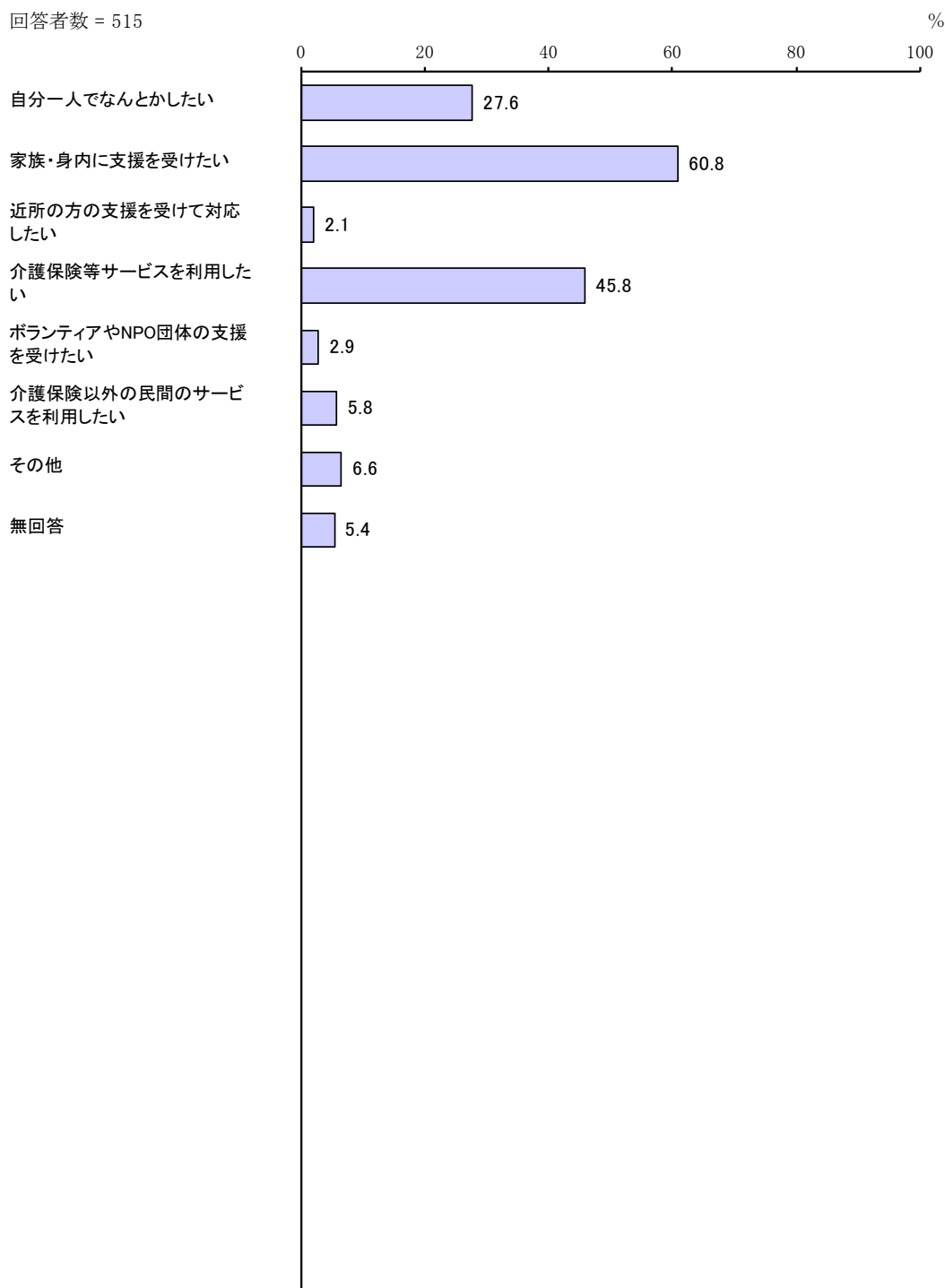


(4) 生活支援について

① 普段の生活で気になったり、困ったりしていること

要介護認定者の普段の生活で気になったり、困ったりしていることについての対応は、「家族・身内に支援を受けたい」が60.8%、「介護保険等サービスを利用したい」が45.8%と多く、「近所の方の支援を受けて対応したい」は2.1%と少なくなっています。

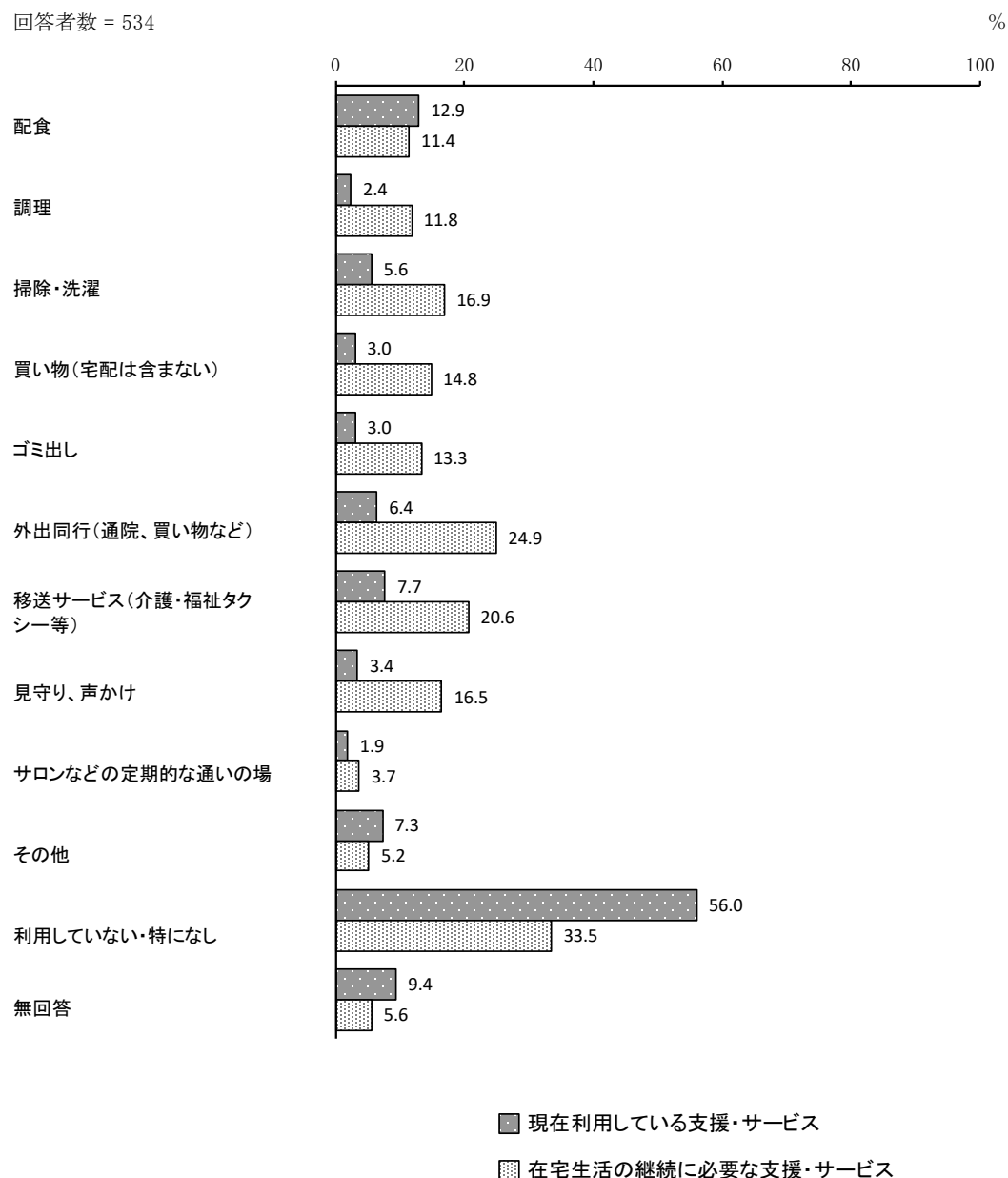
回答者数 = 515



② 介護保険サービス以外の支援・サービスの実態と希望

現在利用している介護保険サービス以外の支援・サービスと今後の在宅生活の必要とを感じる支援・サービス】を比べると、「外出同行（通院・買い物など）」、「見守り、声掛け」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」などで、差異が大きくなっています。また、「配食」に関しては、現在の利用の割合が、今後の在宅生活で必要とを感じる割合を上回っている状況です。

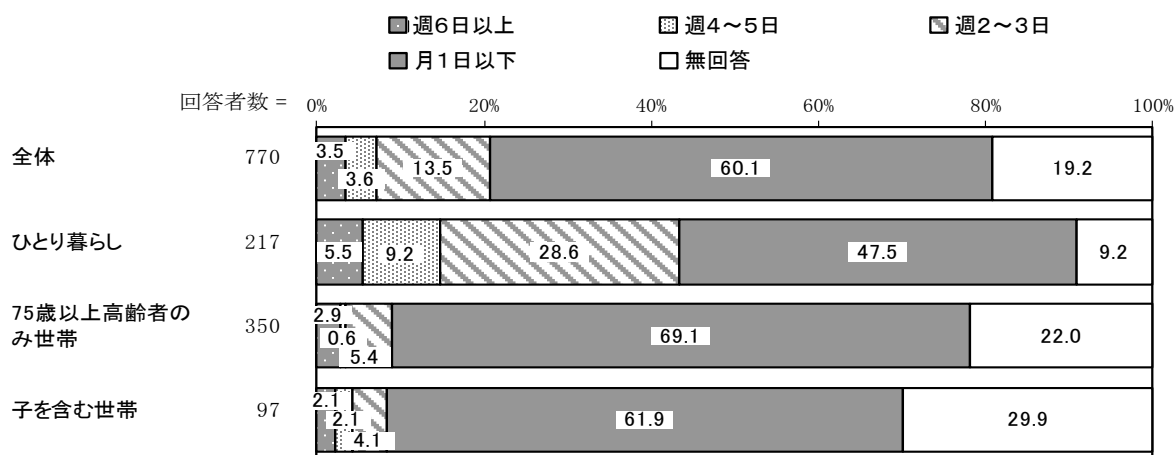
回答者数 = 534



(5) ひとり暮らし高齢者・見守り支援

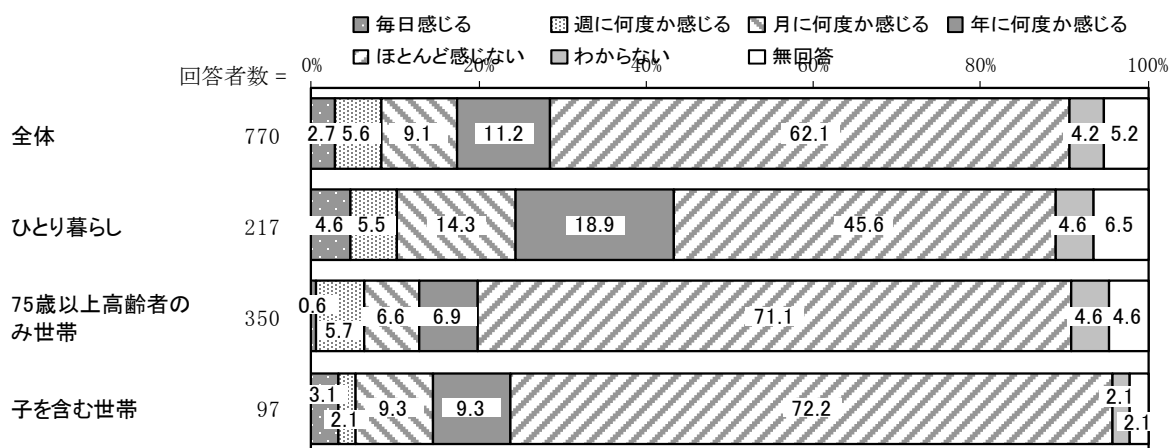
① 1週間のうち、誰とも話をしない日について

1週間のうち、誰とも話をしない日は「週1日以下」が60.1%と最も多く、次いで「週2～3日」が13.5%となっています。家族構成別でも、同様の傾向となっていますが、『ひとり暮らし』では、「週6日以上」誰とも話をしない割合が5.5%となっています。



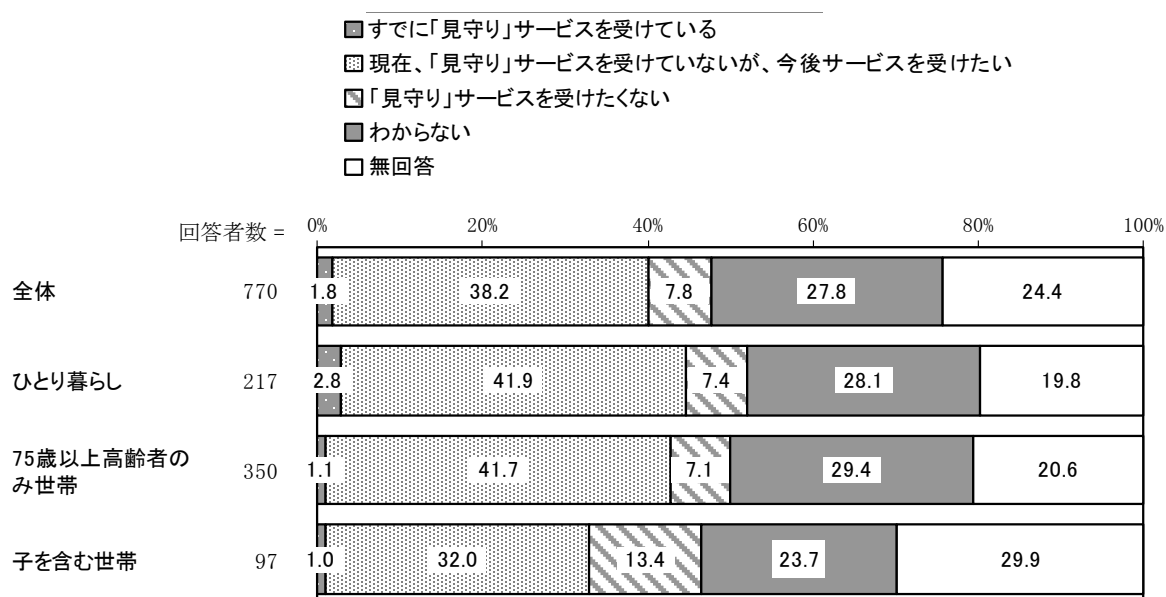
② 孤独を感じるについて

日常生活で孤独感を感じることは、「ほとんど感じない」が62.1%と最も多く、家族構成別でも、どの対象層も「ほとんど感じない」が最も多くなっていますが、『ひとり暮らし』では《孤独感を感じる》（「毎日感じる」＋「週に何度か感じる」＋「月に何度か感じる」）が24.4%と、他と比べて多くなっています。



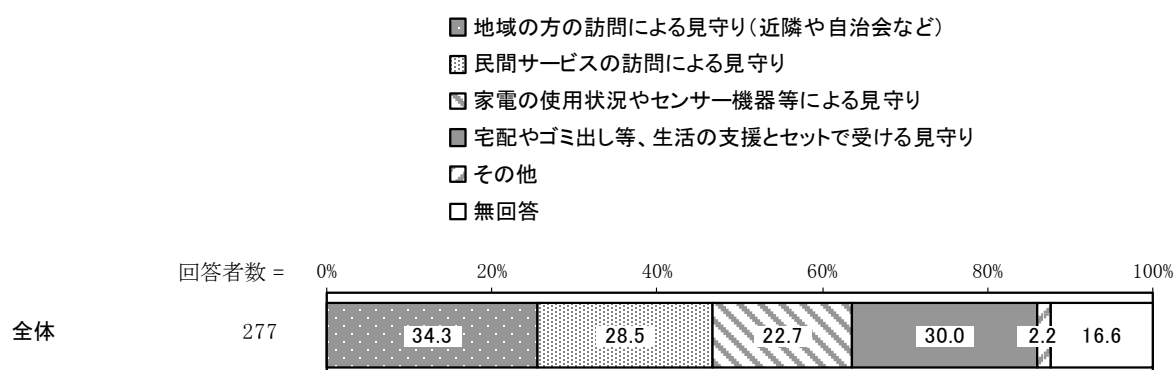
③ 「見守り」支援・サービスの利用状況について

「見守り」サービス（近所の方の訪問支援も含む）の利用状況は、全体では「現在、見守りサービスを受けていないが、今後サービスを受けたい」が38.2%と最も多く、次いで「わからない」が27.8%となっています。家族構成別でみると、いずれの対象層も全体と同じ傾向ですが、「見守りサービスを受けたくない」は『子を含む世帯』で多くなっています。



④ 「見守り」支援・サービスの利用希望について

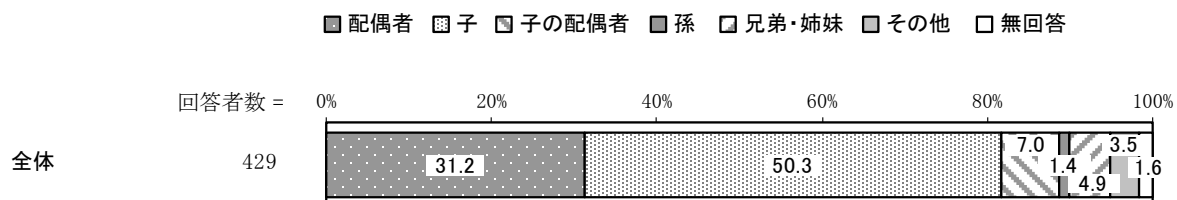
どのような「見守り」であれば受けたいかでは、「地域の方の訪問による見守り（近隣や自治会など）」が34.3%と最も多く、次いで「宅配やゴミ出し等、生活の支援とセットで受ける見守り」が30.0%となっています。



(6) 在宅で介護を受けている方の介護者・介護サービスの満足度

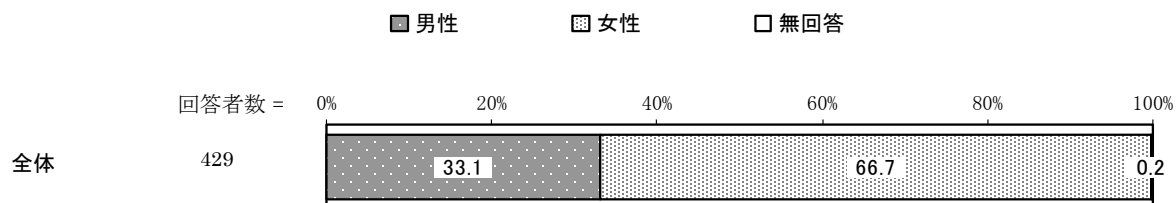
① 主な介護者について

在宅でサービスを受けている方の8割以上が、家族や親族からの介護を受けています。主な介護者では、「子」が50.3%と最も多く、次いで「配偶者」が31.2%、「子の配偶者」が7.0%となっています。



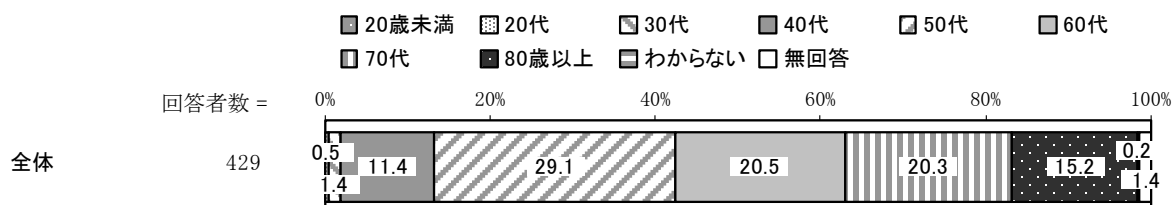
② 主な介護者の性別について

主な介護者の性別では、「男性」が33.1%、「女性」が66.7%となっています。



③ 主な介護者の年齢について

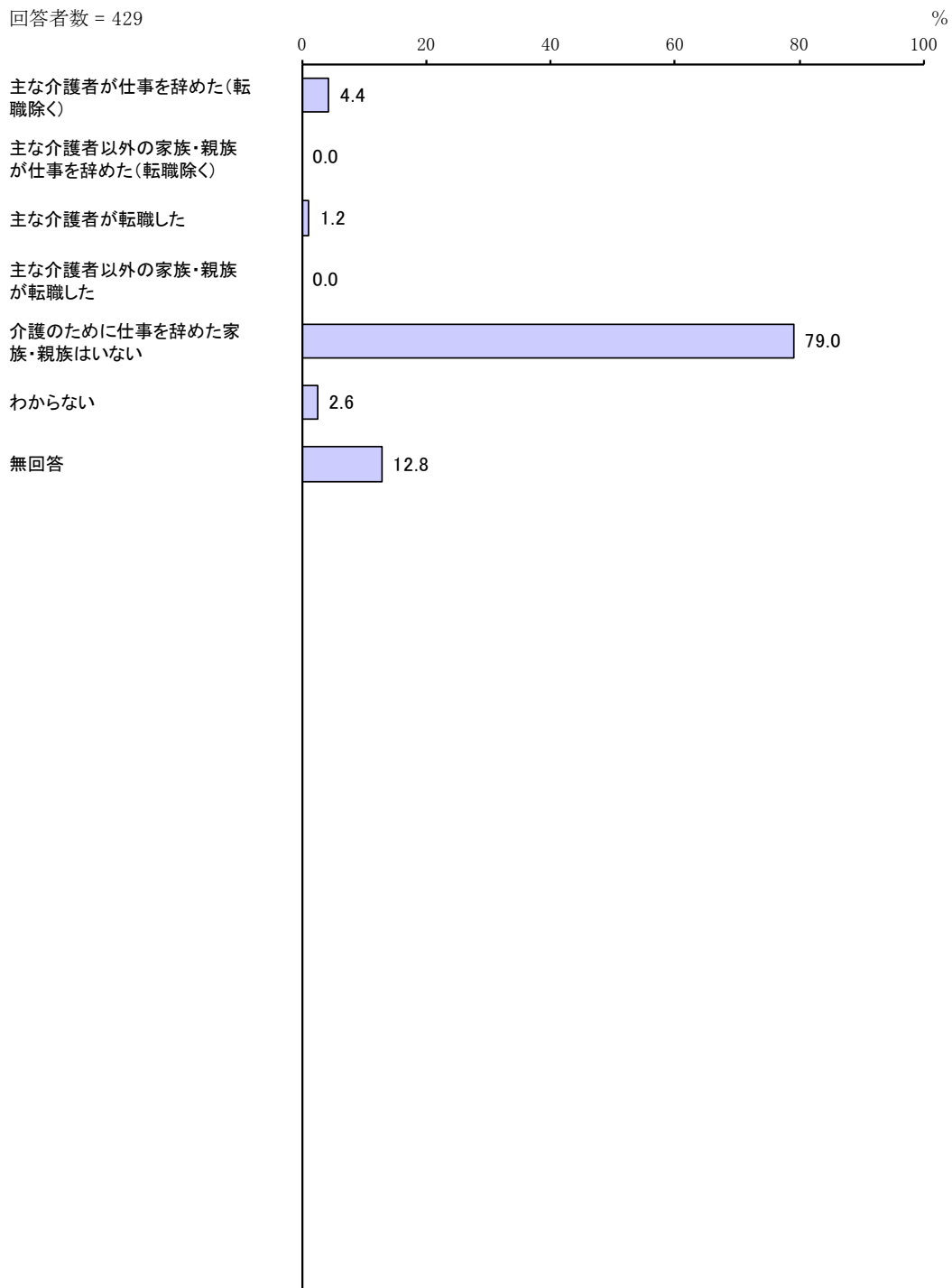
主な介護者の年齢では、「50代」が29.1%と最も多く、次いで、「60代」が20.5%、「70代」が20.3%となっており、「40代以下」は、13.3%、「70代以上」は35.5%となっています。



④ 主な介護者の就労状況の変化

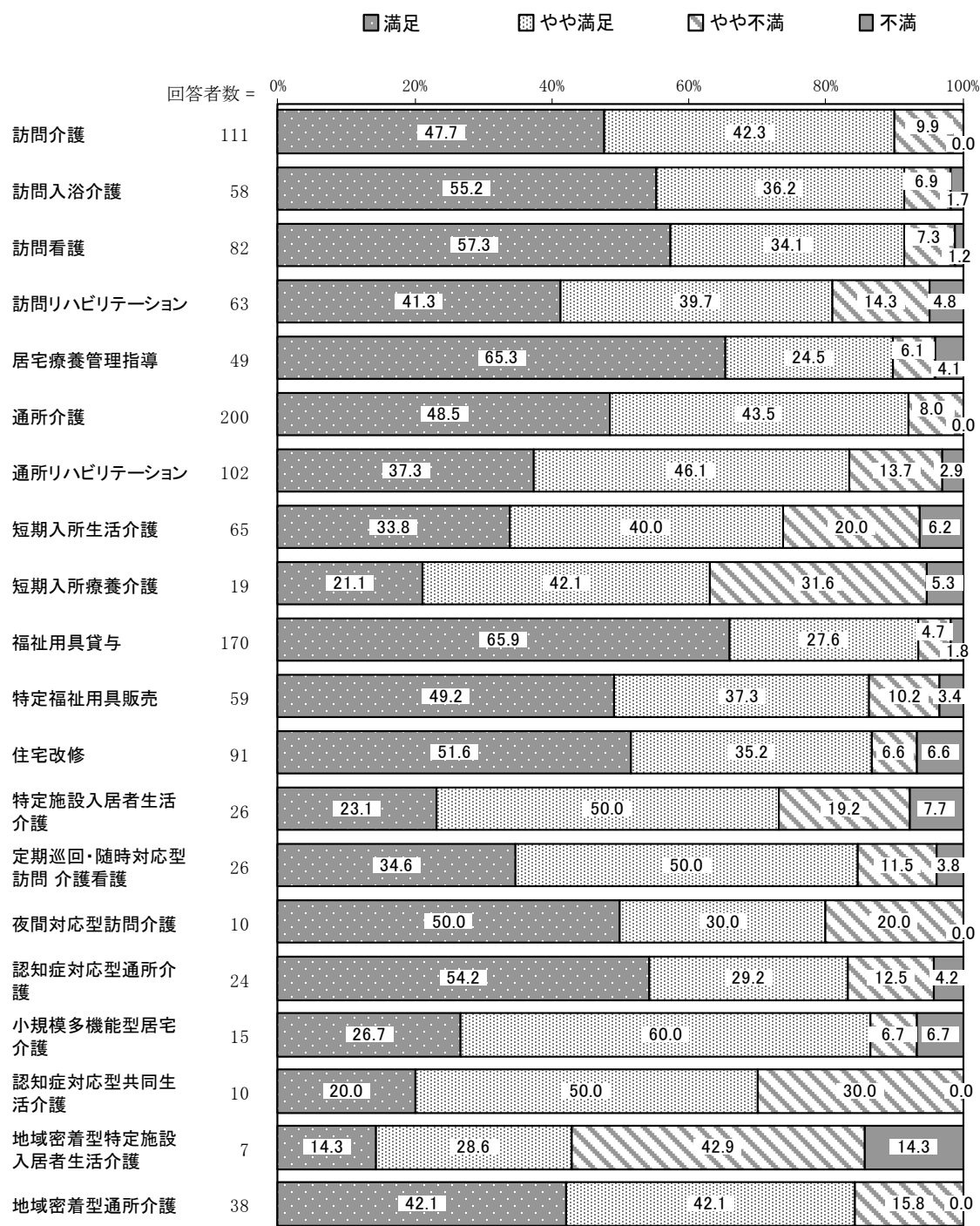
過去1年間の主な介護者の就労状況の変化では、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が79.0%と最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」が4.4%、「主な介護者が転職した」が1.2%となっています。

回答者数 = 429



⑤ 介護保険サービス等の満足度について

利用中の介護保険サービス等の満足度について、《満足》（「満足」＋「やや満足」）と回答された割合が、概ね 80%以上となっていますが、居宅サービスのうち、『短期入所療養介護』と『短期入所療養介護』の要介護認定者では 80%以下となっています。

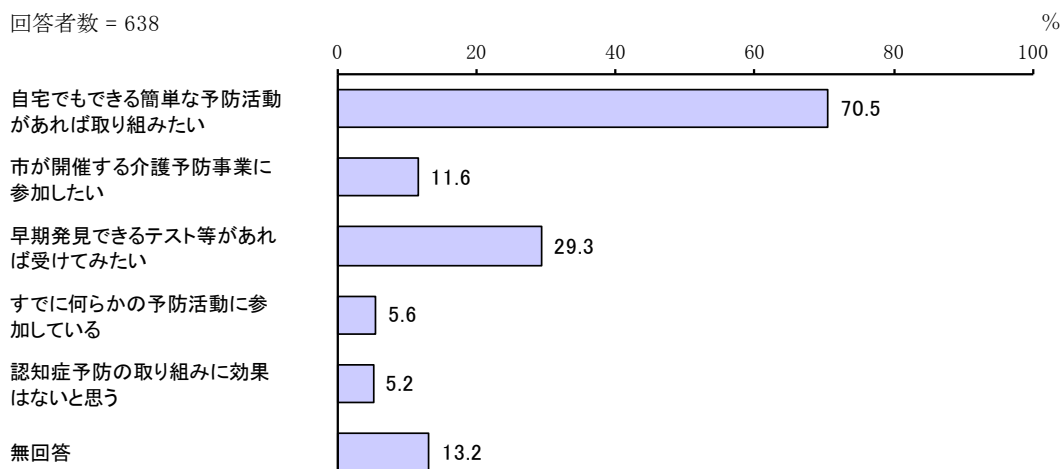


(7) 認知症の予防・介護者

① 認知症の予防に対する考え

認知症の予防等に対する考えでは、「自宅でもできる簡単な予防活動があれば取り組みたい」が70.5%と最も多く、次いで「早期発見できるテスト等があれば受けてみたい」が29.3%、「市が開催する介護予防事業に参加したい」が11.6%となっています。

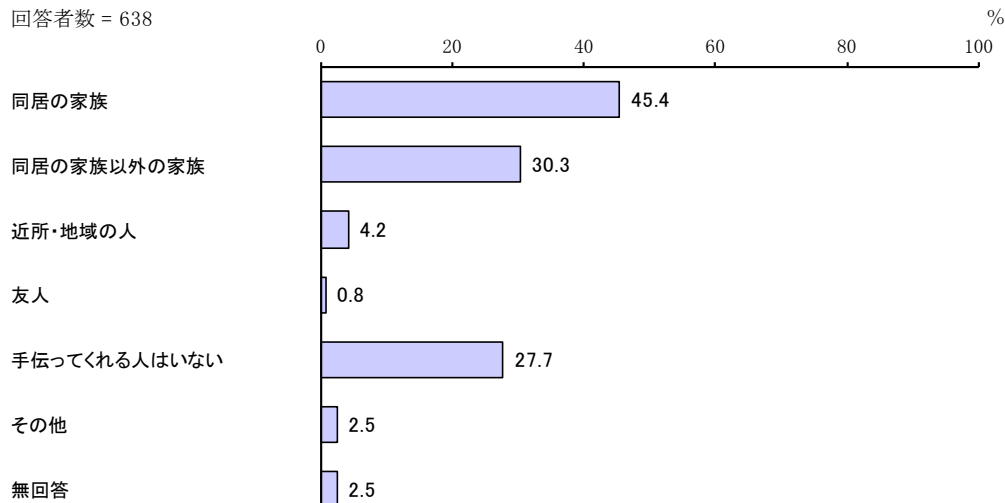
回答者数 = 638



② 認知症者の介護者を手伝ってくれる人

介護サービスのスタッフを除く、介護を手伝ってくれる人では、「同居の家族」が45.4%と最も多く、次いで「同居家族以外の家族」が30.3%、「手伝ってくれる人はいない」が27.7%となっています。

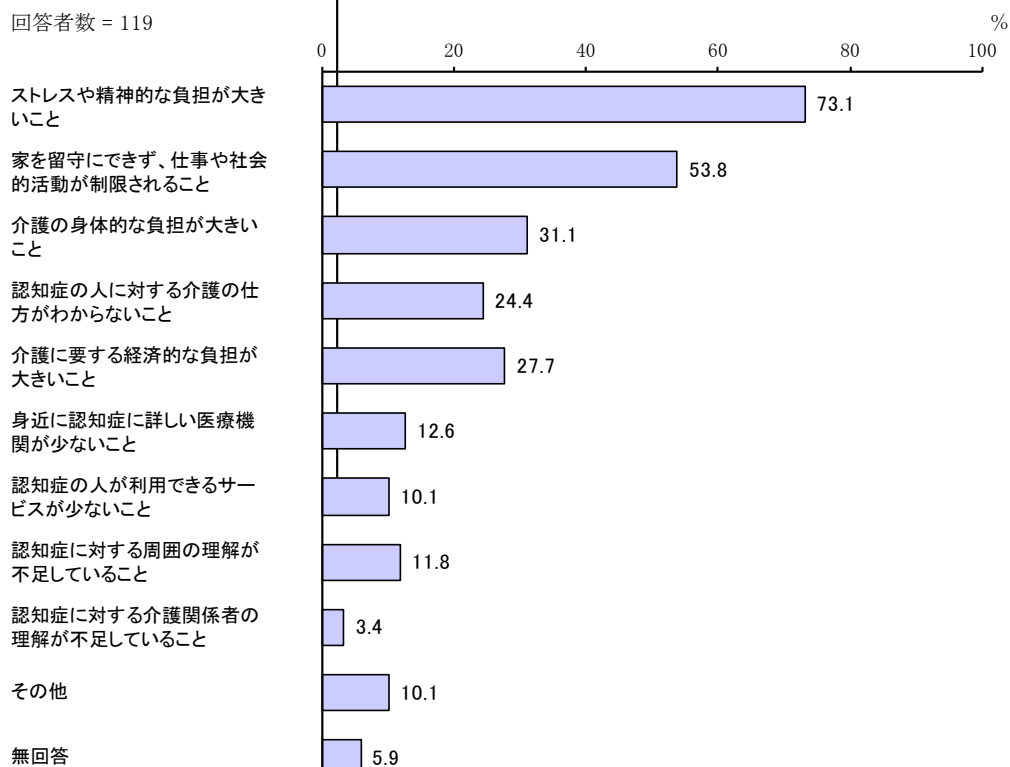
回答者数 = 638



③ 認知症者の介護者にとって介護で大変なこと

介護で大変なことでは、「ストレスや精神的な負担が大きい」が73.1%と最も多く、次いで「家を留守にできず、仕事や社会的活動が制限されること」が53.8%、「介護の身体的な負担が大きいこと」が31.3%となっています。

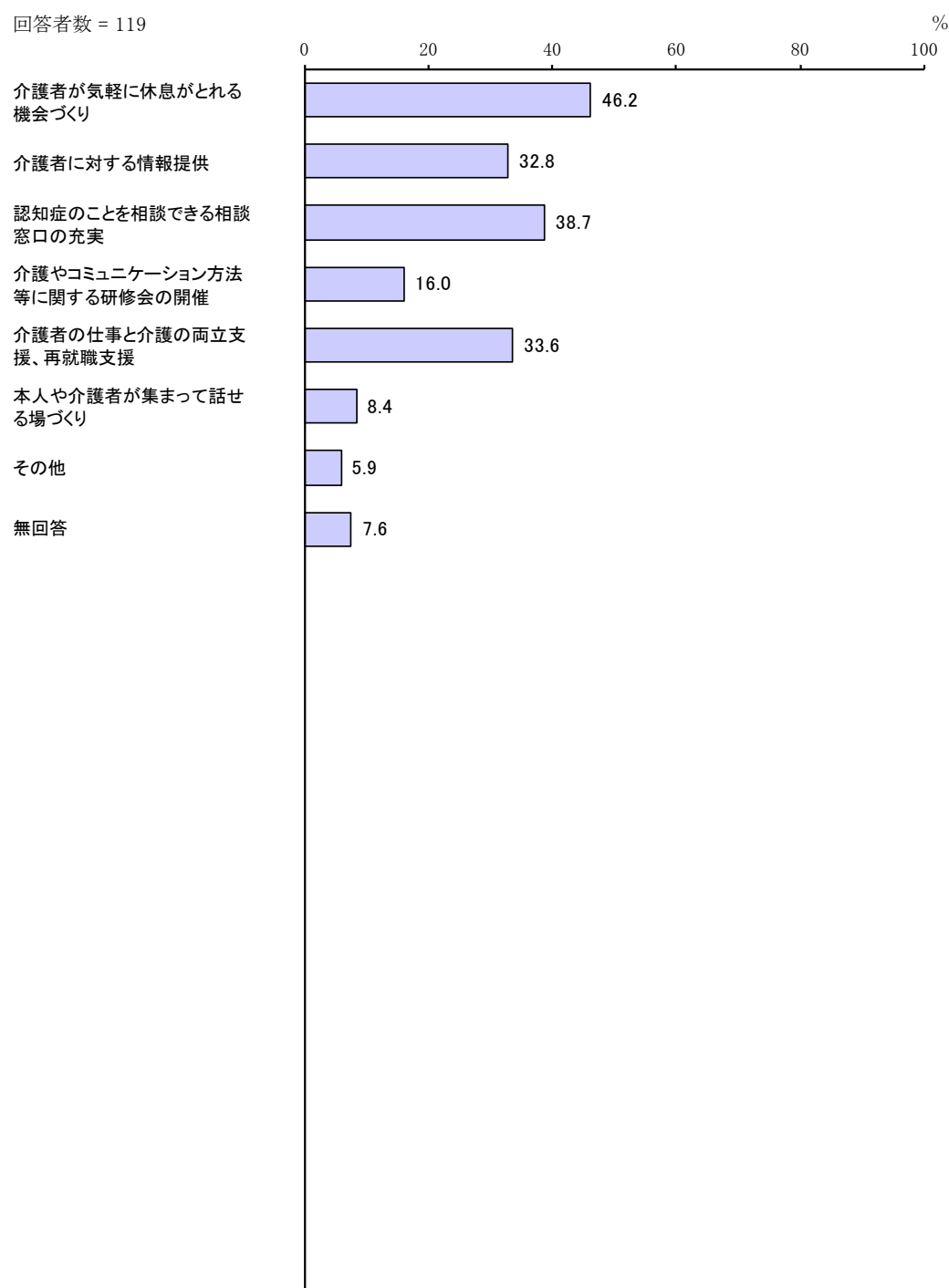
回答者数 = 119



④ 認知症者の介護者に対する支援策として必要なもの

介護者支援策として必要なものでは、「介護者が気軽に休息がとれる機会づくり」が46.2%と最も多く、次いで「認知症のことを相談出来る相談窓口の充実」が38.7%、「介護者の仕事と介護の両立支援、再就職支援」が33.6%となっています。

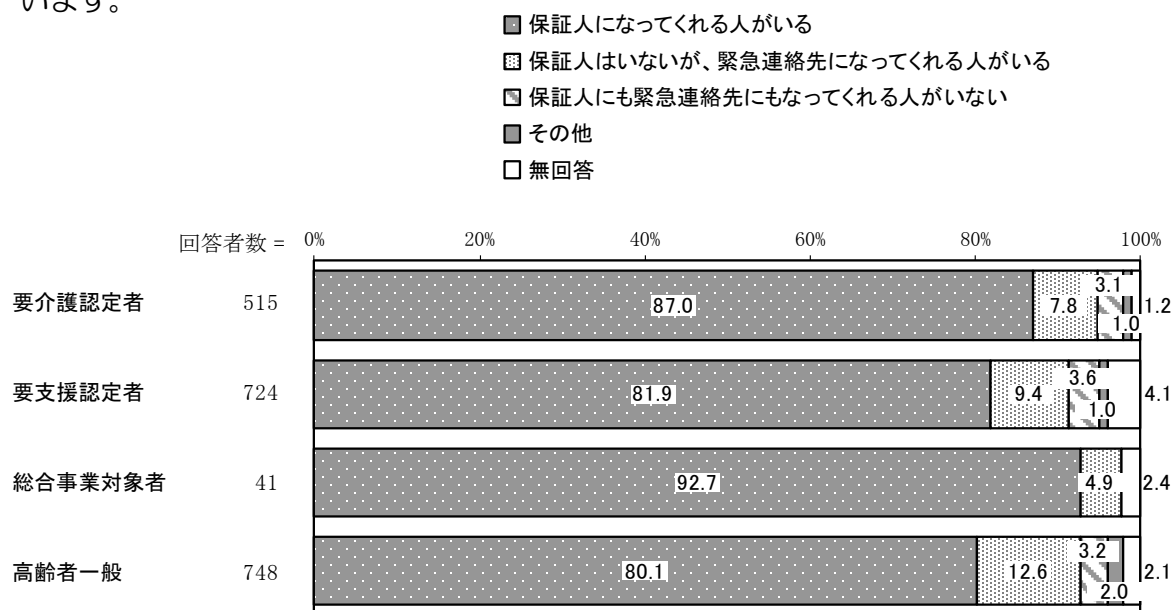
回答者数 = 119



(8) 「住まい」の確保・今後の生活

① 保証人や緊急連絡先の有無

「保証人や緊急連絡先になってくれる人がいる」は、各対象層とも 80%を超えています。



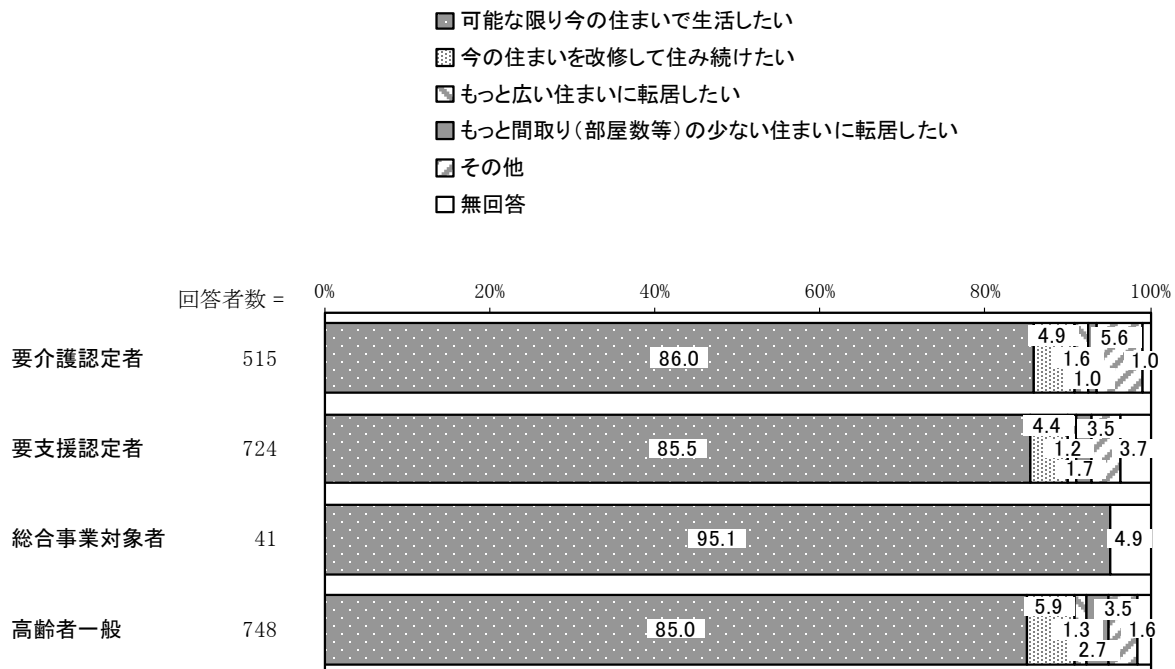
【居住形態別の分析】

「高齢者一般」について、保証人などになってくれる人の有無について比較すると、『民間賃貸住宅（集合住宅）』や『借家』で、「保証人も緊急連絡先にもなってくれる人がいない」が 1 割を超えています。

【高齢者一般】 単位(%) 但し、合計(人)		合計	保証人になってくれる人がいる	保証人はいないが、緊急連絡先になってくれる人がいる	保証人も緊急連絡先にもなってくれる人がいない	その他	無回答
全体		748	80.1	12.6	3.2	2.0	2.1
居住形態	持家(一戸建て)	474	83.5	11.0	2.1	2.1	1.3
	持家(集合住宅)	153	78.4	17.0	3.3	1.3	0.0
	公営賃貸住宅	22	95.5	4.5	0.0	0.0	0.0
	民間賃貸住宅(一戸建て)	6	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0
	民間賃貸住宅(集合住宅)	54	75.9	9.3	13.0	0.0	1.9
	借家	15	66.7	20.0	13.3	0.0	0.0
	その他	13	38.5	38.5	0.0	15.4	7.7

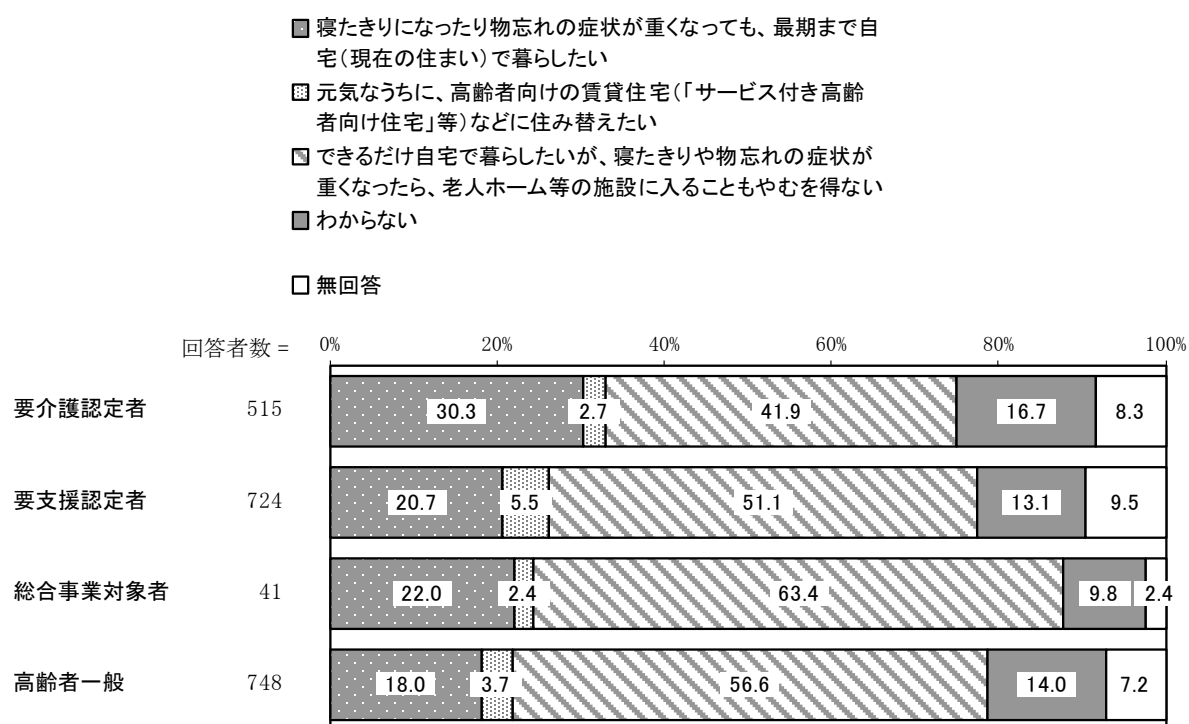
② 現在の住まいの定住意向について

現在の住まいの継続意向では、「可能な限り今の住まいで生活したい」が各対象層とも85%を超えており、「転居したい」は高齢者一般で4.0%、要支援で2.9%、要介護で2.6%となっています。



③ 今後の生活について

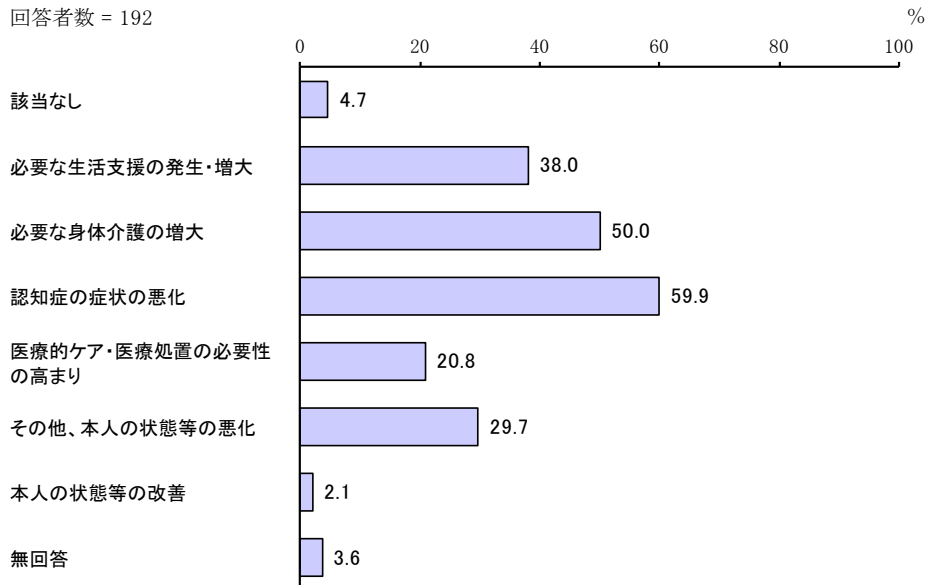
今後の生活に対する考え方については、各対象層とも「できるだけ自宅で暮らしたいが、寝たきりや物忘れの症状が重くなったら、老人ホーム等の施設に入ることやむを得ない」が40%以上と最も多くなっています。また、「寝たきりになったり物忘れの症状が重くなっても、最後まで自宅（現在の住まい）で暮らしたい」は、要介護認定者で30.3%と最も多く、次いで総合事業対象者で22.0%、要支援認定者で20.7%、高齢者一般で18.0%となっています。



(9) 在宅生活の継続について（ケアマネジャーへのアンケート）

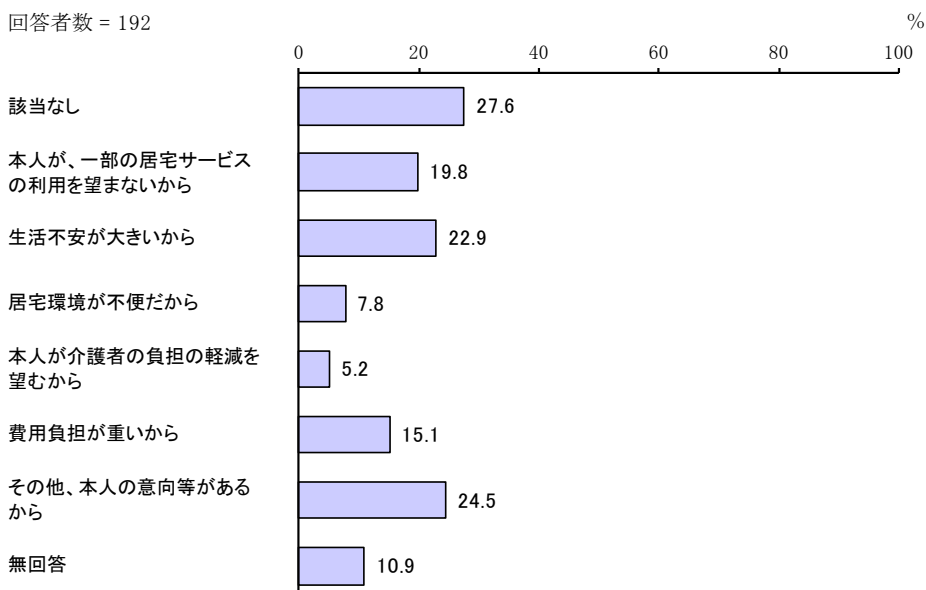
① 在宅生活の継続が難しくなっている理由（本人の状態等に属する理由）

居宅介護支援事業者へのアンケートでは、利用者の在宅生活の継続が困難になっている理由として、「認知症の症状の悪化」の割合が59.9%と最も高く、次いで「必要な身体介護の増大」の割合が50.0%、「必要な生活支援の発生・増大」の割合が38.0%となっています。



② 在宅生活の継続が難しくなっている理由（本人の意向等に属する理由）

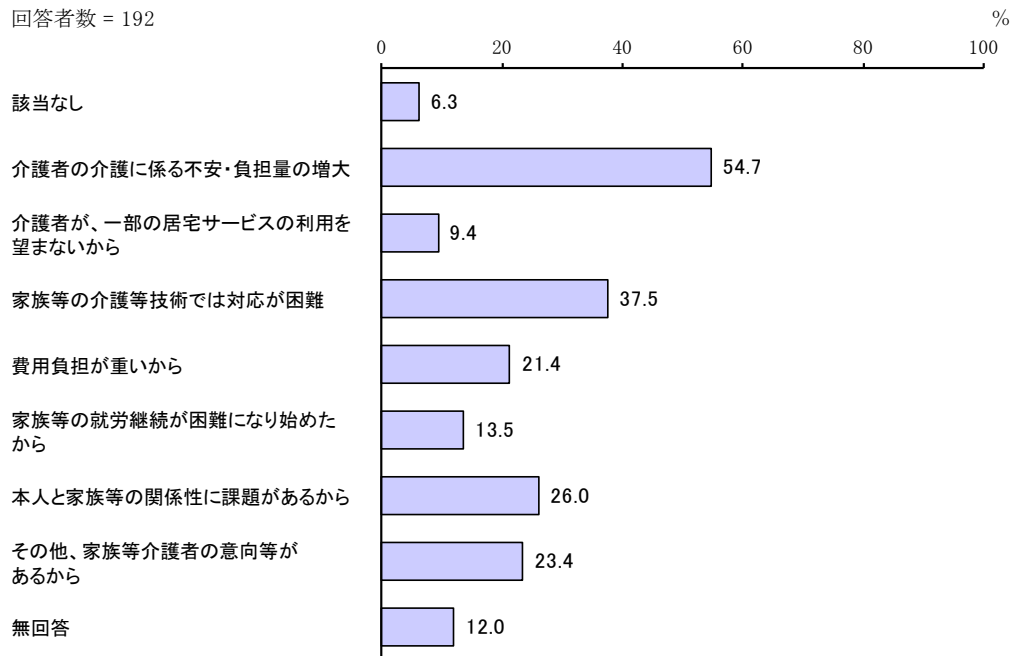
「該当なし」の割合が27.6%と最も高く、次いで「その他、本人の意向等があるから」の割合が24.5%、「生活不安が大きいから」の割合が22.9%となっています。



③ 在宅生活の継続が難しくなっている理由（家族等介護者の意向等に属する理由）

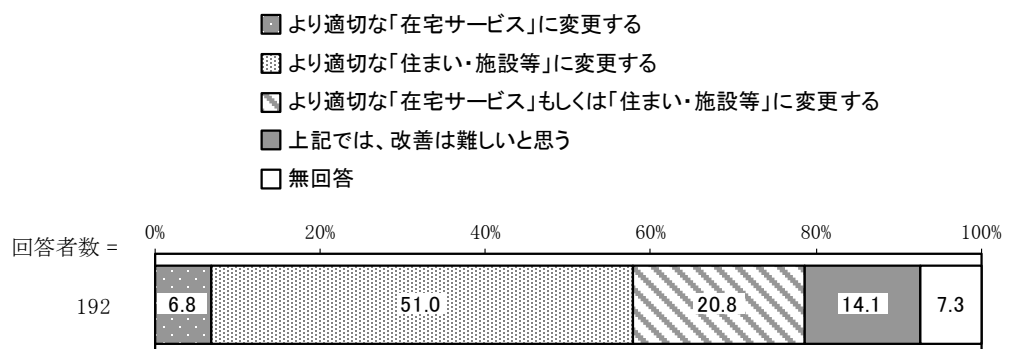
「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「家族等の介護等技術では対応が困難」の割合が 37.5 %、「本人と家族等の関係性に課題があるから」の割合が 26.0%となっています。

回答者数 = 192



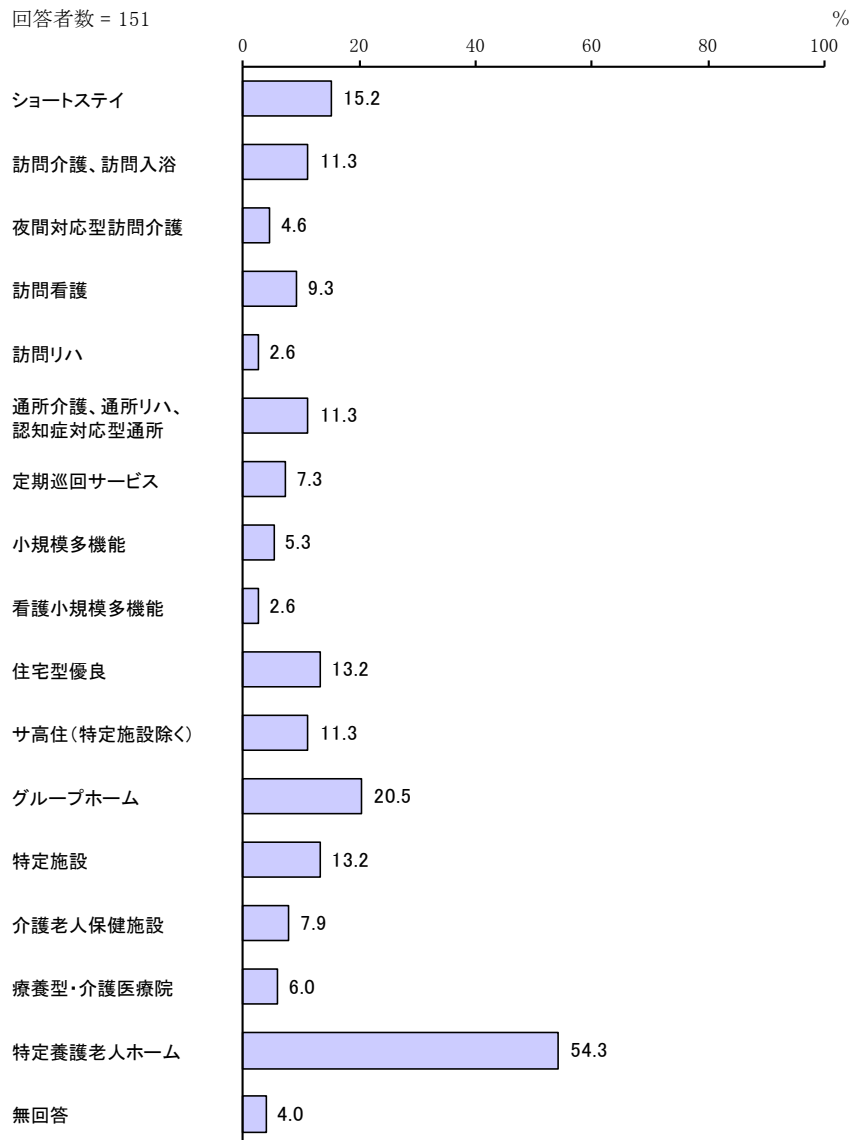
④ 状況を改善するための、サービス利用の変更等について

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている」状況に対して、どのようなサービスに変更することで改善できると思うかという問いに対し、「より適切な『住まい・施設等』に変更する」の割合が 51.0%と最も高く、次いで「より適切な『在宅サービス』もしくは『住まい・施設等』に変更する」の割合が 20.8%となっています。



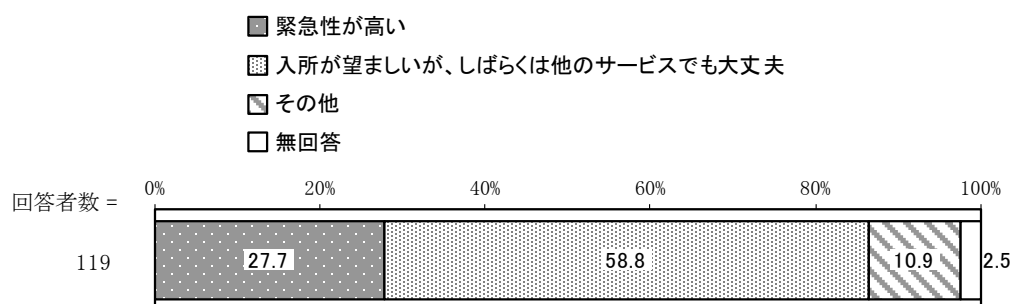
⑤ サービス利用の変更の内容について

「より適切な『住まい・施設等』に変更する」と回答した方に、具体的なサービスを尋ねたところ、「特定養護老人ホーム」の割合が54.3%と最も高く、次いで「グループホーム」の割合が20.5%、「ショートステイ」の割合が15.2%となっています。



⑥ 利用者の入所・入居の緊急度

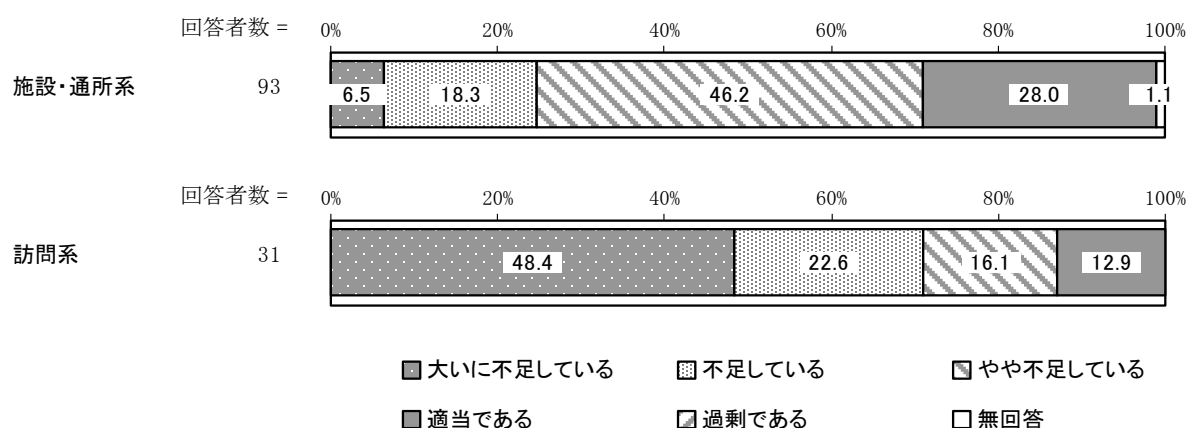
「より適切な『住まい・施設等』に変更する」を選択した方に、利用者の入所・入居の緊急度を尋ねたところ、「緊急性が高い」の割合が27.7%、「入所が望ましいが、しばらくは他のサービスでも大丈夫」の割合が58.8%となっています。



(10) 介護人材に関するアンケート

① 職員の過不足

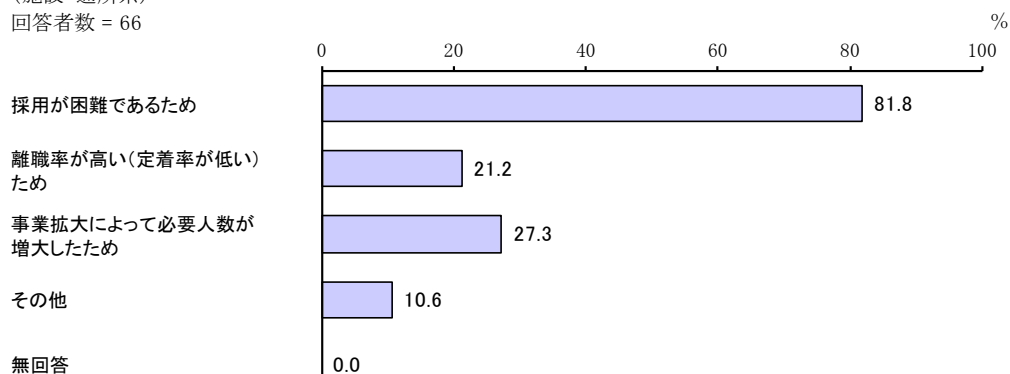
職員の過不足については、不足していると感じている事業所が施設・通所系で71.0%、訪問系で87.1%となっています。



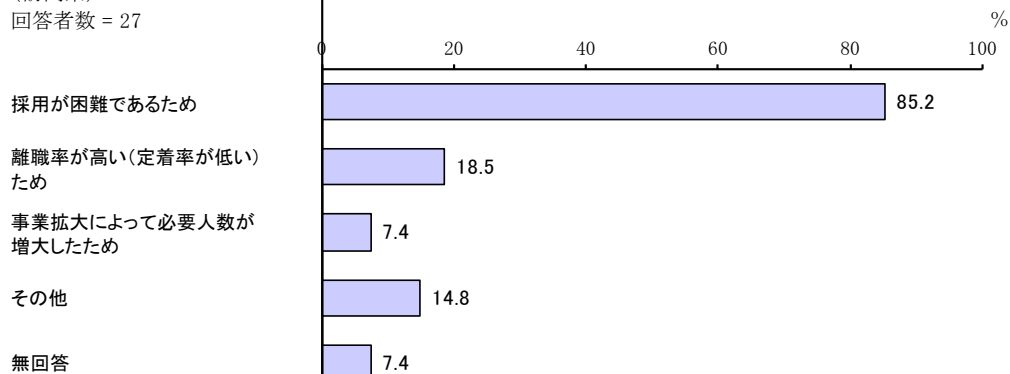
② 不足している理由

職員が不足している理由については、施設・通所系、訪問系ともに「採用が困難であるため」が最も高くなっています。

(施設・通所系)
回答者数 = 66



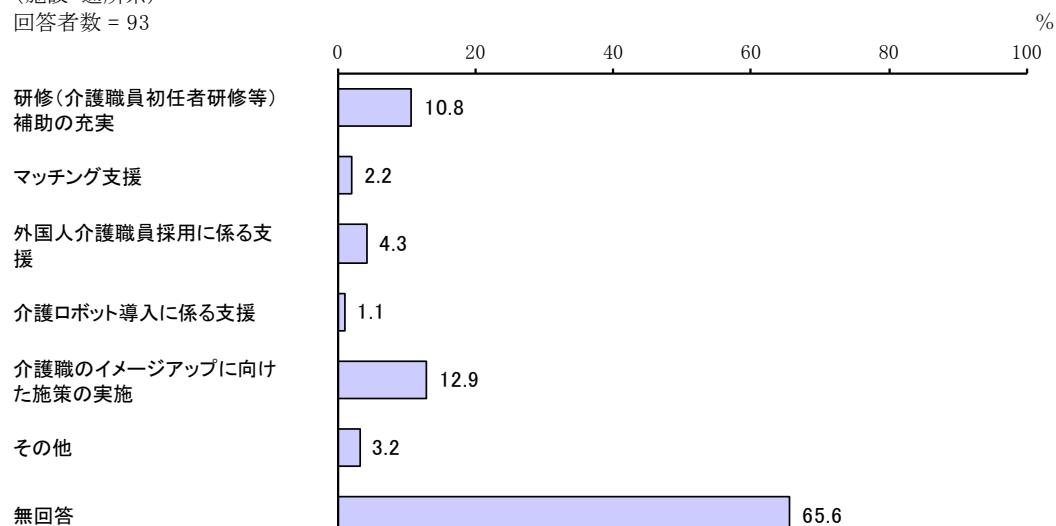
(訪問系)
回答者数 = 27



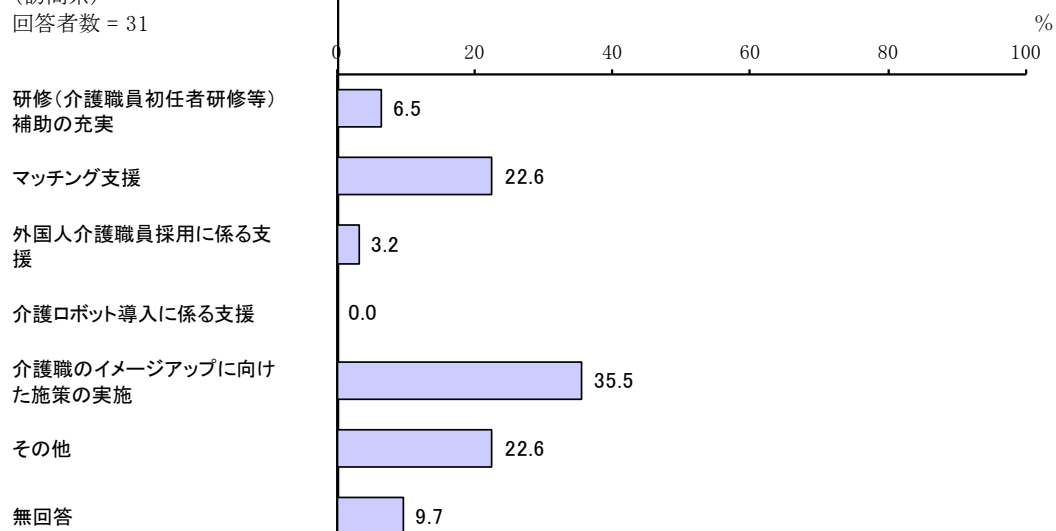
③ 介護人材確保策として市に要望する事業

介護人材確保策として市に要望する事業については、施設・通所系に比べ、訪問系の事業所の方が要望が多く、特に「介護職のイメージアップに向けた施策の実施」「マッチング支援」の割合が高くなっています。

(施設・通所系)
回答者数 = 93



(訪問系)
回答者数 = 31



第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発 行 日 令和3年3月（予定）
企画・編集 市川市福祉部福祉政策課 地域支えあい課 介護福祉課
発 行 者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111（代表）